

令和5年9月定例会

# 横芝光町議会会議録

令和5年 9月5日 開会

令和5年 9月15日 閉会

横芝光町議会

## 令和5年9月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	7
一般質問	39
小倉弘業君	39
森川貴恵君	56
休会の件	73
散会の宣告	74

### 第2号（9月12日）

議事日程	75
本日の会議に付した事件	75
出席議員	75
欠席議員	75
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
職務のため出席した者の職氏名	76
開議の宣告	77
一般質問	77

霞 浩子君	77
宮 蘭博香君	87
内 田美穂君	104
山 崎義貞君	120
川 島富士子君	136
休会の件	152
散会の宣告	152

### 第 3 号 (9月15日)

議事日程	155
本日の会議に付した事件	156
出席議員	156
欠席議員	156
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	156
職務のため出席した者の職氏名	156
開議の宣告	158
諸般の報告	158
議案第10号ないし議案第12号の上程、説明	158
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	162
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	168
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	168
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	198
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	200
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	201
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	203
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	204
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	206
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	206
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	207
議案第12号審議(質疑・討論・採決)	208

議員派遣の件	209
閉会の宣告	209
署名議員	211

9 月 定 例 会

(第 1 号)

## 令和5年9月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和5年9月5日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第3号について(町長政務報告、提案理由説明)  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 休会の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(15名)

1番	森	大地	君	2番	内	田	美	穂	君		
4番	市	原	成一	君	5番	印	東	彦	治	君	
6番	小	倉	弘	業	君	7番	森	川	貴	恵	君
8番	秋	鹿	幹	夫	君	9番	宮	菌	博	香	君
10番	山	崎	義	貞	君	11番	鈴	木	和	彦	君
12番	鈴	木	輝	男	君	13番	川	島		仁	君
14番	川	島	富士	子	君	15番	鈴	木	克	征	君
16番	鈴	木	唯	夫	君						

### 欠席議員(1名)

3番 霞 浩子 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	及川雅一君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	向後和彦君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	佐久間真一君	住民課長	小川健二君
産業課長	加瀬淳一君	都市建設課長	若梅吉伸君
福祉課長	古作健二君	健康こども長	野村浩光君
食肉センター長	郡司勇君	東陽病院長	越川直樹君
会計管理者	石田賢一君	教育長	實川睦子君
教育課長	鈴木正広君	社会文化課長	平野和美君
監査委員	押尾幹君		

---

職務のため出席した者の職氏名

局長 渡邊 奨 書記 椎名悦子

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

霞浩子議員から体調不良のため、本日、欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年9月横芝光町議会定例会を開会いたします。

なお、本定例会中に議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

(午前 9時59分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

12番 鈴木輝男 議員

5番 印東彦治 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を、本日から9月19日までの15日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。



よって、今期定例会の会期は本日から9月19日までの15日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木和彦君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物により、ご了承願います。

なお、本定例会は、各会計の令和4年度決算認定について審議することから、押尾幹代表監査委員に出席をいただいております。

次に、議員派遣結果報告について、鈴木輝男副議長から報告書の提出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日、町長から、議案の送付があり、これを受理したので、ご報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、8月28日に開催された令和5年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会について、宮菌博香議員。

[9番議員 宮菌博香君登壇]

○9番（宮菌博香君） 改めまして、おはようございます。

去る8月28日に開催されました令和5年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、議案3件と報告3件が提案されました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、令和4年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第4号）について、令和5年2月7日に発生した赤濁水への対応業務などにより、3月分の時間外手当に不足が生じたため、令和4年度末までに対応する必要があったことから、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法の規定により専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

資本的収入及び支出の予定額については、建設改良費の増額により、資本的支出で33万3,000円を増額し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費についても、33万3,000円を増額するものであります。

議案第2号は、令和4年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、令和4年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金1億7,781万8,378円を剰余金処分計算書案のとおり処分することについて、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるとともに、令和4年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算について、同法の規定により、議会の認定に付するものです。

収益的収入及び支出については、収入の水道事業収益52億8,991万5,478円に対し、支出の水道事業費用は49億2,140万8,735円となりました。

次に、資本的収入及び支出については、収入の資本的収入7億1,016万2,303円に対し、支出の資本的支出は22億8,429万770円となりました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15億7,412万8,467円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

議案第3号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、監査委員のうち、議会から選出された能勢秋吉氏が令和4年4月22日をもって任期満了となったことに伴い、後任に山武郡市議会選出の小川善郎氏を選任すべく、議会の同意を求めるために提案されたものであります。

報告第1号は、令和4年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計継続費継続計算書についてであります。

本報告は、令和4年度から令和6年度までの3か年を設定期間とした継続事業について、令和4年度継続費予算現額に対する支払額が確定したことに伴い、東金配水場場内連絡管更新工事で8,097万4,400円及び東金配水場場内連絡管更新に伴う電気設備工事で8,773万6,000円を令和5年度へ通次繰越をした旨の報告でありました。

報告第2号は、令和4年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、地方公営企業法の規定による建設改良費の繰越について、工事の施工時期の平準化や地元との調整に時間を要したため、2億2,987万4,900円を令和5年度に繰越した旨の報告でありました。

報告第3号は、令和4年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、議会に報告し公表するもので、資金不足比率の発生はなく、経営状況は良好な状態である旨の報告でありました。提案された3議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、令和5年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告といたします。

[9番議員 宮菌博香君降壇]

○議長（鈴木和彦君） 次に、8月31日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和5年9月定例会について、山崎義貞議員。

[10番議員 山崎義貞君登壇]

○10番（山崎義貞君） 改めまして、おはようございます。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和5年9月定例会の概要報告をいたします。

去る8月31日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和5年9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には、議案5件が提案されました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護法施行条例の制定について）であります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の取扱事務に関し、必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和5年3月23日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護審査会条例の制定について）であります。

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護法施行条例の制定に伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を保護するための審査会の設置に関し、必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和5年3月23日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第3号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会個人情報保護条例の制定について）であります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和5年3月23日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ

を議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第4号は、令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は1億9,722万4,152円です。

一方、歳出総額は1億5,165万5,664円で、歳入歳出差引額4,556万8,488円のうち、2,500万円を財政調整基金に繰入れ、2,056万8,488円を令和5年度に繰り越すこととなりました。

議案第5号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、組合監査委員に山崎義貞を選任するため、地方自治法第292条の規定において準用する同法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものであります。

提案された5議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和5年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

[10番議員 山崎義貞君降壇]

○議長（鈴木和彦君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明

○議長（鈴木和彦君） 日程第4、議案第1号ないし議案第9号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和5年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄、ご多用の折にもかかわらずご参集をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年世界各国で気温の上昇により猛暑日が続き、大規模な山林火災が発生するなど大きな被害がもたらされ、国連のグテーレス事務総長が、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と警鐘を鳴らしました。日本においても、7月から気温の高い日が続き、

熱中症警戒アラートが連日のように発令されました。

9月に入りましても、いまだ気温の高い日が続いております。議員各位をはじめ、町民の皆様には体調管理に十分ご留意くださるようお願い申し上げます。

それでは、9月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、企画空港課関係についてであります。横芝光インターチェンジ周辺開発の進捗状況につきましては、土地所有者や有識者などを委員とする「横芝光町銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺まちづくり推進協議会」を9月に設置し、10月には事業化検討パートナーの募集を行う予定でございます。これは、デベロッパーやゼネコンなど、進出意向のある民間開発事業者が、町や地元とともに、計画初期の段階から地域に密着した検討を行うことを意図したものです。事業化検討パートナーが決まれば、当該地区開発に弾みがつくと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍においてエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の経済的支援と地域経済の活性化を目的とした「地域生活応援券発行事業」については、6月10日基準日時点において住民登録のある全住民2万2,475人へ世帯主を通じて、1人3,000円分の応援券の発送を8月16日から開始し、順次各世帯へ配達作業が進んでいるところでございます。応援券につきましては、9月20日から12月31日まで町内協力事業者でご利用いただけます。

次に、グローバル人材海外派遣事業につきましては、成田空港に近接する当町において国際感覚の醸成と異文化理解の向上はますます重要となり、今後海外で活躍できる人材を育成するため、今年度の新規事業として町内在住の中学生10名を8月21日から4泊5日でシンガポールへ派遣し、地元大学生との交流などを通じて英語力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、異文化を肌で感じていただきました。参加者からは、派遣の様子や成果について10月1日に報告会を行う予定でございます。

続いて、産業課関係についてであります。夏期観光事業につきましては、7月15日から8月20日までの37日間、屋形海水浴場を開設いたしました。今年は新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことから、4年ぶりに子供たちを対象としたビーチバレーボール大会や砂浜運動会などの海水浴場イベントを開催することができました。しかし、お盆休みの連休に接近した台風7号の影響もあり、来客数は5,380人で、昨年の5,250人と比較し2%ほどの増加となっております。

開設期間中は、ライフセーバーによる監視、観光まちづくり協会による会場運営など、夏

期観光対策本部における協力団体の皆様のご尽力により、事故もなく無事終了することができたことに改めて感謝申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、「横芝光町酪農経営支援金」について、6月議会定例会で補正予算の承認をいただいて事業を進め、町内の酪農農家9農家全てから交付申請がありました。

本事業は、飼料価格高騰により経営に影響を受けている酪農農家の事業継続を支援するもので、今年4月1日時点の飼養頭数に対して支給した総額は616万5,000円となり、各酪農農家の飼養頭数に応じて8月30日に全て交付済みであります。

酪農経営にとっては厳しい状況が続いておりますが、事業継続の一助となればと考えております。

続いて、福祉課関係についてであります。住民税非課税世帯へ、1世帯当たり3万円を給付する「物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金」につきまして、7月28日から受付を開始し、8月末までに2,269世帯に対して給付を行いました。現時点での支給率は84.3%であります。

なお、受付期間は10月31日までとなっておりますが、対象の方へ早期に給付金が届くよう努めてまいります。

続いて、健康子ども課関係についてであります。子育て情報支援アプリの導入につきまして、ライフスタイルの多様化による子育て世代のニーズの変化に伴い、一人一人の状況に合わせた子育て情報の発信や、簡便な予防接種スケジュールツールを提供するため、「よこぴか子育て支援情報アプリ」の運用を7月3日から開始いたしました。当アプリは、自治体向けに開発した「子育てモバイル」に横芝光町マスコットキャラクター「よこぴー」等のオリジナルデザインを施し提供しており、今後も利用しやすい情報発信と周知に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種についてでございますが、令和5年春開始接種の状況につきまして、接種対象である65歳以上の方及び64歳以下で基礎疾患を有する等の理由で接種申請のあった方は、8月15日時点で5,259人が接種され、接種率は58.9%となっております。

一方、令和5年秋開始接種につきましては、国から接種開始時期が9月20日からとなることから、使用するワクチンは基本的オミクロン株XBB1.5対応1価ワクチンであることが示されました。接種対象は生後6か月以上の方全員であります。そのうち65歳以上の方及

び64歳以下で基礎疾患を有する方が予防接種法に基づく接種勧奨及び努力義務が適用される公的関与規定の対象となります。予診票等必要書類は各々の最終接種日ごとに順次発送し、併せて接種予約の受付等の接種体制について構築してまいります。

今後、国からのワクチン供給状況を勘案しながら、集団接種については9月下旬から実施することとし、個別接種についても速やかに開始できるよう町内医療機関と調整し、接種を希望される全ての方へ早期の接種完了を目指し、引き続き努めてまいります。

次に、令和5年4月30日時点で横芝光町に住民登録のある小学校1年生から中学校3年生までを対象に、児童1人当たり一律1万円を給付する千葉県の令和5年度臨時的給付措置として位置付けております「子どもの成長応援臨時給付金」につきまして、当町で令和5年6月支給分の児童手当を受給している方を対象とした、いわゆるプッシュ型の支給対象者888人に対しまして8月24日に支給いたしました。一方、公務員の方や児童手当所得上限限度額を超えているため児童手当を受給していない方等の申請を要する支給対象者134人に対しまして8月15日付けで案内通知文書を発送いたしました。なお、申請受付期間は令和6年2月29日までとなっております、対象の方へ早期に給付金を支給できるよう努めてまいります。

続いて、教育課関係についてであります。今年度の中学校部活動の状況については、横芝中学校ソフトテニス部の男女団体戦と男子個人戦3組、女子個人戦2組及び横芝中学校卓球部の女子団体戦並びに光中学校水泳競技で個人1人が関東大会に出場し、さらに、ソフトテニス部の男子団体戦と男子個人戦1組、女子個人戦1組が全国大会に出場し、健闘した結果、男子団体が第3位に入賞いたしました。

大会に出場した生徒はもちろんです。熱心に指導に当たられた顧問の先生、そして日々生徒を励まし、支えていただいた保護者の皆様に対し改めて敬意を表します。

次に、横芝小学校改築事業であります。8月の臨時議会で「横芝小学校改築工事請負契約の締結」について、ご審議いただき可決ご承認いただいたところでございますが、現在、これに関連する横芝小学校改築の機械設備工事と電気設備工事の執行を進めておりますので、入札等により契約事務が整いましたら、議会で「請負契約の締結」のご審議をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後とも、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を、ご説明申し

上げます。

お手元の令和5年9月横芝光町議会定例会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本案は、財政調整基金積立金のほか、人事異動等に伴う人件費、保育委託事業、需給調整推進対策奨励事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億8,910万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億8,347万円とすべく提案したものでございます。

議案第2号 令和5年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、介護予防住宅改修費の利用者数の増加に伴い、保険給付費が伸びたことによる増額のほか、前年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億3,057万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,557万6,000円とすべく提案したものでございます。

議案第3号ないし議案第8号並びに議案第9号についてであります。各会計の令和4年度歳入歳出決算について、議会の認定を求めべく、監査委員の意見を付けて提案したものでございます。

報告第1号 令和4年度横芝光町一般会計継続費の継続年度終了による精算についてであります。本件は、令和3年度横芝光町一般会計予算で継続費を設定した都市計画策定事業（都市計画用途地域見直し業務）について、令和4年度に事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し、議会に報告するものでございます。

報告第2号 令和4年度健全化判断比率の報告についてでございます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度における健全化判断比率について監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第3号 令和4年度資金不足比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度における資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。



〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第1号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

別冊となっております一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,910万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億8,347万円とし、第2条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を、第3条で、地方債の変更を目的に地方債の補正を行おうとするものであります。

次のページをお願いいたします。

2ページから4ページまでは第1表歳入歳出予算補正で、内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表は債務負担行為補正で、今回追加する光B&G海洋センター温水プール・光しおさい公園指定管理料は、期間が今年度末で終了することから、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

6ページをお願いいたします。

続いて、第3表地方債補正ですが、臨時財政対策債について、限度額を980万円減額し、4,520万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。内容につきましては、歳入の22款町債で説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

7ページから9ページまでは事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

15款2項1目総務費国庫補助金の地域女性活躍推進交付金は、市町村等が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援するもので、補助率は4分の3です。

2目民生費国庫補助金の就学前教育・保育施設整備交付金は、保育所等の新設、修理、改

造または整備に要する経費などに対する交付金で、補助率は2分の1です。

次の保育対策総合支援事業補助金は、公立保育所等における新型コロナウイルス感染症対策として、必要な衛生用品などの購入に対して、補助対象額の2分の1が交付され、また、公立保育所の使用済みおむつの処理に係る備品購入に対して、補助対象額の3分の1が交付されるものです。

3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、歳出のワクチン接種事業、職員手当の増額に伴い、補助金を増額するものです。

16款2項2目民生費県補助金の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金は、県が支給するひとり親世帯への給付金について、福祉事務所を設置しない町村が行う事務に対し、交付されるものです。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、公立保育所の使用済みおむつの処理に係る備品購入に対する補助金で、県補助金の3分の1を計上するものです。

3目衛生費県補助金の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業補助金は、交付決定による増額計上です。

4目農林水産業費県補助金の気象災害に強い果樹産地支援事業補助金は、認定農業者が実施する事業費の増額に伴い、補助金を増額するものです。

7目教育費県補助金の千葉県公立学校給食費無償化支援事業補助金は、多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担を軽減するため、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を無償化するもので、市町村が実施する助成額の2分の1が補助されます。

18款1項1目一般寄附金は、町内事業者から1,000万円の寄附があったことから計上するものです。

4目民生費寄附金の保育寄附金は、大総保育所、横芝保育所及び上塚保育所それぞれの通園バス運営委員会の解散に伴い、578万8,000円の寄附があったことから計上するものです。

19款1項3目介護保険特別会計繰入金は、令和4年度の介護保険特別会計への繰出金の精算金です。

11ページをお願いいたします。

19款2項4目教育振興基金繰入金は、奨学資金貸付金の新規貸付者の増により、増額するものです。

6目地域振興基金繰入金は、基金を活用して実施する町ホームページ運用事業及び横芝光インターチェンジ周辺開発事業の事業費の増額に伴い、繰入金を増額するものです。

20款1項1目繰越金は、本補正予算の財源に充当するため計上しました。

21款7項1目雑入は、いずれも交付決定や交付見込みにより計上するもので、河川環境整備委託金は、千葉県山武土木事務所との協定に基づき増額、次のスポーツ振興くじ助成金は、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの交付決定により減額、次の消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金、次の廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金は、一般財団法人千葉県環境財団からの助成金です。

2目過年度収入は、いずれも令和4年度分の国庫支出金、県支出金の精算により、追加交付されるものです。

22款1項1目臨時財政対策債は、本年度発行可能額の決定に伴い減額するものです。

続いて、12ページをお願いします。

歳出になります。歳出は、説明欄黒丸の事業ごとに説明させていただきます。

1款1項1目議会費の一般給与費は、4月1日付の人事異動等に伴う調整のほか、共済費の負担率変更や地方公務員等共済組合法の改正により増額補正するものです。なお、この後の各科目の一般職給与費につきましては、補正額の増減はあるものの、人事異動等に伴う調整などとなりますので、説明は省略をさせていただきます。

2款1項1目一般管理費の特別職給与費は、職員共済組合負担金の負担率変更により増額するものです。

13ページに移りまして、4目広報広聴費、町ホームページ運用事業は、人工知能を活用し、ホームページ上の問合せ等を会話形式で自動回答するチャットボットを導入するための委託料を計上しました。

5目財政管理費の財政管理事務費は、財政調整基金積立金で、地方財政法の規定により、前年度繰越金の2分の1相当額を積み立てるものです。

次の電子調達管理事業は、現在使用している自治体向けの入札情報を検索することができる工事实績等検索システムが本年10月から有料となるため、6か月分の使用料を計上しました。

8目企画費、地方創生対策事業は、企業版ふるさと納税の獲得に向けて、プロジェクトの立案などを行うプロジェクトコーディネートと、町の情報を掲載し、寄附受付、決済などを行うプラットフォームの構築を委託するものであります。

9目地域安全対策費、防犯灯設置事業は、屋形海岸シャトルバス停留所に夜間利用者の転倒防止など、安全を確保するための防犯灯設置に係る工事費を計上しました。

11目空港対策費の共同利用施設空気調和設備機能回復事業は、東町及び牛熊共同利用施設の老朽化による空調設備の機能回復を図るための設計業務委託料を計上し、次の航空業界学習事業は、町内の小学6年生を対象に、航空業界学習の一環として、周遊フライトを実施するための委託料を計上しました。

14目デジタル行政推進費のD X推進事業、13節使用料及び賃借料は、自治体専用のクラウド型ビジネスチャットと、人工知能により音声データから議事録等を作成する音声議事録システムを導入するための使用料です。

17節備品購入費は、音声議事録システム導入に伴うモバイルレコーダーと卓上マイクの購入費の計上です。

14ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費の固定資産管理事業は、固定資産管理システム用パソコンの購入費で、故障や不具合が生じていることから、買換えを行うものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、15ページをお願いいたします。住民基本台帳ネットワークシステム事業は、デジタル手続法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムと戸籍附票システムの連携に係る初期登録に対応するためのシステム改修業務委託料です。

次は、16ページをお願いいたします。

3目障害者福祉費です。説明欄記載の4つの事業は、いずれも令和4年度国庫負担金及び国庫補助金の精算による返還金であります。

17ページをお願いいたします。

7目介護保険費の2つ目の事業認定調査費は、会計年度任用職員に係る職員手当の実績見込みによる調整、次の介護保険特別会計繰出事業、18ページにかけてとなります。これにつきましては、令和4年度分の低所得者介護保険料軽減負担金を、実績により繰り出すものであります。

2項2目児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付金事業は、令和4年度国庫補助金の精算による返還金です。

4目保育所費の2つ目の事業、横芝保育所運営事業、10節需用費の消耗品費は、国の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を行うための抗原定性検査キットや衛生用品などの購入費を計上、次の修繕料は、浄化槽点検用マンホールと洗面台の修繕をするための経費を計上、14節工事請負費は、駐車場のくぼみや段差を解消するための工事費を計上しました。

17節備品購入費は、国及び県の補助事業を活用し、使用済みおむつの処理に係るおむつ用ごみ箱運搬用台車などの購入費の計上です。

次の保育委託事業は、19ページにかけてとなります。これにつきましては、光中央幼稚園、園舎の大規模修繕工事に対する補助金であります。

次の子育てのための施設等利用給付事業は、令和4年度国及び県負担金の精算による返還金です。

次の保育対策総合支援事業、18節負担金補助及び交付金は、私立保育園が町立保育所と同様に、新型コロナウイルス対策として実施する抗原定性検査キットや衛生用品などの購入に対しての補助金、次の22節償還金利子及び割引料は、令和4年度国庫補助金の精算による返還金です。

4款1項2目予防費の個別予防接種事業、20ページにかけてとなります。これにつきましては、令和4年度分の精算による国庫補助金の返還金、次の新型コロナウイルスワクチン接種事業の3節職員手当と4節共済費は、会計年度任用職員に係るもので、実績見込みによる調整、次の22節償還金、利子及び割引料は、令和4年度分の精算による国庫補助金及び国庫負担金の返還金です。

3目健康づくり費の健康づくり事務費は、介護予防や研修会等の参加者の増加に伴い、傷害保険料を増額するものです。

次の妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援事業は、会計年度任用職員に係る職員手当の実績見込みによる調整です。

6目環境衛生費、21ページをお願いいたします。環境美化推進事業は、河川環境整備委託金を活用した、栗山川環境ボランティアに係る経費、10節需用費は、草刈り機を持参された参加者へ配布する替え刃の購入費、14節工事請負費は、ボランティアでは除草の困難な場所の除草工事費を計上いたしました。

次の資源リサイクル促進事業は、廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金を活用し、廃食油回収作業に使用のごみ袋などの消耗品費を計上するものです。

5款1項3目農業振興費の需給調整推進対策奨励事業は、飼料用米の作付面積の増加など、対象作物の実績見込みにより補助金を増額、次の地域園芸活性化事業は、22ページにかけてとなります。認定農業者である果樹農家が防災、減災のために実施する事業費の増額に伴い、補助金を増額するものです。

5目農地費、地域排水管理事業は、大布川樋門の浸水被害で賠償額の合意に至った2件の

対象者に賠償金を支払うものです。

6款1項1目商工振興費、横芝光インターチェンジ周辺開発事業の7節報償費は、横芝光インターチェンジ周辺まちづくり推進協議会の設置に伴い、協議会開催時の委員報償費を計上、12節委託料は、横芝光インターチェンジ周辺における農業振興地域、農用地区域の除外などに係る事前協議や県営かんがい排水事業、両総南条支線地区の用水受益地変更に係る変更計画書の作成を早期に進める必要が生じたことから、業務委託料を増額するものです。

23ページをお願いいたします。下段になります。

8款1項2目非常備消防費、消防団活動費は、消防団員安全装備品整備事業助成金を活用し、災害現場で活用する消防団員の安全を確保するための防じん眼鏡とヘッドライトの購入費を計上しました。

24ページをお願いいたします。

3目消防施設費の施設設備事務費は、八匠水道企業団への負担金で、今年度に予定されていた消火栓の設置替えが前倒しして実施されることになったため、負担金を増額計上するものです。

次の防災行政無線維持管理事業は、屋外拡声子局の保守点検時に指摘のあった西高野局、姥山局、栗山平和公園局の修繕を行うものです。

9款1項2目事務局費の特別職給与費は、職員共済組合負担金の負担率変更による増額、2つ下の奨学資金事業は、新規貸付者の増により増額計上するものです。

次の英語講師配置事業と、25ページの学習指導等講師配置事業は、会計年度任用職員に係る職員手当、共済費、旅費の実績見込みによる調整です。

2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業は、漏水が見られる光小学校家庭科室の排水管と消防設備点検で指摘のあった光小学校屋内消火栓設備、上堺小学校火災報知設備の営繕工事費を計上しました。

3項1目学校管理費の中学校施設維持管理事業は、26ページにかけてとなります。横芝中学校に設置されています、老朽化した災害用救助袋と屋外時計の営繕工事費の計上です。

4項4目図書館費の図書館事務費は、27ページにかけてとなります。会計年度任用職員に係る報酬、職員手当、旅費の実績見込みによる調整です。

次の図書館一般設備維持管理事業は、空調設備の保守点検時に指摘のあった、空調制御機器及び無停電電源装置を交換するための修繕料を計上しました。

5項2目体育施設費の光スポーツ公園一般管理事業、10節需用費は、浄化槽保守点検時に

指摘のあった散気管を改修するための修繕料、14節工事請負費は、野球場外周フェンスの腐食箇所を改修するための工事費の計上です。

次の光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業、10節需用費は、芝生広場のバスケットコートラインを引き直すための修繕料を計上し、14節工事請負費は、老朽化したB & G海洋センター正面玄関自動ドアの営繕工事費を計上しました。

21節補償、補填及び賠償金は、指定管理に係る基本協定書に基づき、令和4年度の電気料金高騰分を補填金として指定管理者へ支払うものであります。

次のふれあい坂田池公園一般管理事業の10節需用費は、管理棟の破損した配水管や陸上競技場及び芝生広場の合併浄化槽などの修繕料を計上、12節委託料は、野球場の設備改修により点検対象物が増えたため、消防設備保守点検委託料を増額計上、14節工事請負費は、公園東側遊歩道の未舗装箇所の段差を解消するための舗装工事と、ゲートボール場脇トイレの漏水を復旧するための工事費などを計上しました。

歳出の説明は以上となります。

29ページから34ページまで給与費明細書、35ページは追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書、36ページは地方債の現在高に関する調書となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。

再開は午前11時10分といたします。

（午前10時58分）

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

---

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明を続けます。

議案第2号について、福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 議案第2号 令和5年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第

1号)の詳細についてご説明申し上げます。

別冊となっております介護保険特別会計補正予算書をお願いします。

1ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,057万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,557万6,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、要支援認定者の在宅介護の住宅改修事業利用者の増加に伴い、給付費が伸びたことによる増額のほか、令和4年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金の精算に要する経費について、補正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。6ページをご覧ください。

歳入から説明をいたします。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費負担金202万4,000円の増額は、令和4年度の実績確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金から追加交付されるものであります。

8款繰入金、1項4目低所得者保険料軽減繰入金297万7,000円の増額は、令和4年度の実績確定により、国、県から追加交付があり、町一般会計で受け入れたものに町負担分を加え、介護保険特別会計へ繰り入れるものであります。

9款繰越金1億2,557万5,000円は、歳出補正予算の財源調整のため増額するものです。

続きまして、7ページ、歳出について説明いたします。

2款保険給付費、1項1目介護サービス給付費は、歳入4款の支払基金交付金及び8款の低所得者保険料軽減繰入金の追加交付による財源振替でございます。

2項1目介護予防サービス給付費は、要支援者の住宅改修事業の利用者が増加したことにより、予算が不足することから増額をするものです。

3項1目審査支払手数料、4項1目高額介護サービス費、5項1目高額医療合算介護サービス費、8ページをお願いします。7項1目特定入所者介護サービス費につきましては、1項1目の介護サービス給付費と同様に財源振替です。

7款諸支出金、1項2目償還金8,523万5,000円の増額は、令和4年度の実績の確定により、国及び県へは保険給付費、地域支援事業費を、社会保険診療報酬支払基金へは地域支援事業費を返還するものです。



4目一般会計繰出金4,414万1,000円の増額につきましては、令和4年度分の実績確定により町一般会計へ返還するもので、内訳としましては、介護給付費分として3,300万9,000円、地域支援事業の総合予防事業分として292万2,000円、包括任意事業分として142万7,000円、一般事務費分として678万4,000円であります。

以上で、令和5年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第3号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第3号 令和4年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

過日行われました議会議員全員協議会では、決算書により説明をさせていただきましたので、本日は別つづりの令和4年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書にて説明をさせていただきますので、ご用意願います。

それでは、令和4年度決算資料、表紙から2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

会計別決算の状況です。

一般会計の欄をご覧ください。

令和4年度の歳入決算額は129億1,871万4,000円、歳出決算額は124億7,721万3,000円で、令和3年度決算額との比較では、歳入は5億9,206万2,000円の減、歳出は5億1,691万9,000円の減となりました。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出款別・性質別決算額の前年度対比です。

初めに、歳入、1款町税の決算額は26億447万8,000円で、前年度と比較して額で5,263万9,000円、率で2.1%の増です。これは主に固定資産税が増額したためで、新型コロナの影響により、事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置が令和3年度課税の1年分限りとされていたこと、また、新築家屋数が増加したことによるものであります。なお、税ごとの収入済額や徴収率につきましては、後ほど本資料の40ページ、町税の徴収実績でご確認をお願いいたします。

次に、2款地方譲与税は1億5,774万円で、前年度比較では額で110万3,000円、率で0.7%

の増です。

3 款利子割交付金は150万6,000円、前年度比較では額で8万3,000円、率で5.2%の減。

4 款配当割交付金は1,520万7,000円で、前年度比較では額で119万6,000円、率で7.3%の減。

5 款株式譲渡所得割交付金は1,213万7,000円で、前年度比較では額で854万1,000円で、率で41.3%の減となりました。

6 款法人事業税交付金は3,639万円で、交付基準の経過措置により、前年度比較では額で1,016万円、率で38.7%の増。

7 款地方消費税交付金は5億2,956万5,000円で、前年度比較では額で12万8,000円の増、率の増減はありません。

8 款ゴルフ場利用税交付金は2,753万円で、前年度比較では額で340万5,000円、率で11.0%の減。

9 款環境性能割交付金は2,496万3,000円で、前年度比較では額で446万7,000円、率で21.8%の増。

10 款地方特例交付金は1,621万5,000円で、前年度比較では額で4,122万9,000円、率で71.8%の減となりました。これはコロナ禍において事業収入が減少した中小事業者等への特例措置により、固定資産税の減収分額としての新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付が令和3年度限りとされていたことによるものです。

11 款地方交付税は37億760万1,000円で、前年度比較では額で7,431万7,000円、率で2.0%の減となりました。地方交付税のうち、普通交付税は3,154万8,000円の減。これは前年度に限り、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金費の交付があったことによります。また、特別交付税は4,241万7,000円の減で、特別の財政需要などについて、総務省の定めるところにより算定されております。

続いて、12 款交通安全対策特別交付金は398万3,000円で、前年度比較では24万3,000円、5.8%の減。

13 款分担金及び負担金は6,532万5,000円で、前年度比較では額で340万7,000円、率で5.0%の減となりました。

14 款使用料及び手数料は4,098万9,000円で、前年度比較では26万3,000円、0.6%の増です。

15 款国庫支出金は17億531万8,000円で、前年度比較では額で2億8,648万2,000円、率で14.4%の減となりました。減額となった主な要因としては、令和4年度においても新型コロ

ナに関連する国庫支出金が約6億9,903万7,000円ありましたが、前年度と比較しますと、約2億6,256万8,000円が減額したことによるものです。

16款県支出金は7億887万3,000円で、前年度比較では額で1億3,002万1,000円、率で15.5%の減となりました。これは主に、前年度にあった農業経営高度化支援事業補助金や被災農業者支援事業補助金繰越分の皆減によるものです。

17款財産収入は2,270万8,000円で、前年度比較では額で398万円、率で21.3%の増となりました。これは財産貸付収入や不動産売払収入などが増額したことによります。

18款寄附金は7,705万5,000円で、前年度比較では2,547万7,000円、率で24.8%の減となりました。一般寄附金、ふるさと納税寄附金、教育寄附金の減額によるものです。

19款繰入金は4億9,370万8,000円で、前年度比較では額で6,891万2,000円、率で16.2%の増となりました。これは公共施設総合管理基金繰入金は皆減となりましたが、財政調整基金繰入金や減債基金繰入金、地域振興基金繰入金が増額したことなどによるものです。

20款繰越金は5億1,664万5,000円で、前年度比較では額で7,115万5,000円、率で16.0%の増です。収入済額のうち、純粋な余剰金としての繰越金が増額したこと、また、前年度事業の繰越しに伴う繰越金が増額したことによります。

21款諸収入は16億6,048万5,000円で、前年度比較では額で1,046万3,000円、率で0.6%の減となりました。これは成田国際空港株式会社からの空港周辺対策交付金は増額しましたが、雑入のスポーツ振興くじ助成金が皆減したことなどによるものです。

22款町債は4億9,030万円で、前年度比較では額で2億1,780万円、率で30.8%の減でした。恐れ入りますが、42ページをお願いいたします。

令和4年度の借入れの状況についてご説明いたします。

上8件が合併特例事業債です。1つ目から3つ目までは、令和3年度から繰越しとなった町道3路線の道路改良事業に係る借入れ、4つ目は地域振興基金積立金の財源とするための借入れ、その下の4つは主要町道の改良事業の財源とするための借入れです。合併特例事業債の充当率は95%で、元利償還金の70%が交付税措置されます。

次の公共施設等適正管理推進事業債、長寿命化事業は、町道2路線の舗装修繕事業に係る借入れで、充当率は事業費の90%、交付税措置率は元利償還金の30%から50%となります。

次の公共施設等適正管理推進事業債集約化は、横芝小学校改築事業の実施設計業務に係る借入れで、充当率は事業費の90%、交付税措置率は元利償還金の50%です。

次の防災対策事業債は、町道の測量設計業務に係る借入れで、充当率は事業費の100%、

交付税措置率は元利償還金の28.5%から57%となります。

次の施設整備事業債は、消防団が使用する消防車両2台の購入事業に係る借入で、事業費の2分の1まで借り入れることができ、充当率は100%、交付税措置率は元利償還金の70%です。

次の緊急防災・減災事業債は、農免道路桑郷線舗装修繕に係る借入で、充当率は事業費の100%、交付税措置率は元利償還金の70%です。

次の臨時財政対策債は、元利償還金相当の全額が後年度普通交付税に措置されることになっております。

このように、元利償還金について、交付税措置のある町にとって有利な地方債の借入に努めているところであります。

歳入の説明は以上となります。

3ページに戻っていただきます。

続いて、歳出です。

1款議会費の決算額は8,860万4,000円で、前年度比較では額で545万2,000円、率で5.8%の減でした。一般職給与費の減額が主な要因となります。

2款総務費は26億364万8,000円で、前年度比較では額で2億9,659万8,000円、率で10.2%の減でした。これは町内全世帯に1世帯当たり1万円の商品券を配布した地域経済活性化・生活支援商品券発行事業の皆増、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業や生活路線バス運行事業の増額などがありましたが、財政管理事務費の減債基金積立金や財政管理事務費の公共施設総合管理基金積立金が減額し、また、前年度には旧横芝行政センターほか解体工事費が、役場庁舎連絡通路増築工事費といった多額な支出があったことなどにより、減となりました。

3款民生費は33億8,602万6,000円で、前年度比較では額で2億6,146万円、率で7.2%の減となりました。減となりました主な要因は、前年度に児童1人当たり10万円を支給した子育て世帯への臨時特別給付事業や住民税非課税世帯などに10万円を支給した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、65歳以上の方へ5,000円分の商品券を発行した高齢者支援商品券発行事業といった支出があったことによるものです。一方、増額となった事業もあり、町民税非課税世帯など、1世帯当たり5万円を支給した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業や、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業繰越分などが改増、介護給付・訓練等給付事業、横芝保育所運営事業などが増額となりました。

4款衛生費は15億6,357万7,000円で、前年度比較では額で9,561万8,000円、率で6.5%の増となりました。増となった主な要因は、東陽病院事業会計繰出事業の増額によるものです。

5款農林水産業費は4億6,595万4,000円で、前年度比較では額で1億4,400万3,000円、率で23.6%の減です。これは屋形排水機場や古川1号水門の整備補修工事による土地改良施設維持管理適正化事業の増額、農免道路桑郷線の舗装修繕工事による農免道路事業費の増額などがありましたが、前年度には被災農業者支援事業繰越分や経営基盤整備事業の農業経営高度化支援事業補助金、篠本新井地区負担金といった多額な支出があったことなどにより、大幅な減となりました。

6款商工費は3億2,852万7,000円で、前年度比較では額で7,166万7,000円、率で27.9%の増となりました。前年度にありました地域経済活性化事業、プレミアム付き応援チケット発行事業繰越分などが皆減となりましたが、企業誘致促進事業の企業立地促進基金積立金が増額したこと、また、物価高騰により大きな影響を受けた法人、または個人事業者に対し、応援金を給付した農・工・商業者向け物価高騰対策応援金事業を実施したことなどにより、大幅な増となりました。

7款土木費は6億6,511万8,000円で、前年度比較では額で678万4,000円、率で1.0%の増、前年度並みの支出額となりました。主要幹線道路の改良事業やその他町道整備事業、直営舗装事業を推進したほか、都市計画策定事業では、都市計画情報や道路情報などの地図情報をウェブ上で公開するための公開型GISを構築しました。

8款消防費は8億101万8,000円で、前年度比較では額で2億7,282万4,000円、率で51.7%の大幅な増となりました。これは横芝光消防署改築事業の消防署庁舎建替事業負担金の年割額が増えたことによるものであります。

9款教育費は13億7,834万8,000円で、前年度比較では額で2億7,712万2,000円、率で16.7%の減となりました。これは中学校施設維持管理事業の光中学校陸上トラック全面改修工事の実施などによる増額、小中学校や各施設の光熱水費の増額、また、ICT支援員配置事業の皆増などもありましたが、前年度には学校用地の取得や造成工事を実施した横芝小学校改築事業や野球場の改修工事を実施したふれあい坂田池公園一般管理事業で多額な支出があったことなどにより減となりました。

10款災害復旧費の支出はありませんでした。

11款公債費は11億9,639万3,000円で、前年度比較では額で2,082万3,000円、率で1.8%の増です。

12款諸支出金は、支出がありませんでした。

続きまして、4ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、歳出を性質別に分類した表であります。

1、人件費の決算額は18億858万円で、前年度比較では額で32万7,000円の増、率の増減はありません。

2、扶助費は18億7,623万3,000円で、前年度比較では額で2億9,176万8,000円、率で13.5%の減でした。減となった主な要因につきましては、前年度に子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給があったことによるものです。

3、公債費は11億9,639万6,000円で、前年度比較では額で2,082万3,000円、率で1.8%の増となりました。公債費は令和4年度がピークとなっております。

4、物件費は18億9,863万6,000円で、前年度比較では額で560万3,000円、率では0.3%の減で、前年度並みとなりました。前年度にあった旧横芝行政センターほか解体撤去工事費が皆減となりました。地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に係る電算システム改修委託料や横芝光町公開型GIS構築等業務委託料の改増、役場庁舎をはじめとする各施設の光熱水費の増額などにより、前年度並みとなりました。

5、維持補修費は2,594万7,000円で、前年度比較では額で814万6,000円、率で23.9%の減となりました。前年度に中台共同利用施設空調設備改修や屋形南集会所、古川集会所の改修に係る支出があったことなどによるものです。

6、補助費等は30億3,250万4,000円で、前年度比較では3億5,884万2,000円、率で13.4%の増となりました。補助費等には補助金と負担金のほか、東陽病院への繰出金が含まれますが、増となった主な要因といたしましては、横芝光消防署庁舎建て替えに係る負担金や東陽病院への繰出金が増額し、地域経済活性化・生活者支援商品券発行事業補助金が皆増したことによるものです。

7、投資及び出資貸付金は2,812万7,000円で、前年度比較では額で449万9,000円、率で19.0%の増となりました。これは主に成田空港周辺地域共生財団出捐金が増額したことによるもので、成田空港周辺地域共生財団が町内で実施した防音工事に係る町負担分であります。

8、繰出金は9億9,390万4,000円で、前年度比較では額で3,518万6,000円、率で3.7%の増となりました。この性質別歳出の繰出金は、東陽病院事業会計以外の特別会計などへの繰出金で、増となった主な要因としましては、後期高齢者医療特別会計繰出金や介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金が増額したことによるものです。

9、積立金は5億5,539万1,000円で、前年度比較では額で2億3,130万2,000円、率で29.5%の減となりました。これは財政調整基金積立金や企業立地促進基金積立金は増額したものの、減債基金積立金や公共施設等総合管理基金が減額したことなどによるものです。

10、投資的経費は10億6,297万8,000円で、前年度比較では3億9,977万7,000円、率で27.3%の減でした。うち、災害復旧事業費は支出がなく、全て普通建設事業費となります。継続的に行っている主要幹線道路の改良工事やその他町道整備事業、直営舗装事業のほか、横芝小学校改築に係る設計委託料や光中学校陸上トラックの全面改修工事などの支出がありました。前年度にはふれあい坂田池公園野球場改修工事や篠本新井土地改良区への農業経営高度化支援事業補助金といった多額な支出があったことなどにより、大幅な減となりました。

以上が歳出の説明となります。

次のページ、5ページから36ページまでは、一般会計の主要な事業の状況、37ページ以降につきましては、特別会計を含む各種決算資料となりますが、説明は割愛させていただきます。後ほどご確認くださいようお願い申し上げます。

以上、令和4年度一般会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第4号及び議案第5号について、住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 議案第4号及び議案第5号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、一般会計と同様に、決算書別冊の資料、令和4年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明申し上げます。

資料の52ページをお願いします。

52ページ、右側の歳入をご覧ください。

1款国民健康保険税の決算額は5億4,989万8,000円で、前年度と比較して1,584万8,000円、2.8%の減となりました。減額の主な要因は、被保険者数の減少によるものです。徴収率は現年度分が94.3%、前年度比0.35ポイント低下、滞納繰越分は15.21%、前年度比0.47ポイント向上しております。

5款国庫支出金は、マイナンバーカード保険証利用申込支援事業に対する補助金で、健康保険証の利用申込等を勧奨するパンフレット、リーフレットの作成等に要した経費に対して1万2,000円の交付がありました。

6款県支出金の決算額の総額は19億8,141万3,000円で、前年度と比較して4,688万3,000円、2.4%の増となりました。増額となった主な要因は、普通交付金の増額によるものです。普通交付金は町国保の保険給付の実績に応じて交付される交付金で、19億2,723万5,000円が交付されました。特別交付金は5,417万8,000円が交付され、その内訳は、医療費適正化、予防健康づくり等への町の取組状況に応じ交付される保険者努力支援制度分が1,466万4,000円、国庫の特別調整交付金のうち、市町村に交付される特別調整交付金分、市町村分が982万円、市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される県繰入金2号分が2,241万4,000円、特定健康診査等負担金は728万円でありました。

7款財産収入は5,000円で、財政調整基金の利息です。

8款繰入金は、制度に基づいた一般会計からの繰入金で1億7,786万4,000円、前年度と比較して140万8,000円、0.8%の減となりました。

9款繰越金は5,556万3,000円で、令和3年度からの繰越金です。前年度と比較して1,605万7,000円、22.4%の減となりました。

10款諸収入は1,226万5,000円で、前年度と比較して18万円、1.4%の減となりました。

以上、歳入合計は27億7,702万円で、前年度と比較して1,286万5,000円、0.5%の増となりました。

続きまして、右側の歳出をご覧ください。

1款総務費は一般管理費、国民健康保険団体連合会負担金、国保税の賦課徴収費、国保運営協議会費で、決算額は1,679万4,000円で、前年度と比較して131万6,000円、8.5%の増でありました。

2款保険給付費は令和4年度中の被保険者の受診に対して町が給付した医療費の総額で19億3,572万2,000円、前年度と比較して4,280万9,000円、2.3%の増となりました。

3款国民健康保険事業費納付金は、県に納める納付金で7億2,724万5,000円で、前年度と比較して619万5,000円、0.8%の減となりました。内訳は、医療給付費分が4億6,619万7,000円、後期高齢者支援等分が1億8,216万8,000円、介護納付金が7,888万円でありました。この納付金は、県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用に充てるため、県が県内の市町村から徴収する納付金で、市町村ごとの納付金を県が決定しています。



5 款保健事業費は4,197万2,000円で、前年度と比較して160万円で、4%の増となりました。これは医療費通知、レセプト点検委託料、短期人間ドック助成、水中ウォーキング教室、特定健康診査、特定保健指導事業など、保健事業に係る経費であります。

6 款基金積立金は、決算見込みの剰余金のうち、3,068万3,000円を積立ていたしました。著しい財源不足に対処するための積立てで、財政調整基金の令和4年度末の現在高は3億744万5,000円となります。

8 款諸支出金は772万7,000円で、前年度と比較して1,203万2,000円、60.9%の減です。諸支出金の内容は、国保税の還付金255万1,000円と、東陽病院会計への繰出金517万6,000円です。

以上、歳出合計は27億6,014万3,000円で、前年度と比較しまして5,155万1,000円、1.9%の増でありました。

以上、令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計の歳入歳出の差引額は1,687万7,000円となりました。

引き続き、議案第5号 令和4年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、令和4年度決算資料の53ページになります。

後期高齢者医療制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体であり、町と役割分担をしております。町が分担する事務の収支を本会計において賄うものでございます。

それでは、53ページの左側、歳入をご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料の決算額は2億3,963万4,000円、前年度と比較して2,188万3,000円、10%の増となりました。令和4年度保険料の収納率は99.59%で、前年度比0.01ポイント向上しております。

4 款繰入金は8,544万4,000円でありました。前年度と比較して428万1,000円、5.3%の増となりました。これは一般会計からの事務費繰入金と、保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金となっております。

5 款繰越金は155万1,000円で、前年度と比較して30万5,000円、16.4%の減となりました。

6 款諸収入は1,204万4,000円で、前年度と比較して179万2,000円、21.2%の増となりました。諸収入の主なもの、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入で、保険料の徴収事務と後期高齢者の健康診査事業などの経費について、広域連合が費用の負担をするものであります。

以上、歳入の合計は3億3,687万3,000円となりました。前年度と比較して2,765万1,000円、8.9%の増となりました。

続いて、右側の歳出をご覧ください。

1款総務費は、事務費に係る経費であります。決算額は271万5,000円で、前年度と比較して53万7,000円、24.7%の増となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は3億1,406万9,000円で、前年度と比較して1,709万9,000円、5.8%の増となりました。納付金の内容は、保険料納付金と保険料の軽減分を県と町で補填する保険基盤安定納付金となります。

3款保健事業費は767万7,000円で、前年度と比較して130万1,000円、20.4%の増となりました。後期高齢者医療広域連合から受託して町が実施している後期高齢者の健康診査に係る費用となっております。

4款諸支出金は141万2,000円で、前年度と比較して73万5,000円、34.2%の減となりました。保険料還付金と令和3年度分の一般会計繰入金の精算に伴う他会計繰出金となっております。

以上、歳出合計は3億2,587万3,000円で、前年度と比較しまして1,820万2,000円、5.9%の増でありました。

以上、令和4年度横芝光町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の差引額は1,100万円となりました。

以上で、議案第4号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について及び議案第5号 令和4年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、決算認定についてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

(午前11時55分)

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

---

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号について、福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 議案第6号 令和4年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、令和4年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明させていただきます。

資料の54ページをご覧ください。

介護保険特別会計決算の内訳でございます。

初めに、左側の表の歳入についてご説明いたします。

1款保険料の決算額は4億8,331万4,000円でした。令和3年度と比較しまして額で248万8,000円、率で0.5%の減となりました。これは65歳以上の高齢者人口の減少により減額となったものです。なお、令和5年4月1日現在、65歳以上の方は8,452人で、1年前と比べ106人の減、高齢化率は37.5%です。保険料はあらかじめ年金から差し引く特別徴収と、個別に保険料を納めていただく普通徴収がありますが、過年度分を含めました全体の徴収率は97.4%で、令和3年度と比較しまして0.1ポイント増となりました。

2款使用料及び手数料は109万2,000円で、令和3年度と比較しまして額で11万1,000円、率で9.2%の減となりました。任意事業として実施しております高齢者配食サービスと紙おむつ等の支給の個人負担分の収入になります。また、紙おむつ等の支給につきましては、令和3年度から地域支援事業に該当しない利用者分を一般会計予算で実施しております。

3款国庫支出金は6億5,877万3,000円で、令和3年度と比較しまして額で2,266万1,000円、率で3.6%の増となりました。主なものは、制度に基づきまして、施設サービス給付費の15%相当額と居宅サービス給付費の20%相当額、財政調整のための調整交付金などです。

4款支払基金交付金は6億3,050万5,000円で、令和3年度と比較しまして額で1,558万2,000円、率で2.4%の減となりました。制度に基づきまして、介護給付費と地域支援事業に要する経費の27%相当額となります。

5款県支出金は3億7,028万7,000円で、令和3年度と比較しまして額で470万3,000円、率で1.3%の増となりました。3款、4款と同じく、制度に基づきまして、施設サービス給付費の17.5%相当額と居宅サービス給付費の12.5%相当額などです。

6款財産収入は8,000円で、令和3年度と比較しまして額で3,000円、率で27.3%の減となりました。介護給付費準備基金の利子です。

8款繰入金金は4億739万円で、令和3年度と比較しまして額で1,790万4,000円、率で4.6%

の増となりました。制度に基づきまして、介護給付費分の12.5%相当額、地域支援事業の総合事業分の17.5%相当額、地域支援事業の総合事業以外分の19.25%相当額、介護認定審査等に要する経費などの事務的経費及び低所得者層の保険料軽減相当額を一般会計から繰入れましたものです。

9款繰越金は1億4,881万8,000円で、令和3年度からの繰越金です。令和3年度と比較いたしまして額で5,013万2,000円、率で25.2%の減となりました。

11款諸収入は214万8,000円で、令和3年度と比較しまして額で212万5,000円、率で9,239.1%の増となりました。令和4年度は交通事故等、第三者の行為により保険給付を行った給付費の一部が賠償金から補填されたため、増額となっております。

以上、歳入合計は令和3年度と比較いたしまして額で2,092万3,000円、率で0.8%の減となり、27億233万5,000円でありました。

続きまして、右側の表の歳出についてご説明いたします。

1款総務費2,907万2,000円は、令和3年度と比較しまして額で258万1,000円、率で9.7%の増となりました。前年度に計上がありませんでした高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料が主な要因となっております。

2款保険給付費は22億7,570万8,000円で、令和3年度と比較しまして額で920万8,000円、率で0.4%の減となりました。歳出全体の91%を占めるものです。令和4年度の要介護認定者数は1,387人です。主な減額理由としましては、新型コロナウイルス感染症により、通所事業所を中心に一時的な休止があったことや利用控えの影響により利用者数が減少したことによるものです。

4款基金積立金8,000円は、令和3年度と比較しまして1億2,000万3,000円の減となりました。令和4年度は介護給付費準備基金の積立てがなかったことから、減となっております。令和5年3月末現在の基金残高は3億3,036万3,000円となっております。

5款地域支援事業費は1億146万7,000円で、令和3年度と比較しまして額で42万8,000円、率で0.4%の減となりました。介護予防・日常生活支援サービス事業のほか、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などへの支出となります。

7款諸支出金9,261万7,000円は、令和3年度と比較いたしまして額で5,149万円、率で125.2%の増となります。第1号被保険者保険料の還付や令和3年度分の介護給付費等の精算をした結果、超過分を国、社会保険診療報酬支払基金、千葉県及び町一般会計に返還した

ものです。

以上、歳出合計は、令和3年度と比較いたしまして額で7,556万8,000円、率で2.9%の減となり、24億9,887万2,000円であります。この結果、歳入歳出差引残高は2億346万3,000円となりました。

以上で、令和4年度横芝光町介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第7号について、産業課長。

〔産業課長 加瀬淳一君登壇〕

○産業課長（加瀬淳一君） 議案第7号 令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

資料につきましては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明をさせていただきます。

55ページをご覧ください。

まず、左側の歳入でございます。

1款分担金及び負担金は、新規の加入者が1件ございましたので、収入額は20万円の皆増となりました。

2款使用料及び手数料は838万9,000円で、前年度と比較して1万7,000円の減額、率で0.2%の減でございます。

3款繰入金は4,813万9,000円で、前年度と比較して325万5,000円の増額、率で7.3%の増。一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金は360万3,000円で、前年度と比較して85万1,000円の増額、率で30.9%の増でありました。

5款諸収入はありませんでした。

6款町債は750万円で、公営企業会計法適用移行業務に係る町債でございます。

以上、歳入合計は6,783万1,000円で、前年度と比較して498万9,000円の増額、率で7.9%の増となりました。

次に、右側の歳出でございます。

1款総務費は592万7,000円で、前年度と比較して34万2,000円の増額、率で6.1%の増となりました。職員1名分の一般給与費でございます。

2 款事業費は2,341万7,000円で、前年度と比較して499万7,000円の増額、率で27.1%の増となりました。これは公営企業会計に移行するための業務委託料や木戸台クリーンセンターの曝気攪拌装置交換工事の増額が要因となるものでございます。

3 款公債費は3,524万5,000円で、前年度と比較して1万1,000円の増となりました。

以上、歳出合計は6,458万9,000円で、前年と比較して535万円の増額、率で9.0%の増となりました。なお、歳入歳出の差引残高は324万2,000円となりました。

以上で、令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第8号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司 勇君登壇〕

○食肉センター所長（郡司 勇君） 議案第8号 令和4年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明させていただきます。

56ページをご覧ください。

まず、左側の歳入でございます。

1 款事業収入は1億7,641万4,000円で、前年度と比較して242万1,000円の減、マイナス1.4%でありました。これは令和4年12月にセンター運営の安定化を図るため、食肉センター使用料の改正を行ったところですが、令和4年度の全と畜頭数が前年度と比較して6,027頭の減、マイナス5.7%となったことから減額となったものでございます。収入の内訳は、食肉センター使用料のほか、冷蔵庫使用料、オイル使用料、カット室使用料でございます。

2 款県支出金は174万6,000円で、前年度比較すると10万5,000円の減、マイナス5.7%でありました。検査に合格した枝肉へのと畜検印押印委託金が、と畜頭数の減少に伴い減額となっております。

3 款財産収入は1,000円で、基金積立金の利子でございます。

4 款繰越金は4,268万1,000円で、前年度と比較すると495万1,000円の増、プラス13.1%でありました。令和3年度から事故繰越された排水処理施設改修工事に係ります財源を含んでおります。

5 款諸収入は56万6,000円で、前年度と比較すると21万1,000円の増、プラス59.4%であり

ました。これは例年受け入れている牛枝肉確認票発行業務委託費や自動販売機設置負担金のほか、令和4年度は節電や電気の効率的な利用に取り組む国の節電プログラムに参加表明したことで、電気利用効率化促進対策事業助成金が新規で増額となったことによるものでございます。

6款繰入金金は36万円で、前年度と同額です。一般会計から児童手当分として36万円を繰り入れたほか、令和4年度は財政調整基金からの繰入れはありませんでした。

以上、歳入合計は2億2,176万8,000円で、前年度と比較して263万6,000円の増額、プラス1.2%でありました。

次に、右側、歳出でございます。

1款総務費は職員の人件費や事務費などで7,938万円、前年度と比較すると384万7,000円の増、プラス5.1%でありました。これは千葉県内5つのと畜場の再編整備を進めるための新法人株式会社成田食肉流通センター設立に係る食肉センター再編整備出資金と、令和3年4月にセンター使用料等各種使用料を改正したことによる事業収入の増収に係る消費税額の増が主な要因でございます。

2款施設管理費は1億1,765万6,000円で、前年度と比較すると2,471万2,000円の増、プラス26.6%でありました。これは燃料油価格や電気料金の高騰に伴い、燃料費や光熱費が増額となったことが主な要因でございます。

3款公債費は797万3,000円でございます。これにより令和4年度末の元金未償還額は157万5,000円となります。

4款積立金は1,000円でございます。

以上、歳出合計は2億501万円で、前年度と比較すると2,855万9,000円の増額、プラス16.2%でありました。なお、歳入歳出差引残高は1,675万8,000円となりました。

以上で、令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 郡司 勇君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第9号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 議案第9号 令和4年度横芝光町病院事業会計決算の認定について説明させていただきます。

資料につきましては、引き続き、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明

させていただきます。

57ページをお願いいたします。

この表は、東陽病院事業会計の消費税を含んだ決算額を、前年度と比較したものでございます。

初めに、上段の表、収益的収入及び支出の収入についてであります。1款病院事業収益は15億5,235万6,000円で、前年度と比較して額で3,833万4,000円、率で2.4%の減となりました。内訳につきましては、1項医業収益は9億6,561万4,000円で、前年度と比較して額で7,272万4,000円、率で7.0%の減となりました。外科医師の減のため、外来、入院ともに患者数が大幅に減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症による入院制限等の影響が主な要因となっております。

2項訪問看護ステーション収益は1,986万円で、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で訪問件数が減となったことから、前年度と比較して額で655万4,000円、率で24.8%の減となりました。

3項医業外収益は5億5,988万2,000円で、前年度と比較して額で4,036万1,000円、率で7.8%の増となりました。これは電気料高騰緩和支援に係る地方創生臨時対策交付金を含む一般会計からの繰入金を中心とする負担金交付金の増額によるものでございます。

4項特別利益は700万円で、前年度と比較して額で58万3,000円、率で9.1%の増となりました。看護師奨学金で2名からの返還でございます。

続きまして、上段右側の表になりますが、支出の1款病院事業費用は16億33万9,000円で、前年度と比較して額で762万5,000円、率で0.5%の減となりました。内訳につきましては、1項医業費用は15億3,165万8,000円で、前年度と比較して額で276万5,000円、率で0.2%の減となっております。外科医師の減に伴う外来、入院患者の減、手術件数の減のため、血液製剤等の薬品費及び診療材料費の減額が主な要因となっております。

2項訪問看護ステーション費用は3,234万円となりました。主なものは給与費で、3,071万7,000円となっております。

3項医業外費用は3,634万1,000円で、前年度と比較して額で443万5,000円、率で10.9%の減となりました。企業債利息の減額、医師、看護師等養成費の減額が主な要因となっております。

4項特別損失はありませんでした。

次に、下段の表、資本的収入及び支出でございますが、左側の収入の表、1款資本的収入



は1億4,382万5,000円で、前年度と比較して額で4,366万8,000円、率で43.6%の増となりました。内訳ですが、1項企業債は令和4年度の借入れはありませんでした。2項支出金は2,429万9,000円で、前年度と比較して額で1,881万6,000円、率で43.6%の減となっております。企業債の元金償還金分及び施設改修工事や医療機器購入等に伴う財源として、町一般会計からの繰入金2,424万9,000円と匝瑳市からの負担金7万円で、平成3年度の建て替え時の建設費及び平成28年度の診療情報システム導入時の借入れが完済し、企業債償還金の元金が減少したことによるものでございます。

3項補助金は1億1,952万6,000円で、診療情報システム更新事業、電話交換機更新工事に係る成田空港周辺対策特別交付金でございます。

続きまして、右側の表、支出であります。1款資本的支出は1億7,380万円で、前年度と比較して額で1,651万1,000円、率で10.5%の増となりました。内訳といたしましては、1項建設改良費は1億3,009万9,000円で、前年度と比較して額で4,248万1,000円、率で48.5%の増となりました。診療情報システム更新事業に係る資産購入費の増額が主な要因でございます。

2項企業債償還金は4,370万1,000円で、前年度と比較して額で2,597万円、率で37.3%の減となりました。これは歳入でも説明させていただきましたが、平成3年度の建て替え時の建設費及び平成28年度の診療情報システム導入時の借入れが完済したことによるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,997万4,699円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

以上、議案第9号 令和4年度横芝光町病院事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第3号から議案第9号までの令和4年度各会計決算の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員から、令和4年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

押尾幹代表監査委員。

○監査委員（押尾 幹君） それでは、決算審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る8月18日、21日、22日の3日間にわたり、令和4年度の横芝光町の一般会計及び特別

会計、歳入歳出決算並びに東陽病院に関わる病院事業会計決算について審査を実施いたしました。

まず初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また、財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われたか審査いたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、財源の確保に努め、歳入歳出の均衡を保つよう、適正な財政運営を行うよう要望いたしました。

次に、東陽病院の事業会計について報告をさせていただきます。

病院事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また、地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などは、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行と併せておおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、病院を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあり、公立病院としての使命感を持ちつつ、さらなる効率的経営に努めるとともに、町民から信頼される地域医療の拠点となるよう要望いたしました。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見ですが、報告書に記載しましたので、省略を

させていただきます。

以上、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。

○議長（鈴木和彦君） 次に、報告第1号ないし報告第3号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきましてご説明申し上げます。

ピンクの表紙の議案・報告つづり5ページをお願いいたします。

初めに、報告第1号 継続費の継続年度終了による精算についてであります。

本件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和4年度に終了した継続費の精算について、次のとおり報告するものです。

今回、一般会計で報告する事業は1事業で、報告書記載の7款土木費、4項都市計画費の都市計画策定事業（都市計画用途地域見直し業務）です。

本事業は、令和3年度と4年度の2か年継続事業で、適正かつ合理的な土地利用を誘導するための用途地域の見直しと、横芝地区居住地整備可能性調査を実施したものです。全体計画が1,133万円、実績額は1,130万8,000円で、年割額と支出済額の差につきましては、契約結果による執行差金でございます。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号及び報告第3号につきましては、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく議会への報告事項であります。

7ページをお願いいたします。

報告第2号 令和4年度健全化判断比率の報告についてであります。

財政健全化法では、中ほどの表にあります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断比率としています。4つの指標それぞれが標準財政規模に対する割合で示されます。

令和4年度決算では、一般会計、特別会計とも赤字がありませんでしたので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は表示しておりません。実質公債比率は5.2%で、前年度と比較して0.6ポイント低くなりました。また、将来負担比率は、将来負担額に充当可能な財源額が将来負担額を上回っているため、表示しておりません。

表中括弧書きの数値は、横芝光町の早期健全化基準を参考までに記載したものです。この数値を1つでも超えると、町は財政健全化計画を策定しなければならなくなり、さらに実質

赤字比率が20.0%、連結実質赤字比率が30.0%、実質公債比率が35.0%を1つでも超えると財政再生計画の策定が義務づけられることとなりますが、当町のいずれの数値も早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政運営がされているものと判断しております。

次に、9ページをお願いいたします。

報告第3号は、令和4年度資金不足比率の報告についてであります。

資金不足比率は公営企業を対象としたもので、令和4年度決算における当町の公営企業の資金不足比率につきましては、報告書のとおり病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計ともに資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上で、報告第1号、報告第2号及び報告第3号の説明とさせていただきます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 令和4年度横芝光町一般会計継続費の継続年度終了による精算について、報告第2号 令和4年度健全化判断比率の報告について、報告第3号 令和4年度資金不足比率の報告については、ただいま説明のとおりでご了承願います。

ここで休憩します。

再開は午後1時50分といたします。

（午後 1時36分）

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時49分）

---

### ◎一般質問

○議長（鈴木和彦君） 日程第5、これより一般質問を行います。

---

### ◇ 小 倉 弘 業 君

○議長（鈴木和彦君） 通告順に発言を許します。

小倉弘業議員。

〔6番議員 小倉弘業君登壇〕

○6番（小倉弘業君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、小倉弘業が一般質

間をさせていただきます。

まず初めに、4月に行われました町議会議員選挙では、多くの町民の皆様からのご支援をいただき、2期目の当選をさせていただきました。これからも1期目の初心の気持ちを忘れることなく、全ては町民の皆様のために力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今年も9月に入り、台風シーズンに入りましたが、7月から全国で異常な暑さが続いています。町の基幹産業である農業の米の収穫も最盛期を迎えているところではありますが、米の買取価格が心配される場所でもあります。コロナ禍で低迷していた外食産業が回復し、米の需要が増えることにより、米価が上がり安定した農業の経営ができることを願うばかりです。

それでは、大綱4点質問させていただきます。

1点目、バス送迎時の安全管理について。

令和3年7月に、福岡県中間市の保育所で男児が通園バスに置き去りにされ、死亡した事故が発生し、翌令和4年9月にも静岡県牧之原市の認定こども園で送迎バスに置き去りにされた女児が熱中症により死亡するという大変痛ましい事故が発生した事案を受け、昨年12月28日に、関係府省会議にて、バス送迎時の所在確認や送迎バスの安全装置の装備が義務づけられました。

この安全装置の施行期日は令和5年4月1日から令和6年3月末となっておりますが、現在、町内の送迎バスへの設置状況をお伺いします。

また、車側の対策である安全装置の装備との両輪として、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定するよう、昨年10月12日に内閣等にて公表されましたが、当町の保育施設ではバスの送迎に当たり、毎日使えるチェックシートやヒヤリハットの共有などを取り入れた子供の安全確実な登園、降園のための安全管理マニュアルの策定、また、活用はされているのかお伺いします。

次に、保育施設の安全点検について。

昨年6月の一般質問で、広島市で5歳の園児が保育中にいなくなり、近くの川で見つかり死亡したという事故が発生したことで、原因は保育園の周りのフェンスや生け垣の隙間から1人で外に出て、川で溺れた可能性が高いことが分かったことから、同じ事故を繰り返さないためにも安全点検を行っていただきましたが、点検の内容と結果をお伺いします。

また、今、町では保育施設などでの事故を未然に防ぐため、どのような指導、取組をお考

えか、お伺いします。

次に、学校の防犯対策について。

近年、各地で相次いで起きている学校への不審者侵入事件が後を絶ちません。保護者を装ったの侵入など、手口は様々です。当町の各学校でも、登下校以外は門の施錠などは行っていると思いますが、不審者の侵入防止は平時の備えが必要とされています。町の小学校、中学校ではどのような対策を講じているのかお伺いします。

また、文部科学省では、先般、埼玉県戸田市の中学校に刃物を持った不審者が侵入し、教員に危害を加えるという事件が発生した事案を受け、各学校の危機管理マニュアルが不審者侵入事案を含め、事件等の教訓を生かした記載となっているか確認するとともに、取組の徹底を行っていただくよう、3月17日に事務連絡を送ったとされていますが、この危機管理マニュアルの点検調査票は教育委員会が取りまとめて、4月28日までに文部科学省担当課へ提出されたと思いますが、提出時、不審者侵入に対応する内容の危機管理マニュアルであったのかお伺いします。

次に、2点目、ICT支援員について。

昨年7月に導入されたICT支援員ではありますが、当町では3名を委託業者と契約し、業務委託という形で導入しているわけですが、町の中学校、小学校への支援はどのような周期で行っているのかお伺いします。

次に、GIGAスクール構想による1人1台端末での授業は、町担当者のスピードある対応で、Wi-Fi環境整備などが整った状態で行われていますが、今心配されているのがICT事業等の実施において、教員によって得意、不得意があり、学校差、学年差、学級差があると言われています。現在、各学校では教員のITリテラシー向上に向けた取組は行っているのかお伺いします。

次に、端末使用について。

現在、当町でもICT端末の持ち帰り学習が行われていますが、家庭での使用には問題が多く、安心・安全に利用するためには、一定のルールが必要とされています。

問題とされているのは、有害サイトへのアクセスやフィッシングなど、危険なウェブサイトなどへのアクセス、また、ウイルス感染、紛失、損壊、ネット依存などがデメリットとして問題視されていますが、各学校ではどのような対策が取られているのかお伺いします。

次に、災害時の対応について。

大規模な災害が発生すると、膨大な被災者が発生し、被災者に対する迅速な救援、救護策

の実施が必要となってきます。中でも、家屋の倒壊や破損、ライフラインの途絶により、自宅での生活ができなくなった方々については、早期に避難所を開設し、避難者を受け入れ、食料や水、生活用品等の救援物資の提供が必要となります。被災後における避難所運営体制を迅速に確立するためには、具体的な手順等について避難所ごとのマニュアルを作成し、あらかじめ関係者が共通の認識を深めていくことが必要だとされています。

千葉県でも、昨年4月に避難所ごとの運営マニュアル等を作成する際の参考書とし、災害時における避難所運営の手引きを更新していますが、当町ではどのようなマニュアルの作成を考えているのかお伺いします。

次に、平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされたことにより、当町では避難行動要支援者の情報を収集した台帳の整備は完了しているとのことでしたが、昨年7月末現在、情報提供をいただいているのは対象者5,319人のうち2,720人でしたが、現在の状況をお伺いします。

また、同意をいただけない方々への啓発はどのように行っているのかお伺いします。

次に、町道I-14号線の交差点について。

清長大橋から匝瑳市へつながるI-14号線が今年3月末に開通され、利便性の高い道路ができたことにより、町民の皆様も喜んでいるところではありますが、道幅が広く、スピードが出しやすいため、地元の皆様は大きな事故が起こるのではないかと心配されていましたが、7月31日午前5時10分頃、町道I-14号線とスクールラインI-22号線の交差点で乗用車同士が衝突し、40代の男性が死亡するという痛ましい事故が起こりました。

また、県道横芝停車場白浜線との交差点でも開通後何度か事故が発生していますが、このような事故を未然に防ぐためにも、早期に信号機の設置など、交通事故防止対策が必要であると思いますが、現在、町ではこの交差点2か所でどのような事故防止対策を講じているのかお伺いします。

以上4点、壇上からの質問とさせていただきます。

〔6番議員 小倉弘業君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、小倉弘業議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、また、私からは大綱4点目、町道の安全対策についてにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、県道横芝停車場白浜線と町道I-14号線の交差点の安全対策でございますが、I-14号線の県道交差点へ向かう車線に減速を促す破線を40メートルの区間にわたり設置し、その破線の手前にすべり止め舗装及び路面標示を施しました。そのほか、県道との交差点の北西側と南東側に道路照明をそれぞれ1基設置いたしました。

次に、スクールライン、町道I-22号線と町道I-14号線の交差点の安全対策でございますが、スクールライン側は交差点に向かう側の車線に路面標示を施し、交差点に対して、海に向かう車線側には、大きなカーブの手前に標識を2基設置いたしました。また、町道I-14号線側は、交差点に向かう側の車線の一時停止の手前に、すべり止め舗装及び路面標示を施しました。そのほか、交差点の北西側に道路照明を1基設置いたしました。これら実施した安全対策は、千葉県警察本部との現地協議、指示に基づき実施しております。

また、令和5年7月31日早朝にスクールラインと町道I-14号線の交差点において、車同士が衝突する事故が発生いたしました。このことにより、8月8日、千葉県警察本部、山武警察署と現地立会いを実施し、千葉県警察本部の指示に基づき、周辺視野対策を行うことにより、車の動きを認知させ、事故防止対策とするための紅白のポールを車線の路側に設置し、交差点四隅の歩車道境界ブロックの上に自発光式道路ビヨウを設置する予定でございます。

今後、これらの交差点に注視し、関係機関と連携しながら、町道の交通安全対策に努めてまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 小倉弘業議員ご質問の大綱1点目、保育施設・学校の安全管理についてのうち、バス送迎時の安全管理についてと、保育施設の安全点検についてお答えいたします。

初めに、バス送迎時の安全管理についての送迎用バスへの安全装置の設置状況はについてですが、国の関係府省令等の所要の改正が令和5年4月1日に行われ、既に施行されており、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備の義務付けについては、令和6年3月



末までの1年間を経過措置として設定しているものの、可能な限り令和5年6月末までに整備するよう国から要請されております。

町内の保育所、認定こども園については、合わせて9施設がございます。そのうち、町立横芝保育所、日吉保育園、白浜保育園の3つの保育所と、認定こども園のまさご幼稚園1園の合計4施設が登園、降園のために送迎バスを運行しており、それぞれ国の補助金を活用して、令和5年6月末時点で全ての施設で安全装置は設置済でございます。

また、保育施設ではございませんが、児童クラブにつきましても、送迎対応を実施しており、当該車両も保育施設同様に国の補助金を活用して安全装置を設置しております。

一方、学校の送迎バスにつきましては、安全装置の設置義務はございません。

次に、安全管理マニュアルの策定はについてですが、昨年度に静岡県で発生した認定こども園の送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという大変痛ましい事案を受け、安全管理の徹底に関する緊急対策、こどものバス送迎・安全徹底プランを政府が取りまとめ、令和4年10月12日付で発出されました。

こどものバス送迎・安全徹底プランの中で示されております緊急対策、安全管理マニュアルでは、車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって、園の現場に役立ち、かつ分かりやすく、簡潔な安全管理の徹底に関するマニュアルを策定するとされ、国からマニュアル例が示されたところでございます。

町内各保育施設では、国から示されたマニュアル例を参考に、既存で運用しているマニュアル等へ追加する等対応し、安全管理と事故防止の徹底に努めているところでございます。

次に、保育施設の安全点検についての前回行った安全点検の結果はについてですが、町内の保育施設では、国で定める保育所保育指針の事故防止及び、安全対策に基づきまして、安全管理に努め、日々目視による点検を実施し、安全確認を行っております。

昨年度に行った安全点検の結果、町立横芝保育所におきましては、保育所駐車場に設置されているフェンスが老朽化し、腐食が著しい状況であったため、安全管理上支障があると判断し、令和4年9月にフェンスの修繕を実施いたしました。

今後も引き続き日常の安全点検に努め、危険な部分を発見した場合は速やかに対応すべく努めてまいります。

次に、今後の指導、取組はについてですが、令和4年6月議会定例会一般質問にて答弁させていただきましたとおり、保育士の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねるとともに、各保育関連関係機関が開催する各種リスクマネジメント研修等へ

の参加や山武警察署による防犯講習会、匝瑳市横芝光町消防組合による災害時における避難に係る指導等を受け、保育士の安全管理に対する意識向上を図り、引き続き事故等の未然防止及び事故発生後の的確な対処への備えに努めてまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 小倉弘業議員ご質問の大綱1点目、保育施設・学校の安全管理についてのうち、学校の防犯対策についてと、大綱2点目、GIGAスクール構想についてにお答えいたします。

初めに、学校の防犯対策についての不審者の学校侵入防止対策はでございますが、小中学校では、文部科学省の学校の危機管理マニュアル作成の手引き及び千葉県教育委員会の学校安全の手引きを基に、学校危機管理マニュアルを作成し、不審者侵入防止の対応をしております。

本マニュアルには、不審者侵入防止の3段階のチェック体制を記載しており、まず第1段階として、校門の施錠管理、来訪者向けの案内を、第2段階として、校舎入り口や受付の案内指示を、さらに第3段階として、受付での指示・明示や来訪者に名札の着用等を依頼し、校舎内に不審者を入れないことを優先した対策を講じているところでございます。

また、小中学校では、不審者が侵入した際の対応を想定した避難訓練を年1回実施しているところでございます。

次に、危機管理マニュアルの活用はでございますが、学校危機管理マニュアルは、前述の不審者侵入に係るものだけでなく、授業中の事故や熱中症対策、Jアラートが発令された際の対策等、多くの状況を想定したものとしております。

危機管理マニュアルは毎年度見直しを行い、必要があれば適宜改定し、全教職員が対応できるよう、年度初めには共通認識を図っているところでございます。また、危機管理マニュアルは、普通教室及び特別教室に常備しており、有事の際はいつでも閲覧し、対応できるようにしております。

いずれにいたしましても、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。

次に、GIGAスクール構想についての、ICT支援員についての、ICT支援員の配置状況はでございますが、令和2年度にGIGAスクール構想に基づく1人1台端末を整備し、令和3年度から運用を始めております。

また、学校における教職員のICTを活用した教育活動や校務を支援するため、町では、令和4年7月からICT支援員配置事業を実施しており、現在3人の支援員が各担当校を月3回程度訪問しているところでございます。

ICT支援員は、授業での効果的活用法やソフトの使い方等、教員のニーズに合わせた支援、指導をしておりますことから、各小中学校での使用頻度、教員及び児童生徒のICTスキルは全体的に向上しており、導入した時期と比較すると、学校間や教員間の差異も縮まっているものと考えております。

今年度もICT支援員を配置しておりますので、支援員を活用し、さらなる充実を推進してまいります。

次に、教員の状況についてのITリテラシー向上への対策はでございますが、情報技術の理解力、活用力であるITリテラシーについては、教職員研修の中で取り扱っております。個人情報への取扱いにおける注意事項を確認し、厳正な管理を徹底すること、また、SNS等の利用については、注意喚起を図り、生徒指導の課題と対応について研修しているところでございます。

このことに加え、学習活動に関わるリテラシーとして、より精度の高い情報を習得する方法や情報の真偽について、多くの情報を様々な見方で検証するよう、児童生徒に指導、助言をしております。

次に、端末使用についての持ち帰り時のセキュリティー対策はでございますが、町では、国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年3月に1人1台のタブレット端末を整備いたしました。学校内での活用はもとより、感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、タブレット端末の活用により、家庭においても学習を継続できる環境整備を推進し、各家庭のWi-Fiへの接続や貸出し可能なWi-Fiルーターを整備したところでございます。

端末でのインターネット検索は学習に関するもののみとし、オンライン授業では教職員が端末にログインした状態の管理下でなければ特定の機能は使えないなどの設定や、インターネットを安心して使用できるようフィルタリングソフトを導入し制御をしておりますことから、学校と家庭では同様のインターネット接続制限となります。

指導に際しては、100%安全なフィルタリングはあり得ないという認識から、不適切なサイトを児童生徒自らが判断し、アクセスしないことで危険を避ける能力を培うよう、常日頃から指導をしているところでございます。

また、各家庭で使う場合には、タブレット活用のルールとして、保護者の責任、監督の下で使用することや、使用する時間や決まりは保護者とよく話し合っただけで決めること、安全な使用方法などをルール化して周知しているところがございます。

今後も児童生徒1人1台端末を学習ツールとして効果的に活用し、学ぶ力の育成の一層の充実を図るとともに、令和の日本型教育の一助として、1人1台端末やネットワーク環境を最大限活用し、学校教育のさらなる向上に努めてまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 小倉弘業議員ご質問の大綱3点目、災害対策についての災害時の対応についてのうち、避難所ごとの運営マニュアル作成についてにお答えいたします。

町では、町体育館や文化会館等の施設で、長期的な避難をする場所となる指定避難所での運営マニュアルとして、平成26年3月、横芝光町避難所運営マニュアルを策定し、基本的な事項について明記されておりますが、避難所ごとに作成されているわけではありません。

避難所の運営は、自主防災組織や自治会及び避難者の自助・共助による自主運営が原則となり、町災害対策本部から指定された職員が避難所運営の支援を行うこととなりますが、近年、避難所をめぐるのは、マスク、手指消毒液等の備蓄やパーティション等による避難スペースの確保など、新型コロナウイルス感染症への対策、感染症対策も考慮したレイアウト図などの作成や段ボールベッドの導入等避難所の生活環境の改善、非常用発電機や冷暖房機器の設置など、防災機器設備等の確保、受変電設備の浸水対策等の立地状況を踏まえた適切な開設、女性の視点を踏まえた避難所の運営、避難所運営へのボランティアやNPO等の参画など、様々な対応が必要となっております。

この点を踏まえ、令和4年4月に改正された内閣府から示されている避難所運営ガイドラインや、令和4年3月に千葉県から示された災害時における避難所運営の手引きを参考に、指定避難所ごとの運営マニュアルの早期作成に努めてまいりたいと考えております。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 小倉弘業議員ご質問の大綱3点目、災害対策についての災害時の対応についてのうち、避難行動要支援者名簿についてお答えします。

避難行動要支援者名簿につきましては、災害対策基本法に基づき、市町村に作成が義務づけられております。令和4年6月議会定例会の一般質問で回答させていただきましたが、避難行動要支援者台帳の整備は完了しており、日々内容を最新の情報となるよう努めております。

当町では、65歳以上でひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯、介護保険における介護認定を受けていて要介護3以上の方、身体障害者手帳の交付を受けていて障害の程度が1級、2級または3級の方、視覚・聴覚の障害認定を受けているの方のみの世帯、療育手帳の交付を受けていて障害の程度がマルAまたはA判定の方、精神障害保健福祉手帳の交付を受けていて障害の程度が1級の方、指定難病の治療を受けている方を登録対象者として名簿を作成しております。

なお、病院や施設などへ長期間の入院または入所をされている方につきましては、対象になりません。本年8月末現在の名簿登載人数は5,339人で、うち避難支援関係者への情報提供同意者が2,608人、同意率は49%となっております。なるべく多くの方に支援が受けられやすくなるよう、避難行動要支援者同意申請書の提出案内を定期的に送付し、同意をいただくよう努めておりますが、現状といたしまして、対象者が自立をしている、同居家族がいるなどの理由や、個人情報の提供に否定的な考えの方もいるため、同意率が上がらないのが実情です。

平時における見守りや声かけなど、日頃の交流や安否確認にも配慮しながら、避難行動要支援者名簿の整備と活用を促進し、災害のおそれがある際に避難の支援が必要な人が適切な支援を受けられるよう努めてまいります。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） それでは、通告順に再質問させていただきます。

初めに、送迎用バス安全装置の設置状況についてですが、子供のバス置き去り対策の一環として、保育施設などの送迎用バスへの取付けが義務化された安全装置について、2023年6月末時点の装備率が全国で55.1にとどまることが6月27日にこども家庭庁が公表した調査結果から明らかになったとされていますが、先ほどの答弁では、町では6月末の時点で全ての施設で設置済みであるということで、非常に早い対応していただき、ありがとうございました。また、この安全装置の機能はどのようなものかお伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 小倉議員のご質問にお答えします。

送迎用のバスの装置の仕組みについてでございますが、園児の送迎が終了しまして、車両を車庫へ入庫した後にエンジンを停止するとブザーが鳴り、最後尾の後部座席に設置してあるブザーの停止スイッチを押すと、初めてブザーが停止する仕組みとなっております。

その際に、ブザー停止のため後部座席に向かう際に、置き去りの児童がいないかの確認を併せて行うこととなります。

また、セキュリティ対策といたしまして、エンジンを停止した5分後に、振動センサーが起動しまして、車両に振動が起きた際にもブザーが鳴る機能も備わっており、万が一児童がバスに置き去りになった場合でもブザーが鳴る仕組みとなっております。よろしくお願います。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） この安全措置は、バス置き去り対策には利にかなった装置だと思います。この安全装置の導入も、事故防止のため、補助的な役割として重要ですが、やはり安全装置に頼ることなく、人員で園児を守ることが最も大切なことだと思いますので、今後も子供たちの安全・安心への取組をお願いしたいと思います。

次に、安全管理マニュアルの策定について。

国からも、マニュアルが策定されていますが、送迎バスの安全装置と保育施設ごとの安全管理マニュアルで事故防止に取り組んでいただいているようですので、これからも事故防止の徹底をよろしくお願います。

次に、前回行った安全点検の結果について。

先ほどの答弁では、横芝保育所のフェンスの老朽化による修繕は分かりましたが、町立以外の保育施設の点検内容と結果を教えてくださいと思います。よろしくお願います。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 私立の保育施設の点検結果についてでございますが、直近では8月31日、防災の日を前に、町職員と私立の保育施設職員の立会いの下で、あらかじめ点検内容を項目したチェックシートを用いまして、園敷地外周のフェンス、それと遊具等を重点に、目視による点検を実施したところ、全て異常な箇所はございませんでした。

今後も園長会議等を通じまして、安全に関する情報共有を図りつつ、保育施設と協調、協力して点検を実施してまいりますので、よろしくお願います。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） 今回の点検は、各地で起こっている事故を受け行っていただきましたが、平時から点検など必要だと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

次に、今後の指導、取組についてですが、町では毎月1回町内の園長が集まり、園長会議を行っているということでしたが、そのような場を利用していただき、各園でのヒヤリハットを共有していただき、事故を未然に防ぐための取組をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、不審者の学校侵入、防止対策について。

国では、不審者の学校侵入を防止するためには、登下校以外の校門の施錠と、来校者管理の徹底が必要として、防犯カメラや校内を施錠するオートロックシステム、警察への非常通報装置等の整備が必要としていますが、町内の小学校では設置されているのか、お伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 防犯カメラと警察への緊急通報装置とオートロックというお話でした。

まず、防犯カメラにつきましては、小中学校の防犯カメラ設置の状況です。小学校のカメラでは、校舎外周を映すカメラはございません。体育館の内外を映すカメラが光小学校、白浜小学校、日吉小学校に設置しております。中学校では、横芝中学校に校舎外周を映すカメラが6台設置しております。

また、警察への緊急通報装置でございますが、各小中学校につきましては、こちらの警察への緊急措置、設置しております。一方、今の横芝小学校については、今仮設校舎ということで、警備会社との通信ということでやらせていただいております。

もう一つ、オートロックシステムにつきましては、今、職員室に近い玄関のところに、カメラ付きのインターホン、こういうものを置いて、オートロックシステムの代わりという形ですかね。このような形を取らせていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） まだ、今聞いた防犯カメラの設置数では少ないんじゃないかと思えます。国が求める数にはとても足りていないと思いますが、3月1日に文部科学省は、防犯カメラの設置など、小中学校等で迅速に整備できるよう、今年度から3年間、補助率を上げるなど、支援を強化することを決めたようですが、これを機に、防犯カメラなどを設置を進め

ていただければと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そのような話も聞き及んでいるところでありますので、この機に積極的に対応をちょっと試みてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） 町長より前向きな意見をいただけたので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

次に、危機管理マニュアルの活用についてですが、各学校では年1回、不審者侵入を想定した訓練も行っているようですので、学校での事件を未然に防ぐためにも、危機管理マニュアルの活用、また、見守りの強化もよろしく願いいたします。

次に、ICT支援員の配置状況について。

町では3名の支援員が各担当校を月3回訪問しているとのことですが、契約期間内は同じ支援員が担当校を回っているのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） ICT支援員につきましては、各訪問校年間33回ということで3人が、1人は上塚小学校、光小学校、白浜小学校、光中。もう一人が横芝小学校、横芝中学校。もう一人は日吉小学校というところで、これはほかの地区の市町も回っておるところですので、この3人がこのように決まった学校について見ていただいていると、そういうような状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） ほかの町も回っているということなんで、ほかの町のいいこともどんどん取り入れていただいて、活用していただきたいと思います。委託会社からの派遣であると、担当が変わるたび支援、指導に差が出てしまうことを心配したので伺いました。今後も効果を期待したいと思いますので、よろしく願いします。

次に、ITリテラシー向上への対策であります。教員研修、また、ICT支援員による支援、指導を行っているということですので、今後も学校差、学年差、学級数など出ないよう取り組んでいただければと思います。

次に、持ち帰り時のセキュリティー対策について。



以前、児童の個人認証で単純かつ共通のパスワードが悪用されるという事案を受け、パスワードの取扱いについてのセキュリティー対策が求められていますが、当町の中学校、小学校でのパスワードの使用はどのように行っているのかお伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） パスワードの関係ということでご質問いただきました。

まず、児童生徒の1人1台端末のパスワードの設定につきまして、中学校については、全生徒が個人のパスワードを指定をしてございます。小学校については、今、円滑な教育活動、事業展開ということを考慮いたしまして、個人パスワードの使用については難しいと判断し、現在、最初のときですね。共通パスワードにてスタートさせていただいたところでございます。

ところが、今現在、文部科学省や千葉県の方からも指導がございまして、1人1台端末についても、こちらパスワードをあったほうが良いということでご指導いただきましたものですから、これにつきましても、セキュリティーの観点から、こちらのほうをパスワードに切り替えようと、今、今年度考えております。このような状況です。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） 共通のパスワードというのは非常に危ないとされていますので、どうか早めの設定していただいて、安全・安心に使えるよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。これからもタブレットの活用ルールを学校と保護者で共有していただいて、セキュリティー対策の強化をお願ひしたいと思ひます。

次に、避難所ごとの運営マニュアルの作成について。

ご答弁いただいた内容は分かりましたが、この運営マニュアルを作成するに当たり、県では避難所ごとの運営マニュアルを参考書として、このような例も出していますので、このようなものを活用していただき、早期の作成をお願ひしたいと思ひます。

また、この避難所などで使用する災害備蓄品ですが、新型コロナウイルス感染症自宅待機者への方々へ防災備蓄品を流用したと伺いましたが、流用後備蓄品は充当され、100%以上となっているのかお伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、小倉議員のご質問にお答へしたいと思ひます。

小倉議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症自宅待機者用に、防災備蓄品を利

用させてもらいました。流用後については、その都度備蓄品を充当しまして、備蓄率が100%以上になるように対応してまいりました。令和5年9月1日現在で、全ての備蓄品について、備蓄率100%以上となっております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） 想定している避難者は先ほど4,000人であったと思いますが、今後は大規模な災害も想定していかなければいけないと思いますので、よろしく願いいたします。

また、県内の市町村では、防災力向上のため、防災の専門職として自衛隊のOBなど、防災能力に特化した方を技監として採用しているようですが、近隣を含め、県内の採用状況をお伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、小倉議員のご質問にお答えいたします。

全国的にも退職した自衛隊自衛官を一般任期付職員として採用し、危機管理担当職員として採用しているところが多く、千葉県内におきましては、令和5年7月13日現在で25市町で46.3%でございます。

また、令和5年度中に新規に採用予定の市町、4市町があることから、令和5年度末では県内29市町になりまして、53.7%が職員として採用される予定と伺っております。

なお、近隣市町ですと、山武市が既に一般任期付職員として採用しており、芝山町も令和6年度から採用予定と伺っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） 山武市ではもう採用されている。また、芝山でも今後採用ということでありまして、県内多くの自治体で採用されているようですので、先ほどの避難所ごとの運営マニュアルの作成など、町の防災力の向上、また、職員の皆様のサポートにもなりますので、当町でも必要ではないかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私ども横芝光町においても、令和元年に台風による大きな災害を被災したわけでございまして、そのときにやはり自衛隊の皆さんがお風呂の提供等、いろいろまた倒木の除去等、本当にもう積極的に携わっていただきました。

そのときにやはり、町の中に担当としてOBの方ですとか、関係者の方を常に置いておく

ことがあれば、スムーズな連絡体制が取れたり、そういうこともできているでしょうし、また、本部とのやり取りについても、非常に有効ではないかという思いもございます。

しっかりちょっと検討させていただいて、近隣でも、近隣というか、もう本当に半分以上の市町がそういうふうを持っている状況でありますので、私どもも何とかそれを進めていかなければならないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） 今、町長から前向きなまたご意見をいただいたので、どうか採用のほうを考えていただければと思います。

次に、避難行動要支援者名簿について、現在の名簿への登録人数は分かりました。今後も名簿への情報提供をいただけるよう、啓発活動をお願いしたいと思います。

また、この避難行動要支援者名簿を活用した、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する、避難支援のための個別避難計画の進捗状況をお伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 個別避難計画に関しましては、昨年6月議会定例会の一般質問でも計画を進めている先進自治体の事例を参考に策定を進めてまいりますと回答させていただいたところでございます。

全国的な状況といたしましては、内閣府と消防庁の調査によりますと、全国市区町村の個別避難計画の作成状況ですが、本年の1月1日時点で、全て作成済みが9.1%、一部作成済みが65.7%、未作成が25.2%という状況で、あまり進んでいない状況となっております。

当町での状況でございますが、令和4年度に開始をされました千葉県が主催します個別避難計画策定研修会、こちらが昨年度全4回ございまして、そちらに参加をしまして、避難行動要支援者名簿の登録者から、要介護度ですとか、ハザードマップの状況、また福祉専門職の協力が得られた方1名をモデルケースとして、個別避難計画を策定しております。

また、個別支援計画策定につきましては、避難行動要支援者全てにおいて作成を目指しますが、内閣府の指針にございます優先度が高い避難行動要支援者といたしまして、市町村が支援し計画を作成するという形になっておりますが、他の自治体の取組を参考に、要介護3以上の認定を受けている方ですとか、ハザードマップの危険地区に居住されている方などを対象として設定し、個別避難計画の策定を進めていく考えでおります。

なお、個別避難計画の作成自体が目的にならないよう、避難支援者やケアマネジャーなど、

多くの関係者や支援機関と連携をいたしまして、より実効性の高い個別避難計画の策定に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） この個別避難計画の作成は、避難行動要支援者本人の同意が必要ですので、なかなか大変なことだと思います。今後も優先度の高い方から作成をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、町道Ⅰ－14号線の交差点の事故防止対策について、事故を防止するためには、信号機の設置が必要だと思いますが、交通信号機の設置基準は、全国的な基準を警察庁が信号機設置の指針として定め、指針では、全てに該当しなければならない必要条件が5つ、どれか1つに該当しなければならない択一条件が4つありますが、横芝停車場白浜線とⅠ－14号線の交差点の信号機の設置は、町からも要望を出していただいているようですが、なかなか設置に至らないのには、設置の条件に該当しないことがあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） なぜ信号機がつかないのか、どの要件に合わないのかということでございますけれども、信号機の設置につきましては、設置のための5つの必要条件として、自動車が安全に擦れ違うための道路幅員が確保されていること、歩行者が安全に信号待ちをするための滞留場所があるか、主道路の交通量が1時間当たり300台以上あるか、隣接信号機と150メートル以上離れていること、信号機を設置する位置があるかがあり、さらに、小中学校、幼稚園等の付近で生徒児童等の安全を特に確保する必要があること、歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ横断しようとする道路の交通量が多く、容易に横断することができない場合など、4つの択一条件がございます。

県道横芝停車場白浜線との交差点については、2度信号機設置の要望書を提出しており、千葉県警からどの要件に合わないかについて回答いただいておりますが、現在、千葉県警では、交通の円滑化のため、真に必要性の高い場所のみ信号機による規制を行うとしておりまして、代替の対策により交差点の規制を行っている状況となっております。

どちらにいたしましても、信号機の設置には、町などからの要望を受け、所轄警察署、警察本部での検討を経て、最終的には公安委員会で設置を決定することになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） これからも設置に向けた取組、どんどんやっていただいで、お願いし

たいと思います。このI-14号線上の、ずっと匝瑛市のほう向かうと、田んぼの中の交差点で信号がついている例もあります。今後も信号機の設置を含め、事故防止の対策をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問とさせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で、小倉弘業議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後3時といたします。

（午後 2時47分）

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

---

◇ 森 川 貴 恵 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔7番議員 森川貴恵君登壇〕

○7番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番になりました森川貴恵が一般質問いたします。

質問は大綱3点。1番として、当町のマイナンバー制度について、2番に、当町のふるさと納税への取組について、3番目に、二十歳を祝う式典についてといたします。

初めに、当町のマイナンバー制度について4点質問いたします。

平成27年10月、マイナンバー制度が導入され、日本国内に住民票を有する者に対し、12桁の個人番号が付番され、通知が開始されました。翌年1月からマイナンバーカードが発行開始され、政府は、行政のデジタル化を進めるにはカード普及が必須として、取得者に最大2万円分のポイントを付与するマイナポイント事業などを展開してきました。

用途拡大も進めており、健康保険証との一体化のほか、2024年度末までに運転免許証の機能も持たせる予定です。自治体としても、政府が進める行政のデジタル化やマイナポイント事業にもしっかり対応できる体制を整備しなければなりません。

そこで、1番として、当町での交付状況について質問します。当町での現在のカード取得率やマイナポイント申込み状況はどのようなですか。マイナポイントは、健康保険証や公金受

取口座とひもづけすれば、より多く受け取ることができますが、当町での登録状況はいかがですか。また、マイナンバーカードを利用すれば、コンビニエンスストアで市区町村が発行する住民票の写し、印鑑登録証明書等が取得できますが、その交付状況を教えてください。市町村は、カードの交付事務のほか、マイナポイント申込みの際の住民サポートなどを行っており、負担に感じられたこともあったと思います。しかし、公金受取口座に別人の口座を誤って登録、マイナポイントを誤って別人に付与、コンビニの証明書交付サービスで別人の住民票や戸籍謄本の写しが発行されるなどのトラブルが全国で起きています。

そこで、2番として、誤交付、保険証や口座の誤登録についてお尋ねします。当町で、そのようなトラブルはありますか。また、トラブルを受け、カードの返納を申し出た方はいらしたのか教えてください。

来年秋には、現行の健康保険証を廃止して、マイナカードに一体化するという政府の方針で、医療機関、調剤薬局の対応も気になります。

3として、町内の医療機関、調剤薬局の対応についてお聞きします。

今年秋には、政府は、マイナ問題の総点検結果を踏まえ、来年秋の健康保険証廃止のスケジュールを判断するという事です。県内市町村長の約3割は、予定どおりの廃止を求めているというアンケート結果が出ました。当町町長も予定どおり、健康保険証を廃止すべきだと応じられていましたが、4番として、現状を受け止めて、改めて今後のマイナンバー制度について、町長のお考えを伺いたいと思います。

2番目に、当町のふるさと納税の取組について伺います。

ふるさと納税制度は、2008年の創設から徐々に多くの国民が利用する制度になってきました。ふるさと納税で寄附をすると、年収や寄附額に応じ、所得税と住民税について、税額控除が受けられ、その上、寄附者に対し、自治体から地元産品などが返礼品として送られます。この返礼品の魅力が、ふるさと納税の拡大を大きく後押しいたしました。

ただ、ふるさとに貢献するという制度の趣旨に沿った運用が適切に行われているとよいと思いますが、現状は返礼品を目当てにしたふるさと節税が広がっているようにも思います。

ふるさと納税制度で2020年度に県内で最も多くの寄附を集めた勝浦市は、23年度も好調だそうです。一方、税金の流出額が県内で最も多くなったのが千葉市です。

そこで、1番、当町のふるさと納税の現状についてお尋ねします。町外への寄附として流出していく額と、町内へ寄附として入ってくる額の割合はどのようになっていますか。また、ふるさと納税で、総務省は10月から返礼品など経費を寄附額の5割までとするルールの新た

な運用を始めます。当町では、サイト料、返礼品等の経費はどの程度で、ふるさと納税そのものの効果は上がっているのでしょうか。

2番として、企業版ふるさと納税の現状についてお聞きします。企業版ふるさと納税と言われる地方創生応援税制は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係の税から税額控除をする仕組みとなっています。企業版ふるさと納税制度は、企業に対して魅力ある自治体の創意工夫の企画がアピールできるかにかかっていると思いますが、当町の取組を伺います。また、現状を踏まえ、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

最後に、3番目として、二十歳を祝う式典についてお聞きします。

ここ数年、コロナ禍で縮小された二十歳を祝う式典ですが、今年度はどのような計画か、教えてください。以前から、二十歳を祝う式典が晴れ着を来て写真を撮る中学校の同窓会だけに終わらずに、この横芝光町で学んで立派に成人し、町外に出ていった若者と、町内で頑張っている若者のつながる場、そして、一旦は町外に出ていった若者のふるさと回帰につながるかとよいのではないかと考えていました。人口減少対策や町の産業の活性化にもなるのではないかと思います。いかがでしょうか。町としてのお考えをお聞きしたいと存じます。

以上3点、壇上からの最初の質問といたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

〔7番議員 森川貴恵君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 森川貴恵議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、私からは大綱1点目、当町のマイナンバー制度についてのうち、今後のマイナンバー制度について、町長の考えはにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今後のマイナンバー制度について町長の考えはにつきましては、マイナンバー制度は、公平・公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上を目的とされています。現在、マイナンバーカードで利用できるサービスは、コンビニでの証明書取得、オンラインでの転出予約、旅券の取得や更新、確定申告、病院等での適切な医療の受診、高額医療費手続の簡素化などがあり、マイナンバーカードを利用したサービスは、今後も拡大が進んでくると思われます。

また、全国の自治体でも様々な変革が進んでいる自治体DXについては、当町におきましても、本年度、デジタル推進室を設け、町業務にデジタル技術を活用し、住民の生活をよりよくするための取組が始まったところでございます。

マイナンバー制度は、行政のデジタル化の取組を進める上で極めて重要であると考えておりますことから、国には続出するマイナンバー制度の不信を招くトラブルへの対策を進めるとともに、信頼回復のための対策を強力に進めていただきたいと思いますと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、当町のマイナンバー制度についてのうち、交付状況についてと、誤交付、保険証や口座の誤登録について、町内の医療機関、調剤薬局の対応状況はに答えいたします。

初めに、交付状況についてのカード取得マイナポイント申込状況はにつきましては、総務省が公表している7月末現在のカード保有枚数で、当町は1万5,864枚、保有枚数率では69.9%であります。全国では71%、千葉県では70.8%となっております。

マイナポイントの申込状況は、8月31日現在、全国で7,143万9,858人、取得枚数に対する申込率は75.1%であります。当町の申込状況については、マイナポイントの申込みは専用アプリからご自身で申し込むことになっておりますので、全体を把握することはできませんが、パソコンやスマートフォンをお持ちでない方、操作が苦手な方を対象に、住民課職員が申込支援を行った件数は、8月末までに5,164人でありました。

次に、健康保険証、公金受取口座登録状況はにつきましては、デジタル庁が公表している8月27日現在の全国の健康保険証の利用登録率は70.1%、公金受取口座の登録率は60.9%であります。当町の健康保険証の利用登録については、千葉県国保情報集約システムでの速報値で、7月19日現在、当町の国民健康保険証利用登録者数が3,299人であります。登録者数の割合は、マイナンバーカードを所有していない国民健康保険の被保険者を含む令和5年7月19日現在の被保険者数5,782人に対し、57.1%の方が登録をしていることとなります。

なお、当町の国民健康保険以外の健康保険に加入している方の健康保険証の利用登録状況と、公金受取口座の登録状況については、調べる方法がないため把握できておりません。

次に、コンビニ交付状況はにつきましては、平成29年7月3日より、住民票、印鑑登録証



明書、課税または非課税証明書のコンビニ交付を開始し、平成29年度は118件、平成30年度は285件、令和元年度は360件、令和2年度は588件、令和3年度は1,257件、令和4年度は2,309件で、年々増加しています。

令和4年度は、印鑑登録証明書の交付総数7,272件のうち、コンビニ交付件数1,160件で15.95%、住民票の交付総数9,555件のうち、コンビニ交付件数1,064件で、11.14%となりました。これは、マイナンバーカード保持者が増加したことで、自宅や勤務先等身近なコンビニ等で証明書を取得する方が増えているものと考えられます。

次に、誤交付、保険証や口座の誤登録についての当町での有無はにつきましては、交付の際に必ず本人または代理人に記載事項等の確認をしていただき交付しておりますことから、制度開始から現在までのマイナンバーカードの誤交付はありません。

また、健康保険証と口座の誤登録は、ご本人がマイナポータルアプリからマイナンバーカードと4桁の暗証番号により確認するもので、町で確認することはできませんが、現在までに住民の方からの誤登録についての報告はありません。

次に、マイナンバーカードの返納はあるかについては、現在までに2件ありました。令和4年度にあった1件は、疾病によりカードの自己管理が困難との理由からの返却、令和5年度にあったもう1件は、個人情報流出等の不安を理由としたものであります。

次に、町内の医療機関、調剤薬局の対応状況はにつきましては、医療機関では、歯科医院を含め、16機関のうち15機関がマイナンバーカードの健康保険証利用に参加しておりまして、調剤薬局では、7薬局中7薬局全てが参加している状況であります。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 森川貴恵議員のご質問の大綱2点目、当町のふるさと納税への取組についてのうち、当町のふるさと納税の現状はと、現状を踏まえ、今後どのように考えているかにお答えします。

初めに、町外への寄附と町内への寄附の割合はについてであります。直近3か年で申し上げますと、令和2年度の町外への寄附額は3,033万7,500円、町への寄附額は7,974万4,000円で、割合はおおよそ28対72、令和3年度の町外への寄附額は4,459万3,620円、町への寄附額は7,950万1,000円で、割合はおおよそ36対64、令和4年度の町外への寄附額は5,466万7,600円、町への寄附額は6,570万5,000円で、割合はおおよそ45対55となっております。

次に、納税額とサイト料、返礼品等の差引額はについてであります。こちらも直近3か年で申し上げますと、令和2年度のふるさと納税に係る支出額は、寄附金受領証明書を発送するための封筒印刷代や郵送料、クレジットやマルチペイメント決済等の決済手数料、ポータルサイト運営費用や返礼品代、返礼品の送料等を含めた委託料で、総額4,373万1,967円となり、納税額との差引額は3,601万2,033円、同様に、令和3年度の支出額は4,203万9,380円で、納税額との差引額は3,746万1,620円、令和4年度の支出額は3,520万4,504円で、納税額との差引額は3,050万496円となっております。

次に、現状を踏まえ、今後どのように考えているかについてであります。

当町のふるさと納税の現状でのご質問でお答えしたとおり、令和2年度、3年度には、それぞれおよそ8,000万円の寄附があったところですが、4年度につきましては、落ち込む形となりました。

ふるさと納税は、当町におきましても、歳入確保の手段として有効なもので、町の魅力発信や地域産業の活性化に資するものと考えており、これまで事業者との交渉、ポータルサイトの増設や町ホームページの改良、また、フリーペーパーやニュースアプリへの掲載などを行ってきたところであります。

今年10月からは、ふるさと納税制度の改正があり、経費の基準が厳格化され、また、物価高騰などへの対応が厳しい状況ではありますが、今後も引き続き町の情報を発信するとともに、地元企業等の協力を得ることなどにより、寄附額の増額に努めてまいります。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 森川貴恵議員ご質問の大綱2点目、当町のふるさと納税の取組についてのうち、企業版ふるさと納税の現状はと、現状を踏まえ、今後どのように考えているかについてお答えさせていただきます。

初めに、企業版ふるさと納税の現状はについてですが、企業版ふるさと納税は、国から認定を受けた地域再生計画に位置づけられる各自治体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、最大9割が法人関係税の軽減を受けられる制度であり、税額控除の特例措置は、当時の国の第2期総合戦略の策定期間、令和2年度から令和6年度でございますが、これに合わせ令和6年度までとされております。

当町では、令和3年3月31日に地域再生計画の認定を受け、当町における企業版ふるさと

納税の実績は、令和3年度がゼロ件、令和4年度が1件15万円で、雇用促進事業に活用させていただきます。

なお、本年度につきましては、8月末に1件100万円の寄附申出をいただいたところでございます。

次に、現状を踏まえ、今後どのように考えているかですが、人口減少・少子高齢化が進み、地域の社会課題が複雑化する中で、町独自で地域課題を解決することは容易ではなく、企業の力を活用し、地方創生を進めていくことが必要であると考えております。

企業版ふるさと納税制度は、企業にとっては寄附だけではなく、町の未来への投資であり、町にとってはシティプロモーションの機会であるとともに、官民連携を推進する効果的な支援策であると考えられることから、今後は、企業のノウハウやアイデアを活用した新たな地方創生の取組へとつなげていけるように、事業の魅力を積極的にPRしながら、寄附件数の増加につながるよう努めていきたいと考えております。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 平野和美君登壇〕

○社会文化課長（平野和美君） 森川貴恵議員ご質問の大綱3点目、二十歳を祝う式典についてにお答えいたします。

初めに、今年度はどのように計画しているかについてお答えいたします。

令和6年二十歳を祝う式典につきましては、8月5日に第1回実行委員会を開催し、令和6年1月7日11時30分から町民会館大ホールで実施することとなりました。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和4年と5年は横芝地域と光地域に分けての開催となりましたが、令和6年は合同での開催を予定しております。

次に、ふるさと回帰につながるよう考えられないかについてお答えいたします。

二十歳を祝う式典の企画・運営につきましては、町から実行委員会に委託し、実施することとなります。開催内容につきましては、今後の実行委員会で協議を重ね、よりよい内容の式典になるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ご答弁ありがとうございました。それでは、番号順に再質問させていただきます。

まず、当町のマイナンバー制度についてのところですが、交付状況は国と同じくらいでよ

く進んでいると思いますが、マイナンバーカードを申し込んだんだけど、取りに来ていない方とか、いないかどうか。それから、返納されたカードが2件あったというお話ですが、その返納されたカード、それから取りに来ていないカードは、今後どのようなようになるのか教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

申込みされてあって、取りに来ていない方があるかどうかについては、取りに来ていない方、いらっしゃいます。今現在ちょっと数百人単位になってしまうんですが、取りに来ていない方はいらっしゃいます。

今後の対応につきましては、再度取りに来ていただくように通知をしております。それでも取りに来ていない方については、保存期間が過ぎればシュレッダーにかけて処分するというような対応しています。あと、返納があった2件についても、既にシュレッダー処理しております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） せっかくなのに取りに来ていない方が数百ですか。びっくりしました。そのような方が一定の期間を過ぎるとシュレッダー処理になるというんですが、その一定の期間というのはどのくらいなのでしょう。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） すみません。ちょっと私存じていなくて、また後でお知らせしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） すみません、ありがとうございます。これ、つくるのにも結構経費がかかっていると思いますが、ちょっともったいない気がしました。

それから、カードは取得したのに、保険証や公金受取口座とひもづけをしていない方、それから、まだやっていない、それはちょっと詳しくは人数は町では把握できないということでしたが、そのような方が結構町にもいらっしゃるし、報道とかでもいるということを知りました。それはやはり安全性が、先ほど返納カードを返納された方も安全性が心配だからという、自己管理ができないとか、そういうことで安全性、それからやはり不信感というのが根底にはあるのかなという考えでしたが、そのようなことを、不信感を払拭するため、それ

から安全性を皆さんにお知らせするために、どのようなことをなされているのか、ありましたら教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） お答えいたします。

安全性に対する不信感、どのような対策をしているかということですが、これは国が進めております、当町としては窓口の問合せ、それから、そういったものに真摯に対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと補足させていただきます。

おかげさまで、当町で発行した部分については、事務のミスで誤登録をしてしまったという事案が今のところないという状況であります。今、森川議員がそういう不信感を払拭するのに、町行政で何ができるかといったら、もうしっかりそれを一文字一文字しっかりと登録していくことに尽きるというふうに考えております。

この部分ではできているのではないのかなと思いつつも、ご承知のようにマスコミで、新聞報道で、毎日のようにどここの自治体で幾つ誤登録があつて、全然違う他人の住民票が発行されたり、印鑑証明が発行されてしまったとかという事例があるということですので、やっぱりそこについては、どういうシステムになっているかについてちょっと把握しておらんのですって、そのところについては、町としてはただただ一字一字しっかりと登録をさせていただくということに尽きるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。トラブルが起きないということは、やはり日頃から住民課長をはじめ、住民課の皆様の努力が大きいのかと思っておりました。全国でいろんなトラブルを聞きますのに、当町でそういうことが起きていないということは、やはり、大変感謝申し上げます。

ただ、これから起きないとも限らないわけで、万が一起きたときに対応する心積もりというか、方法というか、手段とか、そういうマニュアル的なものは考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） お答えいたします。

誤りが発生した場合には、即座にそれに対応していきたいと思っております。すみません。  
よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

私も何年前、本当に3月31日に住民課を訪れまして、パソコンの前で一緒に女性の職員の方とマイナンバーカードの手続、やっていただきました。本当に丁寧に分かりやすく、嫌な顔もせずにやっていただいて、ありがたく思っております。住民の皆様が時々真横に住民課の方がいらしてやっていらっしゃる姿を見受けますが、皆さんにこやかにやっていらして、本当に毎日、日々のお仕事ありがとうございます。感謝を申し上げたいと思います。

それから、町内の医療機関、それから調剤薬局の対応状況も大変進んでいるということで、たくさんの方に使っていただくための工夫など、何かやっていらっしゃるのでしょうか。その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） 国民健康保険の被保険者に当たりましては、保険証送付時にこういった内容のマイナンバーカードの保険証利用について、周知用のリーフレットを同封させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今現在も第2、第4日曜日には、住民課職員がマイナンバーカードの交付についての手続ができるように準備をしている状況もございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 当町でやはりミスが起こらないのは、日々の住民課の皆様のご努力かなと今改めて感じました。今後ともよろしく願いいたします。

それから、現在、町民の方がマイナンバーカードを活用して行える役場での手続や施策などに、どのようなものがあるのか。先ほど町長はデジタル推進室が立てられて、それで住民の生活をよりよくする取組を行っていくということでしたが、具体的にどのようなことに取り組めるのか、何か今現在分かっていることがありましたら教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、デジタル推進室をはじめとしまして、いわゆるD

Xの取組についてお話しさせていただきますと、1つはマイナンバーカードを使用した取組としましては、今年9月から住民課のほうで書かない窓口ということで、専用タブレットを使用した住民課での諸証明の発行手続申請を始める予定であります。

また、今デジタル推進室のほうで検討しているのが、行かない窓口というのが考えておられて、スマートフォン等を活用し、来庁せずに各種申請ができるサービスの導入を検討を進めているところでございます。

マイナンバーカードを使用しないDXの取組としまして、1つは財政課のほうで今年10月から電子契約システムというのを行うことですか、この9月補正予算の中に盛り込んでございますけれども、総務課のほうでAIチャットボットということで、ホームページ上にAIを用いたチャット方式での役場の各種業務の質問に対して回答するツールを導入したいと、そのようなことを考えております。

今お話ししたのはちょっと具体化した一例ですけれども、ほかにもいろいろなことを考えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 当町がデジタル推進町になる取組が着々と進められているということで、安心いたしました。今後ともよろしく願いいたします。

それでは次、2番の当町のふるさと納税の取組について、再度お尋ねします。

まず、これは本来の趣旨からはちょっと違うかもしれませんが、返礼品を目的に納税したい方が結構いらして、それが魅力的なもののほうが金額が集まるということで、まず、その返礼品というのはどのように決められるのか教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 返礼品につきましては、まず、どういったものがあるかといいますと、基本的にいろいろあるんですけれども、まず返礼品になる基準といたしまして、町内で生産されたものであるといったことがあります。これは例えば例に挙げますと、お米とか、野菜といったものがあります。

それと、あと、町内の区域内において、返礼品の原材料の主要部分が生産されたものというものであって、例えばなんですけれども、日本酒を醸造する場合に、そのお米を町内で100%生産したものであるといったもの、それと、町内において返礼品等の製造、加工、その他工程のうち、主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものといった

ことで、町内で生産された、例えば豚肉を町内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品、こういったものが返礼品に当たるといったものでございまして、まず、こういった条件を満たしたものが返礼品になってくるといったところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） そのようなものは、どなたが決めるのでしょうか。例えば、何か返礼品選択会議みたいのがあるとか、財政課内で決めるとか、どういうふうな手続で決まるのか教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） この返礼品につきましては、具体的にはまず事業者の方が町のほうに相談に来ます。今言った内容がちゃんと網羅されているかといったところ、また、その後の返礼品代の価格等の決定というものもあるんですが、その辺につきましては町財政課のほうで主に決定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 例えば特産品とか、食料品、非常に魅力的なんですけど、そうじゃなくて、例えば高齢者の見守り支援などをふるさと納税の返礼品として使えるようにしている町村もあるそうです。例えば、郵便局員が月1回高齢者の自宅を訪ねて、暮らしぶりを確認し、離れて暮らす家族に伝えるということで、現在60を超える自治体が返礼品の一つとしているようなものもあるそうです。

物も確かに魅力的なんですけど、そのような物でなく、サービスを提供するという視点はいかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 今言われたサービスにつきましては、今年度になりますけれども、千葉県ヤクルト販売株式会社におきまして、ヤクルト配達見守り訪問というものを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） それは当町の返礼品ですか。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。



○財政課長（向後和彦君） 当町の返礼品となっております。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 離れて暮らす家族にとっては、とても心強い返礼品だなと思って、いい取組だと思います。よろしくお願いします。

それから、先ほど今年度からまた返礼品、それから経費の割合、サイト使用料の取組がちょっと厳しくなるという国の方針があって、先ほど令和4年度の当町の経費といいますか、ふるさと納税に対する経費3,520万という、何かそういうことで、実際こちらに入ってくるというか、自由に使えるお金は3,050万程度ということで、これ、半分を超えているので、いいのかなとふと思ったんですが、いいのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） ふるさと納税に係る委託料につきましては、原則50%といったものがありますが、今現在はこれ、全ての委託料が50%と言っているわけではありません。ふるさと納税の募集に係る経費が50%というようなことになっておりまして、例えば各種問合せ対応業務であったり、システム利用費用とか、保守業務といったものは除かれております。そういったものを除いた委託料が50%以内ということになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） それでは、この額で今後も続けていって問題はないということですか。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） すみません、10月のこの制度の改正によって、今後は全ての委託料が経費に含まれるといったことになりました。それが50%を超えてはならないということになりました。この経費の中には、人件費も含まれるといったところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） すみません、じゃ、これは、現在逆転しているのは、まずいということですか。ごめんなさい、よく分からなくて。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 今まで問題になったことはございません。問題ありません。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） じゃ、今後もこれ、別に逆転してもいいということですか。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 今後、10月からは、その制度の改正によって、50%を超えてはならないということでございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 今ので分かりました。すみません。今後は、経費等もっと見直さなきゃいけないということですよ。

寄附するほうから考えたら、半分もこんなサイト料とか経費にかかっていると思うと、ちょっとがっかりしてしまいますよね。こんな額がかかっているんだったら、寄附してただサイト会社がもうかっているんじゃないかというんで、本当にこの辺はちょっと当町だけではなくて、全体的にこれ見直して、地域課題の解決など、寄附者の思いに応えるような運用になればと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） このふるさと納税が非常に一生懸命頑張っている自治体もあって、我々としてもそういう思いがあったわけでありましてけれども、現実問題、例えば今言っていた経費の中の人件費をどこまで正直に出すかとか、あと、例えば、よそでつくったハンカチに、よこびーのマークを入れて、これが出しちゃって、今まで結構そんなにうるさくなかったんですけども、よこびーをちょっと印刷しただけで、これがふるさと納税の返礼品になるか。

今までそんなにあまりうるさく言われてなかったんですけども、これからはその基本部分をしっかりつくったものでないと、それは返礼品として扱わないよですとか、本当に厳格的な要素が出てくるところがありますので、これから10月以降、きっとよその自治体がどのようにやっていくのかよく分かりませんが、例えばサケの切り身も、訳ありだったから安いというふうに出しているところもあって、じゃ、それが本当に安いのかというのは、実際その商品の価値というのはなかなか客観的な数字というのは出せない状況にあるんですけども、それを堂々とそれで上手にやっている自治体もあるところもあるんですね。

だから、その辺のところをこれから明確化していくということに対して、横芝光町はもともと変な言い方をすると、ずるいやり方はしてなかったもんで、なかなか思うように集められなかったところもあるんですけども、それがそういう今おっしゃったように、いろいろと、最低限本当は50%は町に入らなきゃいけない、そういう寄附者に対してその50%をちゃんと寄附として、財源として、構築できるものをつくっていかなければならないにもかかわ

らず、実際は2割だったり、3割で、あとはともかく数字を上げるだけのものにしちゃっているという自治体も多く見られるような気がします。

これはどこがどうだというのは正直言って分かりませんが、それについては今後10月から厳格化されるということに対して、我々も大きな期待を寄せているところでございますので、それについてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 私もよく調べてみたら、半分もテレビのCMの人たちが使っているという言い方は悪いですが、そういう感じのふるさと納税だということを知って、ちょっとこれはがっかりしました。ほかにもそう思っている方もいるのではないかなと思って、今回の質問にさせていただきました。

それともう一つ、ふるさと納税には企業版というものもあるということですが、こちらのほうは大体何割程度、純粹に町として使えるんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 基本的には100%使えます。ただ、今回補正予算で上げてあげさせていただいているのは、やはりサイトを利用するものでございまして、そうするとサイトの手数料の分が若干かかるのと、あと、20%はそちらのサイトのほうにお支払いすることになります。

ただ、個人のふるさと納税と違って、直に来ていただける、つまりサイトを通さず町に直に来ていただければ、そういうサイトの手数料はないので、そういう面では……

〔「返礼品もないんでしょう」と言う人あり〕

○企画空港課長（平山貴之君） 返礼品ないです。企業版のほうは減税措置というか、そういう面でのメリットがあります。そういうことでございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 私、ちょっと企業版ふるさと納税、どこの市がたくさんもらっているとか、寄附が多いのかなと新聞で見てもみましたら、静岡県の裾野市なんかは15億入ってくるみたいです。北海道の大樹町も14億とか、当町とは桁が違いますが、なぜこんなに違うのかなと。

やはり、これはちょっと企業版ふるさと納税も、寄附した企業には間接的なメリットがあると考えられて、企業にとっては実質的には投資であると、寄附とは言えないという考えも

あるようですが、当町のはもっとアピールが、15万で今年100万円があったということで、ちょっと増やすような考えは、行動は起こされないでしょうか、お尋ねします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今まで確かに企業版ふるさと納税については、あまり積極的なPRしてまいりませんでしたけれども、今後は今議員からご指摘あったとおり、多く収入しているところはしていますので、一般的なまち・ひと・しごとの創生総合戦略だけでなく、個別に何か事業もつくったりして、積極的にアピールしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） と申しましても、令和6年までですよ、これ。来年までですか。その後はなくなるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今現在、制度的に引いているのは令和6年度までで、そこから先どうなるかというのは国が決められることで、今のところはちょっと承知してございません。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） じゃ、取りあえずあと1年、来年は頑張れるかなという感じでよろしいでしょうか。お願いいたします。

それでは、最後に、二十歳を祝う式典についてお尋ねします。

前回、二十歳を祝う式典に出させていただいたんですが、晴れ着を着れない子もぽつんと1人いて、何かその子のことがちょっと頭に残って、こういうお子さんもいるんだなど、晴れ着の品評会だけになったら悲しいなというふうに思いました。

ここ、せっかく町で小・中学校、高校まで過ごした、本当に勉強して町を好きになった子が、一旦外へ出ていっても二十歳の式典で戻ってくるというのは、そこがやっぱり横芝光町っていいとか、そこで友達がいる、またこっこの町に戻ってきたいなとか思えるような場になればいいなと思ったんですが、何かイベントのような場になるといいなと。

例えば、今回の敬老会なんかには、当町出身の歌手とかが来て歌を歌ってくださったりとか、そういうのもやってくださるようですが、そのようなイベントになるようなことは考えられませんか。

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

○社会文化課長（平野和美君） 二十歳を祝う式典でのイベントということなのですが、実行委員会のほうへ委託して実施をする予定になっているんですけども、その中で、実行委員会のほうで、何かそういうやりたいという企画があれば、また実行委員会のほうで決定されて実施することも可能だとは思いますが、基本、今までの実施の方法として、式典を行ってありまして、委託料を町の予算のほうから委託をして行っているところですので、実行委員会のほうと今後またいいものができるように協議をしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 例えば、当町にはそういう施設はないですけども、浦安の二十歳は、浦安市民でよかったと思えるような式典みたいです。毎回そういう報道を見ていますと、横芝光も町民でよかったなと思えるようなイベントがあるといいなと思います。

それから、実行委員を立ててということですが、やはり大人のほうで先導してあげないと、どのようにしていいか分からないって、過去のものしか見ていない子供たちは分からないと思います。

言葉は悪いですが、丸投げになってしまって、責任逃れのような実行委員のそういうことではなくて、ある程度先導していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは、森川議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、課長のほうから答弁のほうがありましたけれども、実行委員会の、先ほど森川議員のほうからお話ありましたけれども、昨年度の実行委員会、今年度は8月に1回やり、あと、この後1月までに合わせて5回ほど予定をされております。

それで、実行委員長を中心に、やはり今若い子供たちというのは、トップダウンじゃなくてボトムアップ型でやっていかないと、本当にいい式典にはならないんじゃないかなというふうに私は考えております。

それで、イベントということも一つあるかと思いますが、やはりこの横芝光町、土地柄もあります。特性もありますけれども、やはり二十歳という節目を迎えて、大人になったということの自覚、それから、やはり社会的責任があるんだということを改めて自覚し、そしてやはりこのふるさと回帰にはつながらないかもしれませんが、横芝光町の町への愛情というかな、愛着を深めてもらう。そして、今年度は、今までそれぞれ横芝地域、光

地域が分かれてやっていたんですけれども、今度は一緒に合同でできるという、この後ちょっと感染症もどうなるか分かりませんが、安全・安心に参加してもらい、私たち大人も町を挙げて成人になった人たちを祝うという、祝う式典ということで考えていったらいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、その辺のところをご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員、時間です、もう時期。

○7番（森川貴恵君） はい、すみません。私はふるさと回帰につながるように、第2部でもいいですので、例えば横芝光のすばらしい産業、後継者のいない農家とか、商店とかいっぱいあります。そちらを紹介して、こういうのもありますよぜひ戻ってきてやってみませんかみたいな場がちょっとあるといいなと思ってお話ししました。

すみません。これで、以上、よろしく申し上げます。私の一般質問を終わりといたします。

○議長（鈴木和彦君） ここで、追加答弁を住民課長にさせます。

住民課長。

○住民課長（小川健二君） 先ほど、マイナンバーカードに関する私の答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

申請後、取りに来られないカードについて、一定期間を過ぎた場合には破棄を、シュレッダー処理をしていると答弁いたしましたが、以前は国の方針で、1年間を経過すると破棄しておったんですが、今現在は破棄をせずに、取りに来るまで厳重に保管しているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 以上で、森川貴恵議員の一般質問を終わります。

---

### ◎休会の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月6日から9月11日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月6日から9月11日までは休会と決定いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月12日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時01分）

9 月 定 例 会

(第 2 号)



# 令和5年9月横芝光町議会定例会

## 議事日程(第2号)

令和5年9月12日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	森	大地	君	2番	内	田	美穂	君	
3番	霞	浩子	君	4番	市	原	成一	君	
5番	印	東彦	治君	6番	小	倉	弘業	君	
7番	森	川	貴恵	君	8番	秋	鹿	幹夫	君
9番	宮	菌	博香	君	10番	山	崎	義貞	君
11番	鈴	木	和彦	君	12番	鈴	木	輝男	君
13番	川	島	仁	君	14番	川	島	富士子	君
15番	鈴	木	克征	君	16番	鈴	木	唯夫	君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦	君	副町長	山田智志	君
総務課長	及川雅一	君	企画空港課長	平山貴之	君
財政課長	向後和彦	君	環境防災課長	北田勝也	君
税務課長	佐久間真一	君	住民課長	小川健二	君
産業課長	加瀬淳一	君	都市建設課長	若梅吉伸	君

福祉課長	古作健二君	健康こども院長	野村浩光君
食肉センター長	郡司勇君	東陽病院長	越川直樹君
会計管理者	石田賢一君	教育長	實川睦子君
教育課長	鈴木正広君	社会文化課長	平野和美君

---

職務のため出席した者の職氏名

局長 渡邊 奨 書記 椎名悦子

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前 9時59分)

---

◎一般質問

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

---

◇ 霞 浩子君

○議長（鈴木和彦君） 通告順に発言を許します。

霞浩子議員。

[3番議員 霞 浩子君登壇]

○3番（霞 浩子君） おはようございます。議席番号3番、霞浩子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、先週末、千葉、茨城、福島県に大雨を降らせた台風13号は、住宅の床上・床下浸水や車両浸水など、大きな被害をもたらしました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、今年は記録的猛暑に見舞われ、全国の農家の方々におかれましては、水不足によるご苦労、暑い中での作業等、日本の食を支えていただいていることに深く感謝申し上げます。

私は、4月に行われた議会議員選挙において町民の皆様からご支援いただき、町議会へと送り出させていただきました。歴史と伝統のある町議会の壇上での一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。未熟者ですが、議長をはじめ、諸先輩議員の皆様や新人議員の皆様、町長並びに執行部、事務局の皆様とともに横芝光町発展のため努力してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

当町は、海、山、川の自然に恵まれ、気候温暖で都心へもアクセスしやすく、近くに成田

空港もあり、こんなに住みやすい町はないと思っております。自慢のふるさとが少子高齢化の影響により、将来、町の維持存続が危ぶまれるのではないかと不安になりました。町では、横芝光町人口ビジョンや横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、様々な取組が行われ、最善に向けて大きな期待を寄せているところでございます。

それでは、質問に移ります。

大綱1点目、定住の促進についてです。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、データを見ると、特に15歳から19歳の年齢の方々が20歳から24歳になったときに転出されてしまう方が著しく増加しており、それは、学びを終えた若者が就職するタイミングで町を離れてしまうということだと思えます。

横芝光町の将来の展望に関する調査の中でも交通の便利さと働く場所への評価が低い状況にあり、これらは近隣市町村と比べても劣っている点として評価されていると記載されています。また、安定した雇用を創出するために重要な施策としては、企業誘致による雇用の拡大への回答率が最も高いとつたっています。

若者の定住につながる企業誘致等の具体的な取組について伺います。どのような企業に打診をしたのか支障のない範囲で教えてください。そして、今まで誘致できた企業はどれくらいありますか。伺います。

大綱2点目、子育て支援についてです。

地方創生は、言うまでもなく人が中心です。近隣市町村の人口移動が多い中、選ばれるまちとならなければなりません。第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の結婚・出産・子育て世代に関する調査の中で、子供を多く持つことに対する阻害要因として、「子育てや教育にお金がかかる」の回答率が87.3%と、約9割近い方が回答しています。結婚・出産・子育ての希望をかなえるために重要と考える施策としては、子育てにかかる経済的負担の軽減が最も求められているとあります。お金だけではないと思いますが、でも、若者が一番望んでいるのは経済的支援だと思います。

そこでお伺いします。当町独自の子育て支援策として、改めてどのような政策を打ち出しているのか教えてください。

大綱3点目、安全で安心なまちづくりについてです。

県道横芝下総線バイパス事故多発交差点の安全確保のための取組についてですが、今まで先輩議員の方々が何度も質問してきた件だと承知しておりますが、先日までコンクリートの土台のついたガードレールがあり得ない方向へ倒れている様子を見ると、もしここに下校途

中の横芝中生徒がいたとしたらと考えると質問しないではいられません。

信号機設置を望む声を新人議員の私のところへも本当に多く寄せられています。先月8月1日にも東京新聞ウェブ版で、「<チェック 危険な通学路> 横芝光町の十字路交差点車の一時停止無視 交通事故多発」との見出しで掲載されました。また、千葉県警察が発表している令和4年中における交通事故多発交差点信号なしで、ワースト1位と発表されています。このような危険な交差点が当町にあってよいのでしょうか。

改めて伺います。令和2年3月開通以降の事故件数を教えてください。また、なぜ信号機が設置されないのか理由を教えてください。そして、町の安全対策はどのような対策をしているのか教えてください。

以上、大綱3点、壇上からの質問とさせていただきます。町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔3番議員 霞 浩子君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、霞浩子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱2点目、子育て支援についてにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

現在、国や千葉県の補助事業以外の町独自の子育て支援策といたしましては、第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の子育てに係る経済的支援の施策として、主に3分野で事業を展開しております。

1点目の分野におきましては、保育所関連施策で2事業を実施しております。

まず1つ目は、子育て環境において選ばれる町を目指すことを目的として、第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定以前より、子育て世帯が抱く将来不安を緩和し、安心して子供を産み育てられるよう、3歳児以上の保育料の負担軽減施策の保育料の負担軽減事業として、国が定める保育所等保育料基準額の約60%とした町徴収基準額を設定し、県内市町村の中でも保育料の軽減幅を大きくしております。これにより、これまで相当な額の一般財源を組み入れており、令和4年度におきましても2億円を超える額となっております。

2つ目は、子供たちの健やかな発育・発達の重要な要素となる食を支援し、子育て世帯の

経済的負担の軽減を目的に、本町在住の3歳児から5歳児までの保育所等入所児童の保育施設等で徴収する給食費に対して、月額5,000円を上限に助成する令和5年度新規事業の保育所等給食費助成事業として実施をしております。

2つ目の分野では、直接的な子育て支援施策で2事業を実施しております。

1つ目は、町内の乳幼児や新生児のほか、転入された乳幼児までを対象とした紙おむつや粉ミルク等の育児用品が購入できる児童1人当たり月額1,000円分の日用品助成券を満1歳到達月までの月数分支給する子育て日用品給付事業、2つ目は、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援の事業として、妊娠期、出産期、または急な病気やけが等で一時的に家事ができなくなった家庭に対しまして、安心して育児ができる環境を整えることを目的として、掃除や買物等の家事代行を主とするエンゼルヘルパー派遣事業でございます。

3点目の分野では、その他子育て関連施策の事業として、1つ目は、子供の保健対策を充実し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年度から千葉県内で初めての取組として高校3年までの医療費無料化を実現し、現在、0歳から18歳に達した最初の3月末までの児童を対象に、医療費助成として子ども医療費助成事業及び児童医療費助成事業を行っており、特に令和5年8月診療分からは高校生年代の児童の現物給付を開始いたしました。

2つ目は、横芝光町に住所を有する小学校児童及び中学校生徒の保護者に対して、教育費負担を軽減し子育て支援に資することを目的として、学校給食費保護者負担金の助成を実施しております。

横芝光町で生まれ育つ子供たちが心身ともに明るく健康的に成長し、将来に向けて着実に歩み続けられ、安心して子育てができるまちを目指して、今後も積極的に子育て支援施策に取り組んでまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 霞浩子議員ご質問の大綱1点目、定住の促進についてのうち、若者の定住につながる企業誘致等の具体的な取組についてお答えします。

町では、人口減少・少子高齢化という構造的な課題に対応するため、令和2年度から6年度を期間とする第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の下、施策を総動員して若者の定住促進に取り組んでおり、新たな企業誘致を重点事業の一つとしているところです。

具体的には、町内では工業団地に空き地がないため、企業を誘致する施策の一つとして、企業誘致用地等登録制度、通称企業版空き地バンクを創設し、民有地の活用を呼びかけており、現在5件の空き地の登録をしています。また、進出した企業が納めていただく固定資産税相当額を企業立地奨励金として5年間交付する等を内容とする横芝光町企業立地促進条例は、平成31年4月に施行して以来、一度も活用事例がなかったことから、今年3月に条例改正し、交付対象となる業種の拡大や増築の定義などを見直いたしました。そして、平成31年3月に策定した町土地利用ビジョンの重点戦略に掲げている横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成や横芝海のこどもの国跡地の有効活用など、企業を誘致できる場所を新たに確保する開発プロジェクトを進めたいと考えております。

さて、ご質問がありましたどのような企業に打診したかでございますが、ここ数年、コロナ禍にありましたので、積極的な企業訪問は控えながらも横芝光インターチェンジ周辺や横芝海のこどもの国跡地への進出に前向きな反応があった企業などと面会した数は、令和3年度、30社、令和4年度、21社、今年度は8月末までで20社ございました。

次に、誘致できた企業はでございますが、近年、町が関わって誘致に結びついた企業数は、令和2年度、ひかり工業団地内に1社ございました。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君） 霞浩子議員ご質問の大綱3点目、安全で安心なまちづくりについての県道横芝下総線バイパス事故多発交差点の安全確保のための取組についてにお答えします。

初めに、令和2年3月開通以来の事故件数ですが、令和5年8月末日現在、人身事故で36件でございます。

次に、信号機が設置されない理由とはですが、町から、令和2年3月17日と令和3年7月13日の2回、山武警察署を通じ、千葉県警察本部交通規制課へ信号機設置を要望しております。しかしながら、千葉県警察本部交通規制課からは、信号機設置の指針の信号機設置の必要条件の一つである隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていることにおいて、県道横芝下総線バイパスは国道126号交差点の信号機から約110メートルしか離れておらず、設置条件を満たしていないことから、信号機を設置すると国道交差点との信号機と重なり誤認するおそれがあるため設置できないという回答でございました。

次に、町の安全対策についてですが、旧県道の横芝下総線が町へ移管され、町道 I-28号線となってからは、町道側の安全対策として視認性を高めるためのカラー舗装を延長し、外側線の外側へはグリーンベルトを設置、さらには、「注意 この先交差点 事故多発」などの各種注意喚起看板を設置、また、路面に幅員狭窄疑似シートを追加設置しました。

今後も関係機関と連携しながら、町道の交通安全に努めてまいります。

〔都市建設課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

大綱1点目の定住の促進についてですが、令和3年からこの2年半の間で、企業誘致を延べ71社にアタックして実績は1社ということですが、なかなかうまくいかない理由はどのようなことが考えられますでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） お答えします。

成果として1件でございますけれども、これについては、ひかり工業団地内、既設の工業団地でございます。なかなか横芝工業団地、ひかり工業団地内に空きがございませんので、そういうことで、既設の既にある工業団地内での成果として1件ございました。

ただ、ここ数年、特に訪問している企業につきましては、横芝光インターチェンジ周辺、今開発しようとしています。今年度、事業化検討パートナーを公募する予定でありまして、そこにそのための営業をかなりかけておりまして、このような件数となっておりますので、実績がなかなか上がらないという面がございますけれども、今年度、何とか横芝光インターチェンジ、あるいは横芝海のこどもの国跡地について進展があればいいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私からもそれについてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、基本、進出するのに、進出できる土地が、場所と大きさと用意できないというか、それにマッチングしたものがなかなかできないというのが現状でありまして、ただ、北清水地先の10ヘクタールですとか、給食センターの先のあれは何ヘクタールだったか、4ヘクタールぐらいの土地は大手の企業が今お持ちでございまして、今後、経済の具合の中で、何か考え



ておられるというようなお話も聞き及んでおりますので、期待をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ありがとうございます。

土地が、広い場所がなかなかなくて難しいということだと思いますが、これからインターチェンジの開発等もございますので、大きく期待を寄せているところではございます。

また、それにしましても難しいということはよく分かりましたけれども、第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でのアンケート調査からのアプローチで、「今後どうすれば町内に就職するのか」の問いに、「企業が多くできること」、「交通手段が大幅に改善すること」、「働く場ができること」とありますので、これに応えるために引き続き企業誘致にご尽力くださいますようお願いいたします。

続いて、大綱2点目、子育て支援についての再質問をさせていただきます。

町長からのご答弁があったように、近隣市町村に引けを取らない支援策がいろいろありますが、実際のところ、この支援策をもって、過去5年間の出生者数と18歳未満の転入者数、また、転出者数を教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず出生者数ですが、平成30年度、111人、令和元年度、102人、令和2年度、106人、令和3年度、97人、令和4年度、82人でございます。

続きまして、18歳未満の転入者数と転出者数です。転入者につきましては、平成30年度、66人、令和元年度、85人、令和2年度、74人、令和3年度、71人、令和4年度、92人でございます。続きまして、転出です。平成30年度、64人、令和元年度、53人、令和2年度が62人、令和3年度、49人、令和4年度、64人でございます。

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ありがとうございます。

この数字は、令和2年3月に発表された第2期横芝光町人口ビジョンの将来の展望と照らし合わせて多いのか少ないのかお聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 結論から申し上げますと少なくなっております。

まず出生者数につきましては、合計特殊出生率というのを人口ビジョンの中で見ているんですけども、これは、例えば、今の報告ありました数値で言いますと、令和2年が町の合計特殊出生率が1.15で、令和3年は1.12でございました。令和6年の目標値は1.62ですので、乖離、大きいと思っております。

それと、18歳未満の転入・転出のところでございますが、人口ビジョンでは、令和2年度から令和7年度まで5か年で200人の、年齢層は限っていないんですけども、転入超過というの見込んでおります。今、住民課長からあった数ですと、18歳未満については、令和2年度から3年度、令和3年度から4年度で50名プラスということですけども、全世代を見ますと、この2年でマイナスの17人となっておりますので、5か年のうち2年が過ぎて、200人超過を見込んでいるところがマイナス17人なので、この点についても人口ビジョンの予測よりは少なくなっております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） コロナ禍ということもあったかもしれませんが、望む人口増加より下回っているというのが事実だと思います。

この事実を町長はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当町だけにおいての問題でなく、今、この日本の世の中の中で、少子化、非常に大きな問題になっていて、横芝光町の行政といたしましても、先ほど壇上で答弁をさせていただいたとおり、でき得るものを、メニューを一生懸命考えて、それに対して改善するよう努力をしているところでございますが、国全体の流れの中で、これ非常に厳しい問題も抱えておる中で、ただ、一点救いだっただのは、今、霞議員からご質問いただいて、改めて、18歳未満の転入と転出を5年間、ちょっと簡単に計算したら100人ぐらい増えているという状況もあって、これも一つ、ある部分、この成果がそこに出てきているのかなと思いつつも、実際にここで生まれている子供の数がもう圧倒的に少なくなってしまうことについては、今後もしっかり検証しながら、それに対してどのような対策ができるか、頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ありがとうございます。

私は、やはり、今まで当町でもすばらしい支援策がたくさんあると思うんですけども、アピールの仕方の改善と新しい大胆な支援策が必要と考えます。

そこで、2点要望いたします。

1点目は、これらの支援策の見せ方です。

インターネットで、「子育て支援 横芝光町」と検索すると、町のホームページへアクセスする画面が表示されます。そこをクリックすると、時系列で直近の子育て支援についての更新事項が表示されます。ほかのタグ「分類できがす」というところでも、「妊娠・出産」、「子どもの健診」、「子育て支援」、「ひとり親」、「保育所」と項目別になっていて、町の住民にとってはよいのかもしれませんが、どこの町へ住もうか子育て支援を比較したいなと考える方にとっては分かりづらいとの意見を多く聞きます。

今回の補正予算にホームページのバージョンアップの予算が組まれているようなので、ぜひ1回で町がアピールする支援策が表示される画面を作っていただきたいと要望いたします。

2点目、新しい給付金です。

若者の定住、出生者数を増やしたい観点から、次に挙げる3つの要件を満たした方に給付金を支給するというものです。1、当町に住民税を10年支払った、2、結婚している、3、中学生以下の子供を養育している、この3つの要件を満たした時点で50万円の給付金を受け取れるとするものです。

例えば、ご主人30歳で結婚したとします。23歳から働いて住民税を納めていました。2年後にお子さんを授かりましたが、住民税が10年となるまであと1年足りていないので、翌年、子供が1歳、ご主人33歳になった時点で50万円を受け取ることができる。奥様も他市町村から転入されたとして当町で住民税を納めていたとすると、子供が8歳のときに50万円を受け取れることとなります。

お子さんが5、6歳で小学校入学前に家をどこへ持とうか検討する方が多いと思いますので、あと少しで給付金がもらえるとなれば横芝光町に家を建てるようになるのではないかと予想いたします。税金を納める納めがいも感じてもらえるのではないのでしょうか。

以上、2点を要望いたします。若い世代が当町で家族仲よく幸せに暮らせることを切望いたします。答弁は結構です。

続きまして、大綱3点目、安全で安心なまちづくりについて再質問をいたします。

事故件数が人身事故で36件ということでしたが、物損事故の件数は分かりますでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 事故件数につきましては、警察で取りまとめをしております、令和5年の4月までは事故の件数を教えていただいておりますけれども、それ以降については、人身事故のみとなっております。

ちなみに、令和5年の4月末時点の全体の事故件数は91件になります。内訳といたしまして、34件、人身事故がございまして、57件が物件事故になります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ありがとうございます。事故件数の多さに改めて驚かされました。

信号機設置要件を満たしていないということもよく分かりますけれども、町もいろいろ対策していただいております。個人的には、ガードレールや反射板、何かいろいろあり過ぎて逆に左右が見えづらいんじゃないかと感じることもございます。

例えば、「止まれ」の一時停止部分道路にハンプを取り付けて速度が出ないようにするというのはいかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） ハンプですけれども、ハンプにつきましては、生活道路等を走行する自動車の速度抑制のための道路路面に設けられた緩やかな丘のような凸状の設置物で、こちらにつきましては、令和3年11月に千葉県警察本部交通規制課、千葉県山武土木事務所、町で、このハンプ設置について現場立会いをいたしました。その際、設置箇所が宅地からの出入口になってしまうことや騒音、振動などが発生することから設置できないとの判断をしております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ハンプも難しいということですが、いずれにしても横芝光町交通安全計画、令和3年から令和7年の中での基本的な考え方、「第1 交通安全意識の高揚 交通安全意識の高揚を図るため、未来を担う子供、高齢者、障害のある人もない人も、すべての人がそれぞれに協力し合い、交通事故のない横芝光町を目指します」とうたっている、これからの季節、だんだん日が短くなります。夕方とても周りが見えづらい時期がやってきます。引き続き、警察への信号機設置の例外を認めてもらうための根気強いアプローチと町の安全対策をお願いして、私からの一般質問を終了いたします。

大分時間が余ってしまいましたが、初めての質問のため、どうかご容赦ください。どうも

ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で、霞浩子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前10時50分といたします。

（午前10時35分）

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

---

#### ◇ 宮 菌 博 香 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

宮菌博香議員。

〔9番議員 宮菌博香君登壇〕

○9番（宮菌博香君） 改めまして、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、宮菌博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、今月8日から9日にかけての台風13号接近に伴う当町の被害状況は、11日午前10時現在、崖崩れ5か所、冠水による道路被害6か所、土砂流入による道路被害が5か所、倒木2か所、その他、消防団による排水が行われました。また、9月8日午前3時から9月9日午前2時までの総雨量は274.5ミリメートルで、1時間最大雨量は、9月8日午後1時からの68ミリメートルということでした。幸いにも負傷者等が出なかったことは喜ばしいことであり、対応した職員並びに消防団員等の皆さんには感謝申し上げる次第であります。

振り返りますと、当町におけるこのような大雨は久しぶりですが、日本全国では、大型の台風などの影響により全国各地でゲリラ豪雨や雷雨も発生しました。これからの夏は、今年の夏のように猛暑が続き、さらに大型の台風が発生することが想定されます。そうしますと、当町としましても大雨等による浸水と崖崩れ等の災害が懸念されます。町民の生命と財産を守るためにも日頃からの準備と備えがなくてはなりません。いざというときに行政の力が試されるときであり、その対応が住民との信頼関係につながり、住民との信頼関係が構築できるように頑張っていたいただきたいと思います。

また、基幹産業である水稻の稲刈りもほとんど終了しました。今年は米価が若干上がる見込みのようですが、飼料代や材料代等が高騰し、農家の皆さんの家計は期待できないようで

ありますが、良質米が多く収穫できることを願うものであります。

これからは明るい出来事を述べさせていただきますが、夏の風物詩である全国高等学校野球選手権が8月6日から23日までの18日間にわたり阪神甲子園球場で開催されました。今大会は4年ぶりに有観客で熱中症対策を各所で講じながら行われた結果、非常に盛り上がり、慶應義塾高校の107年ぶり2回目の優勝で幕を閉じました。優勝した慶應義塾高校は、スローガンを「エンジョイベースボール」と掲げ実践されました。また、2連覇を目指し準優勝に輝いた仙台育英学園高校の須江監督は、談話の中で、人生は敗者復活戦と思っているので、素晴らしい経験を得ましたねと話されていました。当町からもこのような大会に参加される選手がまた出ることを大いに期待するものであります。

その他では、バスケットボールの世界選手権がアジアを中心に開催され、日本は沖縄県が会場となり、日本男子チームが来年パリで開催されるオリンピックの出場権を見事に獲得しました。そして、現在は、フランスでラグビーのワールドカップが行われており、日本チームは初戦のチリ戦を快勝しました。

さて、現在も残暑が厳しい中でありますが、これからは学びの秋を迎えるわけであります。町当局におかれましては、きめ細かな計画行政の推進や令和6年度予算編成などを行い、子供たちのよりよい教育環境の整備を急務に行うほか、町民が住んでよかったと感じられるようなまちづくりを進めていかなければなりませんので、よろしく願いをするものであります。

それでは、大綱3点につきまして一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、ふるさと納税について2点お伺いします。

1点目として、当制度をどのように捉えているのかについてですが、いろいろな機会を通じ、自主財源の乏しい当町としては、財源確保のためふるさと納税に力を入れる必要があると何人もの議員からの意見もあり、町長も財源確保のために努力をしていく旨の発言をしていたように思われますが、実態は何もしていないように思われてなりません。

といいますのは、過去5年間のふるさと納税の寄附額は、平成30年度、4,629万円、令和元年度、8,254万2,000円、令和2年度、7,974万4,000円、令和3年度、7,950万1,000円、令和4年度は6,570万5,000円という状況であり、令和2年度をピークに減少している状況にあります。そして、令和4年度の県内順位としては、54市町村中34位でありました。

参考までに、令和4年度の県内市町村の受入額の上位を申し上げますと、勝浦市、5億3,400万円、船橋市、11億4,500万円、市原市、8億1,600万円、大網白里市、5億7,900万円

となっています。もっと驚くことは、町民が町外にふるさと納税した寄附額は、令和4年度分、5,466万7,600円だったことです。言い換えれば、ふるさと納税による寄附額から経費を差し引いた額よりも町民が町外にふるさと納税した額のほうが大きいということです。なぜこのような状況になっているのか、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目として、当制度を活用し自主財源を増やしていこうとする考えはないかについてですが、1点目で申し上げましたように、町長は努力をするという発言をしてもその場限りで、努力をしているように見えないのですが、町長はどのような具体的なお考えを持っているのかお伺いをいたします。

続きまして、大綱2点目の熱中症対策について4点お伺いします。

1点目として、熱中症警戒アラートが発表された場合の対策と対応についてですが、熱中症警戒アラートとは、環境省と気象庁が連携を取り、令和3年4月下旬から、全国を対象に熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を取っていただくように促すための情報ということであります。

発表の基準の方法としては、暑さ指数の値が33以上と予想された場合に、気象庁の府県予防区域等を単位として発表するということでもあります。また、発表内容には、暑さ指数の予測値や予想最高気温の値だけでなく、具体的に取り組むべき熱中症予防計画も含まれていることが特徴ですと示されています。

当町としましては、防災行政無線を活用し、不要不急の外出を避ける、エアコン等を使用する、小まめな水分補給をするなどの呼びかけが行われておりますが、具体的にはどのような対策と対応が示されているのかお伺いをいたします。

2点目として、小中学校の対応はどのようになっているのかについてですが、今年の残暑は例年よりも暑いという報道がなされておりますが、9月からは、小中学校とも2学期が始まっています。熱中症警戒アラートが発表された場合の小中学校の屋外で行われる授業や校外学習はどのようになっているのか。また、日曜日等に行われるスポーツ少年団活動や部活動についてはどのようになっているのか。特に横芝地区の小中学校は2学期に運動会や体育祭が予定されています。それに伴い練習も盛り込まれると思いますが、どのような対応を行っていくのか。さらに、小中学生で熱中症と思われる症状が出た場合の児童生徒の対応はどのようになっているのかお伺いするものであります。

3点目として、行事等により熱中症患者と思われる者が出た場合の対応についてですが、残暑の中で行うわけであり、熱中症患者と思われる者が出る場合も想定しなければなりません。

んが、その場合はどのような対応をするのかお伺いするものであります。

4点目として、東陽病院の対応はどのようになっているのかについてですが、新型コロナウイルス対策時には、東陽病院には小児科がないということで、児童生徒の対応はしなかったという経緯がありますが、熱中症患者と思われる児童生徒については、東陽病院ではどのような対応をするのかお伺いをいたします。

続きまして、大綱3点目の地域活動休暇について2点お伺いいたします。

1点目として、当町として導入する考えはあるのかについてですが、総務省は、国家公務員にない休暇を各自治体で創設しても地方公務員法には抵触しないとの解釈を示すとのことです。そこで、住民の理解を条件に、担い手不足を解消し、その地域の活性化等が図られるということであるならば、兼業による職員の活動参加がしやすくなるための地域活動休暇を創設しても構わないということですが、創設する考えがあるかお伺いいたします。

2点目として、導入する場合はいつ頃をめどにどのような事項に導入するのかお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔9番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、宮菌博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱1点目、ふるさと納税についてにお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。また、森川貴恵議員への答弁と重なる部分がございますので、ご了承をいただきたいと思います。

初めに、当制度をどのように捉えているのかについてでございますが、ふるさと納税制度につきましては、平成20年度から始まり、現在に至っています。ふるさと納税には、3つの大きな意義があり、第1に、納税者が寄附先を選択する制度で、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域にこれから応援したい地域へも力になれる制度であること、第3に、町が取組をアピールすることで



ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むものと理解しております。

令和4年度の寄附額につきましては、物価高騰などにより、贅沢品から日用品や日用食材へ、また、自然災害による被災地への支援など、寄附者のニーズが変化したものと思われ、ここ数年と比べ落ち込んだところではありますが、当町におきましても歳入確保の手段として有効であり、町の魅力発信や地域産業の活性化にも資するものと考えております。

次に、当制度を活用し自主財源を増やしていこうとする考えはないのかについてでございますが、町では、これまで総務大臣の指定を受け、事業者との交渉、ポータルサイトの増設や町ホームページの改良、また、フリーペーパーやニュースアプリへの掲載などを行い、ふるさと納税寄附額の増額に向けて努めてまいりました。本年6月からは、新たに楽天ふるさと納税のポータルサイトを開設し、寄附額も第1四半期ベースでは、令和3年度、4年度を上回る寄附をいただいているところでございます。

この10月には、ふるさと納税制度の改正により経費の基準が厳格化され、また、物価高騰への対応など、大変厳しい状況にありますが、今後も引き続き町の情報を発信し、取組をアピールするとともに、地元企業等のご協力を得ることなどにより寄附額の増額に努め、制度改正の状況を見ながら体制の強化も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 宮菌博香議員ご質問の大綱2点目、熱中症対策についてのうち、熱中症警戒アラートが発表された場合の対策と対応についてと行事等により熱中症患者と思われる者が出た場合の対応はについてお答えいたします。

初めに、熱中症警戒アラートが発表された場合の対策と対応についてですが、対策としては、主に2点を実施しております。

1点目は、周知啓発として、防災行政無線を通じて、日中の外出はできるだけ控えること、外出時は直射日光に当たらないよう注意すること、外での作業や運動時は十分気をつけること、ご高齢の方や子供たちへ身近な方から熱中症予防の声かけ、こまめな水分補給、エアコンの利用促進等の熱中症予防について、6月から随時周知しております。また、広報よこしばひかり7月号に併せて、「熱中症予防のために」のチラシを各戸配布いたしました。その他、町ホームページに「熱中症予防を心がけましょう」として予防の周知啓発を掲載してお

ります。

2点目は、涼み処として、エアコンを設置しております町民会館、文化会館、図書館や健康づくりセンタープラムにおきまして、ロビー等の一部を休憩スペースとして提供しております。また、特定非営利活動法人が主体となり、地域の熱中症予防支援活動の一環で、気軽に涼むことができる場所、クールステーションとして、町内の民間施設、図書館や健康づくりセンタープラムを登録し、うちわ等の物資を提供しております。さらに、健康づくりセンタープラムでは、飲料水の提供も行っております。一方、熱中症警戒アラートが発表された場合の対応といたしましては、定時放送以外の時間帯において、防災行政無線を通じて、改めて対策1点目と同様に注意喚起を行っております。

次に、行事等により熱中症患者と思われる者が出た場合の対応はについてですが、環境省から、イベント主催者や施設管理者向けに夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインが示されており、熱中症の予防方法や緊急時の応急処置について掲載されております。町では、前段で申し上げました広報よこしばひかり7月号に併せて各戸配布した「熱中症予防のために」のチラシに、熱中症が疑われる人を見かけた場合の主な応急処置方法を掲載しており、中でも、自力で水が飲めない、応答が不自然な状態の場合は、ためらわず救急車を呼ぶよう案内しております。また、当該チラシの中では、熱中症予防のための情報・資料サイトを紹介しており、検索すると、環境省ライン公式アカウントに熱中症の応急処置方法が掲載されております。

年々、地球温暖化の影響と推測される暑さが増しており、町といたしましては、早めの段階で、熱中症予防の周知啓発を今後も引き続き行ってまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 宮蘭博香議員ご質問の大綱2点目、熱中症対策についてのうち、小中学校の対応はどのようになっているのかにお答えいたします。

小中学校での熱中症対策で大切なことは予防に努めることであり、そのためには正しい知識と運動の調整が必要であると考えております。

まず、暑い時季を迎える前の運動をする場面では、徐々に負荷を増やし、暑さへ慣れる準備を進めております。暑い時季は熱中症警戒アラートに注視し、発令状況を前日の夜及び当日の朝に確認し、必要があれば、小学校では体育、中学校では保健体育の授業内容の変更や

学校行事や部活動の時間を短縮するなど、対応しております。部活動などの活動前は暑さ指数の計測、活動中においては過重な運動とならないよう活動内容を調整するなど、普段以上に児童生徒の様子を観察するとともに、適宜、休息時間を設け、児童生徒に水分補給を促すなど、指導しております。また、中学校では、特に熱中症予防教室を実施し、生徒自らが意識を持ち、活動できるよう指導しているところでございます。

このように予防対策をしているところではありますが、万が一、熱中症になった児童生徒が出た場合は、1、熱中症の疑いはあるか、2、意識があるか、3、自分で水分補給ができるかの3段階で、救急車を要請するか否かの判断をいたします。救急車を要請した場合は、校門の開閉や誘導路の確保・案内など、教職員が分担することとしており、児童生徒の安全確保を行う体制は確立されているところでございます。

いずれにいたしましても児童生徒の健康状況を優先に考え、今後も熱中症予防対策を万全に実施してまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 宮菌博香議員ご質問の大綱2点目、熱中症対策についてのうち、東陽病院の対応はどのようになっているのかについてお答えいたします。

猛暑が続き、熱中症で受診、または救急搬送される方が多くいらっしゃいますが、東陽病院は二次救急を担っている医療機関でありますので、平日及び休日当番日の日中時間帯は、消防から救急搬送の要請があった場合、受入れ可能な状況であれば救急患者を受け入れ、速やかに診療を行っております。また、外来診察の受付時間を過ぎた場合にあっては症状等を伺った上で、医師の判断により診察の受入れをしています。夜間及び休日当番日以外の土日、祝日については検査ができませんので、夜間休日の救急医療機関、または休日当番の医療機関を受診していただくこととなります。

なお、児童生徒につきましては、小児特有の様々な病気の可能性があり、小児科医のいない当院では見逃しの心配があり対応が難しいことから、高校生以上が対象となります。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） 宮菌博香議員ご質問の大綱3点目、地域活動休暇についてお答え

いたします。

地域貢献活動休暇は、自治会やNPO等において、高齢化等に伴い担い手不足が進んでいることから、自治体の職員が知識や経験を活かし地域における課題解決に積極的に取り組めるよう、職員の特別休暇として各自治体の条例で創設できるようになると一部報道されました。

地方公務員法で職員の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないこと、また、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと定められております。このことから、まずは国において、各自治体の裁量により創設して差し支えないこととすること、または明確化されることが必要となりますが、現時点では具体的に示されておられません。

当町において、当該休暇を導入する場合には、公益性の高い継続的な地域貢献活動であるか否か、社会的課題の解決を目的とし、地域の発展、活性化に寄与する活動であるか否かなど、休暇として取得できる基準を具体化、詳細化する必要があると考えておりますので、国及び先進自治体の動向等を注視しながら調査研究してまいります。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） いろいろとご答弁ありがとうございました。

それでは、改めて通告順に質問をさせていただきます。

最初に、ふるさと納税の1点目の当制度をどのように捉えているのかについてですが、町長からお答えいただきましたように、納税者がふるさと意識や応援している地域の力になれる制度、自治体にしてみれば町の取組をアピールして納税を呼びかける制度であります。そこまで理解していて、この実態はどのように受け止めているのか、町長に再度お伺いをいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 目的としてそういうことですが、現実問題としまして、非常に、この制度を利用して、自治体においては上手にやり過ぎて訴訟問題になっているところもございますし、今現在、このふるさと納税制度を停止されている自治体もあるのは承知しております。そういう中において、総務省のこの企画の中で、当町においては、それをはみ出すことのないところでしっかりやっているわけですが、これは、先ほど壇上でも

申し上げさせていただきましたが、来月10月からは、これが総務省のほうで、もう極めて厳格化されるというような情報というか、その指針も出ておりますので、それに合わせて、今後しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 非常に残念な答弁をいただきました。

私は、日頃から言っていますように、この制度は、まさに行政の力が試される制度と言っても私は過言でないと思いますが、改めて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと具体例を出させていただきますと、先日、私、自ら近所のスーパーで10キロのお米を買いました。たしか税込みで4,000円ぐらいだったかなというふうに思っています。それが20キロの米のふるさと納税の返礼品で、1万2,000円で20キロの米がふるさと納税で返礼されるということを考えますと、何でそれができるのかなど。要は、送料も入れて6,000円で、その米を実際としてならなければならないところを現にそれが現実としてなされている、それも限定3,000とか4,000とかと書いてある中においても、それが全然守られていないように臆測をしている状況の中で、当町の職員にもそれをやらせること自体がいかげなものかなというふうに思っておりますので、今回の10月からの厳格化については、私のほうとしては大きな大きな期待を寄せているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 都市部で人口もあり財源に優れているようなところであれば、何もこのような質問はしないわけではありますが、自主財源に乏しい当町で、かつ千葉県順位も54市町村中34位ということで、非常に寂しさと同時にやる気のなさを感じるというのが私の実感であります。

このようなことでは、町の魅力発信や地域産業の活性化なるものは、絵に描いた餅で終わってしまうのではないかと危惧していますが、長年町長を支えている副町長はどのようなお考えを持っているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、ふるさと納税制度につきましては、いろいろな課題含

めて考えなければいけないところがたくさんある状況でございます。しかしながら、宮菌議員おっしゃられるように、地域の魅力をPRするという大きな部分もでございます。

先ほど県内の順位の話、トップのほうのお話もされましたけれども、なかなかいきなりそこまでというのは難しいところがあるかと思えますけれども、近隣でいいますと、九十九里町が、3年前5,000万円だったのが去年9,000万円になり、今年1億5,000万円台になっているという、そういう実例もございますので、このあたり、私のほうもいろいろ調べさせていただいているので、できる範囲の中にはなりますけれども、PRするなり、また、それを職員をどう配置するかという問題もあるんですけれども、それに対して可能なところで体制の整備なども含めて検討していければなと思っておりますが、先ほど町長もお話ありましたけれども、改めて制度が厳格化されますので、その辺の状況を見ながらという形になりますけれども、検討していければと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 私が思うに、このような制度があって、全てにおいて町は取りかかりが非常に遅いと。日本全国の自治体では、特に地方の自治体等については生き残り戦略、これ必死な問題で、こういうものについては対応しているわけです。ですから、地方というのはいろんな情報を取り、汗をかき、頑張っているから地方の自治体というのはいい成績を収めているわけです。

それで、また、当町の場合は、ふるさと納税のもので米が一番出ているということでありましてけれども、基幹産業は、当町、言うまでもなく農業です。それで、大消費圏東京とか、そういうものもあるわけです。

ですから、農業というのが、後継者不足で、かつあまり魅力がないというのは、やっぱりいい作物ができて自分たちで価格を決められないという大きな問題があるわけです。ですから、逆にそういうものをなくすために、先手を打って、農協とか、そういうところとタイアップをしながら、やっぱり自分のところ、そういう特産品をPRとかということで、先に金額設定等して対応するような、そういうものも一つの方策として考えることによって、町の魅力発信や地域産業の活性化なるもの、やっぱりこういうものをやっぴいかないと、町長、普段から観光だとか何とか言っただけで何もインパクトないんですよ。

ですから、そういうものからやっぱり考えていかなければならない、まさに自治体間の、要するに力が試される制度、やっぱりこういうものを踏まえて、自主財源を確保しつつ投資的

経費のほうに回せるようなもの、将来、いろんな対応するとき、国の制度にならないものも対応しなければならない、そういうときのために対応をしておく必要があるのかなというふうに私は思っております。

次に、各制度を活用し自主財源を増やしていこうとする考えはないのかについてですが、先ほどから言っていますように、ご承知のように、当制度につきましては、自治体間のやる気、本気が示される制度と思いますが、改めて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ふるさと納税制度は、確かに自治体の中で、これに最大限力を入れていく自治体も当然あります。

ただ、当町におきましては、成田空港の容量拡大の問題もありまして、そちらのほうの自主的な町の活性化についても極めて力を入れて進めているところでございますので、そちらだけに100%集中するというのもなかなか難しい、そういう状況の中で、先ほど来申し上げましているとおおり、このたび厳格化されるふるさと納税制度の中で、ある意味、リスタート、改めてスタートが始まるような状況にもありますので、しっかりその好機を逃さず頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 今、町長は100%力を入れるわけではないということですが、ふるさと納税、これは単なる行政の分野については一部なんです。そういう分野までできなくて、ほか何ができるかということを私は言いたいわけです。

これから成田空港のさらなる機能強化の問題でも企業誘致、いろいろ一般質問でも出ていましたけれども、そういうものも立地条件の悪い当町としては、立地条件のいいところに勝てなかったら企業は進出してこない。そうすれば、若者の定住もなくなる。個人住民税、固定資産税、そういうものも入ってこないような状況になってくる。今後、やっぱりそういうことが懸念されるし、やっぱり一番の今やらなければならない、横芝光町がこれから生き延びるための一番のチャンスが来ているのに何も考えないでやらない、そういうことではしょうがありませんよということを私は言いたいわけなんですけれども、いずれにしてもこのふるさと納税一つについても、寄附額を増やすことは、私は可能だと思います。

そして、くどくなりますけれども、言い換えれば、町の魅力発信や地域産業の活性化になるものと思っておりますので、積極的に対応していただければありがたいな。これが町の組

織の活力にもなるだろうし、やっぱりいろんな面に好影響を与えられるようになってくると思っております。

続きまして、熱中症対策の1点目、熱中症警戒アラートが発表された場合の対策と対応についてですが、防災行政無線により周知することに対しましては評価いたしますが、先ほどの答弁ですと、いろんな涼しいところの施設を開放していると。プラムでは飲料水の提供も行っているということでありました。

細かい問題なんですけれども、やっぱり平等等、そういうものを踏まえるのであれば、提供するのであれば、いずれの施設に来たとしても提供してやる。提供しないのであれば、それぞれの施設には自動販売機を設置されていますので、それぞれの人たちの対応に任されるというようなことで、そういうものについても細かいことかもしれませんが、ある程度の統制を取る必要があるのかなというふうには私は思っておるんですけれども、当局のお考えを改めて伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 飲料水につきましては、新型コロナウイルスの在宅で行っていた水を提供してございます。確かに自動販売機等もありますので、そちらのほうにつきましては平等性を考えて対応してまいりたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それで、断っておきますけれども、私のこの質問については、若干時期がずれていると思います。しかしながら、今の状況を見ると、来年のこの時期については、今年よりも暑くなることというのは当然想定されるわけです。

ですから、今年の防災行政無線等によって周知したことに對しては評価しておりますが、やっぱり来年に向かって時期を見失うことなく、今年よりも細かく分かりやすく周知していただきまして、町の具体的な対応をしていただければ、より住民に対してもそのような対応はできるのかなというふうに思っていますので、よろしく願いをしたいと思います。その辺についてはどうでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 宮菌議員のご意見等を踏まえまして、来年度におきましても早めの対策を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。



○9番（宮菌博香君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、小中学校の対応はどのようになっているのかについてですが、課長から答弁いただきましたように、やっぱり予防に努めるということが一番大切だと思います。そうしますと、学校の言うことは各家庭でもある程度聞いてくれると思いますので、まず十分な睡眠や食事を家庭で取っていただいて、それで、まず学校に送り出してもらおうというのが一番の基本になるのかなというふうに私は思っております。

そして、児童生徒が熱中症にかかった場合の対応だと思いますが、受入れ病院まで確保できる体制がひけるように努力する必要があると思います。といたしますのは、町の子ども・子育て支援でいろいろやっておりますが、これらは、場合によっては命に関わる問題であります。したがって、こういうものを一番充実させることが、やっぱり本来の子ども支援、そういうものを一番のもとになるものかなというふうに思っております。

ですから、それらがスムーズに対応できるように、教育委員会としましても町独自のマニュアルを作成し、今年もまだありますけれども、来年に向けて万全を期することが大切だと思いますが、当局のお考えがあればお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 宮菌議員、貴重なご意見、本当にありがとうございました。

町でも、今、各小中学校に危機管理マニュアルというものを作りまして、こういうような熱中症対策という項目もございます。こういうもので対応しているところでございますが、さらにまた充実させたものを作りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ありがとうございました。

そうしたら、確かに児童生徒のいろいろ給食費の問題とか、給付の問題については、財源がない中で他の自治体と比較してもそれなりの対応はできていると思いますが、やっぱり少子化の中で子供たちというのは各家庭の宝物であって、町の財産でもあります。ですから、そういうものをきめ細かくやっていただければありがたいなというふうに思っております。

次に、行事等により熱中症患者と思われる者が出た場合の対応については、ちょっと俺が聞き漏らしたかもしれませんけれども、誰か答弁してくれましたか。あれがそうかな。分かりました。

そうすると、やっぱり行事等による熱中症患者というのは、これから町、いろんな行事等も開催します。そうすると、いつそういう人たちが出るか分かりません。したがって、

やっぱり特に暑い時期については、健康こども課が中心になる云々、それはいいんですけども、やっぱり小さい組織でありますので町全体にまたがるように、こういうときにはこういうふうにし対応していこうよというようなものをつくって、町民の安全を守るというのも一つだと思いますが、来年に向けて、今年はある程度、防災行政無線等を活用していろいろやっていただいたのは分かっておりますけれども、よりそういう詳細を示したようなものを来年に向けて対応していただけるのか、そういう考えがあるのか、できればお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 現在、本年5月30日に、政府のほうで、改正気候変動適応法、これに基づきます熱中症対策実行計画、これが閣議決定されております。これを受けまして、地方公共団体の役割としまして、庁内体制の整備と、いわゆるクーリングシェルター、あるいは熱中症対策普及団体の指定等の制度化、これを来年、令和6年春の施行が予定されております。このことから、当町でも現在実施しております対策等を踏まえまして、専門家や専門機関による様々な情報、対応策を踏まえつつ、今後、研究をしてまいります。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ありがとうございます。

それと、あと中学校の部活動やスポーツ少年団、そういうものの対応なんですけれども、やっぱり指導者というのは、ある程度そういう教育を受けております。しかしながら、無理をして、要するに熱中症に子供たちがかかった場合については、すぐその後の救急の対応というのはなかなかできない状況にありますので、その辺についても打合せをしていただいて、やっぱりなった場合については速やかな対応はできるような体制を取っていただければありがたいと思います。

具体的には、今、保護者というのは、何でも子供を、いろいろスポーツ活動も何でも出しますけれども、何かあった場合に、けががあったりとか、そういう場合については、また、指導者のほうに、一般的にいろいろ来るのが常であります。ですから、一生懸命頑張っている指導者等、そういう人たちを守るような制度もこういう時期に合わせて考えてもらえればありがたいなど、これは要望であります。ですから、すぐ対応しろということじゃなくして、研究をしていただければありがたいなというふうに思っています。

次に、東陽病院の関係ですけれども、非常に私は残念でなりません。というのは、これは、

土曜日、日曜日と勤務時間外であれば、ある面で致し方ないなという部分あるかもしれませんが、学校で、要するに、体育とか、そういうものをしていて、児童生徒が熱中症にかかったということであれば、せっかく自前の自治体病院を持っているわけでありまして、要するに、乳児やそういうのと違って口もしっかり利けるし、どういう状況だというのは話せると思います。ですから、少なくともやっぱりそういう連携を取った中で、勤務時間で見られるところについては、そういう対応もある程度考える必要性はあるのではないのかな。まして、自治体病院として第二救急まで承認を受けている病院でありますので、その辺は、やっぱりコロナと同じように、幾ら赤字を出しても、小児科はやっていないから診ないよという体制を貫き通すのかどうなのか、特に管理者である町長に改めてお伺いをしたいと思っております。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この辺につきましては、それこそ当事者であります医師がどういう認識にあるかということにありますし、それについては院長等々お話をさせていただきますが、例えば、熱中症の問題に関して申し上げれば、やはり学校現場、またクラブ活動ですとか、地域活動での現場でそういう症状が出れば、これはもう救急車をすぐ呼ぶということが一番であって、それに委ねてくれれば救急車のほうで対応してくれるシステムに今構築されておりますので、それに準じて進めていくことが一番いいのではないかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 救急車を呼べば対応してくるということではありますが、いろんな状況を見ると、救急車ですぐ搬送先が決まらないというような現状もかなりあると思います。ですから、私が言わんとするのは、いろいろ連携を取りながら、やっぱり自治体病院としての東陽病院、みんなのせっかくある施設でありますので、使えるときにはためになるような施設としてやっていかなければ、毎年毎年大きな赤字を出していますけれども、なかなか一般の方には認められなくなってしまうようなことにもなりかねないんじゃないかなと。

だから、やっぱり対応できるときにはある程度対応するというものは、管理者が医師とよく協議をした中で対応していただくことが肝要なのかなというふうには私は思っております。その辺を踏まえて、あまり歯切れよくない町長、答弁していましたがけれども、その辺は、病院のほうと直接行って、そういう協議をする考えがあるのかどうか、再度、もう一回確認を

させていただきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今のお医者さんも内科、外科、小児科等々の中にある中で、専門化、細分化されている状況の中で、やはり小児専門医がいない状況の中での対応ができないというのが、今、医療の中ではそれが通例になってしまっているというのもございます。宮菌議員がおっしゃっていることも重々理解はできますが、医師の世界の中では、それがまかり通っていないというのが現状でございます、その話については、いささかしたこともございますが、なかなかそれについては受け入れられない状況があるのが現実でございますので、そういうふうな、今後また、歯切れが悪いと言われたら致し方ございませんけれども、現状はそういう状況であるということをご理解させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） くどいと言われますけれども、では、病院のほうと管理者である町長は再度協議をするのか、それとももう小児科がないということで、東陽病院はそういう対応はしないということなのか、改めてもう一回。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 相談はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） では、何とか実現できるようにしていただければありがたいなと思っております。

まさにこの分野も、要するに給付の問題じゃないと、やっぱり根本的なもので対応すれば、学校としてもいろいろ連携が取ればそういうようないい対応ができる、要するに、こういうものについての云々ということじゃないんですけれども、家、東陽病院、学校、勤務時間で熱中症発生したら東陽病院ですぐ対応してくれたよ、それで子供元気になったよ、やっぱりそういう姿がよろしいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、地域活動休暇についてであります、当町として導入する考えがあるのかということとあります。

それで、先ほど課長の答弁ですと、国及び先進自治体の動向を注視しながら調査していく

ということであります。そういう前向きじゃない答弁というのが、今、横芝光町当局の一つの答弁のように思われるんですが、やっぱり国がそういう制度を認めますよ、そして住民の理解を求めてくださいよというようなことで示されているわけです。そうすると、今、休止化している農村がもっていた独特のコミュニティー、そういうものを形成する一つ的手段として職員の人にも頑張ってもらえるようなものというのはいろいろあるのかなというふうに思っております。

ですから、そういうものを活用し、町と町民が一体となってやることによって、もっと違った面でもう少しいい道というのは切り開けるのかな。そういう一体感が出てくれば、今現在、区に入っていない人が総体で約3割いるということでありましてけれども、そういうものの解消にもつながるし、それが増えれば、要するに行政からの伝達も今の制度として流れるようになるわけでありまして、今ここでどうでなくて、やっぱり将来的に見て、そういうもののアクションが起こせるものであれば起こしてもらって、そういうお金を使わなくてもいいまちづくりというのはいっぱいできるわけです。

ですから、そういうものに取り組んでいただくための一つの起爆剤でいいものが出てきたのかなと。ですから、やっぱりしっかりとこの制度というものを踏まえた中で対応していただくように考えていただくのがよろしいのかなというふうに思っていますけれども、再度、いろんなお考えがあるでしょうから、あれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） お答えします。

確かに議員おっしゃるように、この制度はいい制度だと私も認識しております。

ただ、今現時点で、国のほうは今現在、問題ないというような報道発表されておりますが、国のほうにおいても今のところ内容について検討している部分があり、年度内にその内容等の検討結果について最終的な通知をしていくというように報道されておりますので、そこら辺、事前に把握できるものがあれば、把握しながら実施する方向についての協議を進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 私が言うのは、これも一つの方法だよということを言っているわけがあります。あまりにも行政そのものが、私は、近隣と比較しても停滞化しているように見えてなりません。まさに私が日頃から言っているように、地方自治競争の時代に突入している

わけです。やっぱり弱肉強食の世界と同じだと思います。そうすることによって、裏を返せば住民が、よそよりもいいものを受けられる、まさにそれが行政なのかなというふうに思いますので、この問題云々じゃなくして、そういうものを……

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員に伝えます。時間が来ております。

○9番（宮菌博香君） はい。

検討していただければありがたいというふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で、宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午前11時50分）

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分）

---

#### ◇ 内 田 美 穂 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

内田美穂議員。

〔2番議員 内田美穂君登壇〕

○2番（内田美穂君） 議長のお許しを得ましたので、私、内田美穂が通告に従いまして一般質問させていただきます。

さて、9月に入り、学校においては新学期が始まりました。友達に会えるのを楽しみにして学校へ行った子供たちや、夏休みを終えてほっとしているお母さんたちの顔が浮かぶと同時に、学校生活が苦しくて仕方がない子にとっては、学校に戻らなければならないことに絶望し、自ら死を選んでしまう子がこの時期、毎年多くなるという事実、私たち大人はしっかりと目を向けていかなければならないと感じております。一人でも多くの悩みを抱えている子供たちが、気持ちを受け止めてくれる友人や大人、または居場所にたどり着けることを祈りつつ、私からの質問に入らせていただきます。

質問は大綱2点、福祉関係について、そして教育関係についてです。

まず、大綱1点目の福祉関係についてで、4つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、車を運転できない方の交通手段についてです。

コロナ禍でリモートワークが広がったことにより、地方での生活が見直され、移住を考えている人が増加傾向にあると感じておりますが、地方での生活に欠かせないと考えられるのが、移動手段である車ではないでしょうか。車がないと田舎では生活しづらいという声を多く聞きます。体が動く今はいいけれども、老後夫婦だけ、または単身になった場合はどうしようと不安な方もいらっしゃると思いますし、障害があり車が運転できない方、経済的に車を持っていない方などもいらっしゃると思います。

そこで、様々な理由で車で移動ができない方たちのための横芝光町における交通手段にはどのようなものがあるのか、教えていただけますでしょうか。

2つ目、福祉タクシーの上限についてです。

重度の障害を持った方がタクシーを利用した際に、料金を一部助成していただける福祉タクシー事業があると思いますが、1回の利用が1,000円、月々の利用上限が4,000円、年間で4万8,000円利用できるとお聞きしております。これについて、この制度を利用している方と支援する立場の方からのご要望がございましたので、お伝えさせていただきます。

年間上限は4万8,000円を変えずに、月の上限を取っ払っていただいて、年間トータルで使わせていただけないかというご要望がございました。こちらのご要望について、ご答弁をいただけると幸いです。

3つ目、ユニバーサルデザインのまちづくりについてです。

ユニバーサルデザインとは何かについて説明するのに、この夏に横芝光町で3回ほど開催されたイベントで、ユニバーサルデザインのまちづくりの代表例としてぴったりのイベントがございましたので、説明のためにここでご紹介させていただきます。

横芝光町の主要な観光資源でもある屋形海岸で開催されたユニバーサルビーチ in 屋形というイベントなのですが、コンセプトとしましては、みんなで海を楽しもうというものです。この「みんなで」の部分には、障害の有無や性別、年齢を問わず、全ての人が含まれています。海は健常者にとっては、思いついたときにいつでも自由に行ける場所ですが、車椅子やベビーカーですとか、足腰が弱ってきているお年寄りの方などにとっては、砂浜がバリアになってしまうため、海に行くことを最初から諦めてしまっている方もいらっしゃいます。

そこで、砂浜にモビマットという100メートルくらいの長いマットを、駐車場から波打ち際まで砂浜の上に敷くんですけれども、マットがあることで、車椅子やベビーカーでもその上を歩いて波打ち際までアクセスしやすくなります。歩ける人にとっても歩きやすくなるの

で、どんな人でも海を楽しむことができます。このように、誰もが使いやすい、利用しやすい、参加しやすいものがユニバーサルデザインというものです。

ここからが質問です。横芝光町の地域福祉計画を拝見したところ、基本理念として、「支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」とありました。この「誰もが」の部分には当然、障害の有無、性別、年齢、国籍を問わず、全ての人が含まれていると思います。

誰もが安心して暮らせるまちづくり、すなわちユニバーサルデザインを考慮したまちづくりをされていると思いますが、これまでにそのようなことを考慮した取組があれば、教えてください。また、今後、横芝光町が進める開発の中で、ユニバーサルデザインの視点でまちづくりを推進しているかどうか、教えていただけますでしょうか。

4つ目、ひきこもり支援についてです。

大人、子供を問わず、引き籠もっている人に対し、どこが窓口となっていて、どのような支援がなされているのか、教えてください。

大綱2点目、教育関係についてですが、3つ質問させてください。

1つ目、令和5年4月に施行されたこども基本法についてです。

まずは、こども基本法がどんな法律なのか、ご説明をお願いします。

また、この法律ができた背景に、1989年に国連が採択した子ども権利条約があると思うのですが、日本政府がこの国連の子ども権利条約を批准したことに伴い、市町村レベルでも、子供の権利を守るための条例をつくったところもあると承知しております。

そこで質問です。横芝光町においては、子供の権利を守るための条例はありますか。ないようであれば、今後についてどのようにお考えか教えてください。

2つ目、通学路の危険箇所の改善についてです。

いろいろと点検や改善などされていると承知しておりますが、どこをどのように改善しているのかという点も大事なのですが、それをどのように周知しているのかという点についてもお聞きしたいです。

3つ目、子ども・若者の自殺対策についてです。

横芝光町の自殺対策計画を拝見したところ、自殺対策における取組の中で、子ども・若者の自殺対策をさらに推進すると書いてありましたが、今までどのようなことをして、今後どのような対策を考えていらっしゃるのか、教えていただけますでしょうか。

以上、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ご答弁よろしくお願いたします。



〔2番議員 内田美穂君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、内田美穂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは大綱1点目、福祉関係についてのうち、ユニバーサルデザインのまちづくりについてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方とされています。

この考え方を踏まえ、これまでに横芝駅南口駅前広場の施設等につきまして、障害者や高齢者等の利用を考慮したバリアフリーなど、安全性・機能性を損なわないよう整備を行ってまいりました。

現在、町では、横芝駅北口周辺の開発事業や、成田空港の機能強化に伴う空港関連施設の就業者等のための新たな居住地整備事業などを進めているところでございますので、今後のまちづくりにつきましても、これまでと同様、全ての人が安全かつ安心して快適な利用ができ、やさしい都市空間の創出を目指していくような整備とすべく、ユニバーサルデザインによる考え方を積極的に進めていきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 内田美穂議員ご質問の大綱1点目、福祉関係のうち、車を運転できない方の交通手段についてお答えさせていただきます。

現在、当町において利用できる公共交通手段として、町内の移動については、デマンド型交通「のりあいよこび一号」と町内バス、町外への移動については、横芝光号成田便、空港シャトルバス、銚子東京線横芝光・旭ルート高速バス及びJR総武本線が運行しております。

令和4年12月の地域公共交通計画再編に基づき、「のりあいよこび一号」については、北側専用車両を1台増台し、4台体制での運行を開始しました。また、町内バスについては、横芝地区・光地区をそれぞれ循環する4つのルートから、横芝駅周辺と横芝地区を結ぶ横芝

ルート、横芝駅周辺と光地区を結ぶ光ルートとして、シャトル型各14便での運行を開始し、利用実態の変化に合わせて、公共交通全体の利便性の向上を図ったところです。また、横芝光号成田便については、5月20日のダイヤ改正により20便から23便へ増便し、今後30便への増便に向けて、引き続き検討を進めております。

また、福祉関係では、これから福祉課長から答弁のあります福祉タクシー事業と、家庭において移送困難な高齢者や身体障害者の外出を支援する外出支援サービス事業を行っております。

町地域公共交通計画の基本方針には、「誰もが住みやすく、移動しやすい地域公共交通の構築」を掲げておりますので、地域公共交通会議の委員の皆様のご意見を伺いながら、安心・安全で誰もが利用しやすい交通手段を構築できるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 内田美穂議員ご質問の大綱1点目、福祉関係についてのうち、福祉タクシーの上限についてと、ひきこもり支援についてにお答えします。

初めに、福祉タクシーの上限についてのご質問にお答えします。

福祉タクシー事業は、横芝光町福祉タクシー事業実施要綱に基づき、町内在住の重度心身障害者に社会活動の範囲を広げていただくため、タクシー料金の一部助成を行っています。

助成額は乗車1回につき1,000円で、料金が1,000円に満たない場合は当該料金としております。なお、1か月につき4回を限度としております。

助成金を受けるには、申請書にタクシー料金の領収書を添えて申請する必要があります。手帳を取得した際や障害の程度が変更となった場合などに、福祉課窓口で利用可能な障害福祉サービスに関する説明と併せ、障害者に対する支援のリーフレットを配布しております。

助成額につきましては、近隣市町が実施している同様の事業と比較いたしましても、乗車1回の上限額1,000円は適切な金額設定であると考えております。

なお、1か月4回の限度につきましては、年間48回としている市町もございますことから、今後検討をしてみたいです。

次に、ひきこもり支援についてお答えします。

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、

家庭外での交遊などの社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態と定義されております。

また、ひきこもりという言葉が社会に出始めるようになった1980年代から90年代は若者の問題とされてきましたが、約30年がたち、当時の若者が40代から50代、その親が70代から80代となり、いわゆる8050問題と言われておりますが、長期高齢化でこうした親子が社会的に孤立をし、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めています。

内閣府が、15歳から64歳までの年齢層を対象として令和4年に行ったアンケート調査の推計によりますと、「趣味の用事のときだけ外出する」や、「自室からほとんど出ない」などの状態が6か月以上続いている人、広い意味でのひきこもり状態にある人は、全国で約146万人いるとされております。

ひきこもりに特化した専門的な相談窓口といたしましては、千葉県ひきこもり地域支援センターがあります。専門の支援相談員が配置され、地域の関係機関とも連携しております。また、ニートや不登校を含め、概ね39歳までの子供・若者とご家族を対象に、無料の相談窓口として設置されている千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」では、悩みを傾聴し、必要な助言や適切な支援先の紹介などを行っております。

ひきこもりの長期化を防ぐためには、当事者の相談や受診をできるだけ早く実現できることが重要です。支援機関をふだんから町民向けに広く周知しておくこと、家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援をタイミングよく開始すること、家族がひきこもりの本人に相談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続することが必要と考えます。

町のひきこもり相談窓口につきましては、現在特に定められておりませんが、福祉課の窓口へは、いろいろな生活上の困り事で相談に来られる方がおります。その際は、相談者や対象者の生活状況などを伺い、関係各課と連携しているほか、相談の内容によっては関係する支援機関へつないでおります。相談窓口が不明の際は、福祉課へお問合せいただければと思います。

なお、昨年度から、不登校、ひきこもり、生活困窮者、就労困難者、社会参加の機会を失った方など、誰もが地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりとして、「ホッとステーション」事業が展開されております。

町内小中学校での長期欠席児童生徒への対策をはじめ、今後も多様な支援機関と連携し、アウトリーチ型訪問支援なども視野に入れながら、家族や当事者の状況に合わせた支援に努めてまいります。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 内田美穂議員ご質問の大綱2点目、教育関係についてのうち、こども基本法についてと子ども・若者の自殺対策についてにお答えいたします。

初めに、こども基本法についてであります。子供に関する法律は児童福祉法、母子保健法、教育基本法、子どもの貧困対策の推進に関する法律など多岐にわたりますが、子供を権利の主体として位置づけ、その権利が明記された法律は、令和3年度以前は制定されておられません。子供の権利は児童の権利に関する条約、いわゆる子ども権利条約という国際条約により、平成元年に国連総会で採択され、日本でも平成6年に国会で子どもの権利条約を批准しています。子ども権利条約には大きく分けて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利と4つの権利があります。

こども基本法は、この大切な4つの権利を一般原則とする子ども権利条約と日本国憲法に基づき、令和4年6月22日に公布、令和5年4月1日に施行されました。基本理念は、子供が個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けないようにすることであり、国や地方、国民が、子供や若者と共に実現していくための大切な法律であると認識しております。

一方、全国の自治体では、子どもの権利に関する総合条例として、平成13年4月1日に神奈川県川崎市で、川崎市子どもの権利に関する条例を施行し、以降、現時点では、2つの県及び62の市区町村の自治体で条例を制定している状況です。

子供は権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っており、子供であることを理由に侵害されることがあってはなりません。

昨今、いじめや虐待、貧困やヤングケアラーなど困難な状況にある子供がいるほか、多様な家庭環境や背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子供もおります。子供にとって、子供ならではの権利が保障されることも大切であると考えます。子どもの権利に関する総合条例は都道府県レベルで制定されている事例もあり、今後の動向にも注視してまいります。

子供の今と未来のために、子供の権利保障を関係機関のみならず、町民と一緒に考えていくことも必要であり、先進自治体の事例を参考にしつつ、調査・研究してまいります。

次に、子ども・若者の自殺対策についてですが、厚生労働省が警察庁のデータをもとにま

とめた統計によりますと、令和4年に自殺した小・中学生と高校生は514人で、過去最多の人数でありました。それまでは令和2年の499人が過去最多で、特に令和元年以前から比べ急増している状況にあります。

自殺の背景としては、コロナ禍で日常生活の制限から来るストレスや勉強の遅れ、不登校やいじめなど、子供を取り巻く環境の悪化が要因ではないかと言われております。子供の自殺は8月と9月が多い傾向にあり、夏休み前後は身近にいる大人が日常の様子にきめ細かく目を配ることが重要とされています。

町では、自殺対策連絡協議会を令和元年6月28日に設置しており、今年度は直近で8月22日に、3年ぶりに対面での会議を開催いたしました。委員は小中学校の校長、社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、保健所や所轄警察署の担当課長、消防署長、精神科医、中核地域生活支援センター、千葉いのちの電話、法テラスの常勤弁護士、役場関係課長の総勢18名で構成され、各分野での情報を共有し、意見交換を行っております。

また、平成30年度から令和9年度の10年間を計画期間としております横芝光町健康増進計画及び自殺対策計画は、5年が経過した令和4年度に中間評価を実施し、改訂版を作成しました。

当町の自殺対策計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念に、若年層対策としては、命の大切さを知ってもらう思春期教育、SOSの出し方に関する教育と支援等を、教育課や小中学校と協力して取り組んでおります。

一方、毎年9月10日から16日までは自殺予防週間、3月は自殺対策強化月間となっており、普及啓発として、町ホームページに主な相談窓口一覧等を掲載しているほか、広報よこしばひかり令和5年2月号と併せて、主な相談窓口一覧のチラシを各戸配布し、直近では、広報よこしばひかり令和5年9月号へも、自殺予防週間に合わせて関連記事を掲載いたしました。

さらには、「こころの体温計」を実施しており、パソコンやスマートフォンを活用して、自分自身や家族、友人等のメンタルヘルスチェックが手間をかけずにできるシステムを導入し、ここにも相談窓口一覧等を掲載しております。

加えて、令和5年度委託事業として、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を広めるために実施するゲートキーパー養成講座は、10月から11月にかけて3回の受講コースを予定しております。

健康こども課では、国・県からの対策の状況や統計情報等を基に自殺予防の周知啓発を行い、学校とも連携しつつ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、今後も

町民の皆様に寄り添ったきめ細やかな対応ができるよう努めてまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 内田美穂議員ご質問の大綱2点目、教育関係のうち、通学路危険箇所の改善についてにお答えいたします。

なお、令和5年6月議会定例会の一般質問の山崎義貞議員への答弁と重なる部分がありますが、ご了承ください。

小中学校の通学路につきましては、横芝光町通学路交通安全プログラムに基づき、各学校において抽出した通学路の危険箇所を、関係機関である学校、山武警察署、千葉県山武土木事務所、保護者の代表、都市建設課、環境防災課及び教育課により、通学路の合同点検を実施しているところでございます。合同点検は、町内の小中学校を横芝地域・光地域に分け、それぞれ2年に1回実施し、今年度は、去る7月26日に光地域の対策必要箇所の点検を実施したところでございます。

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所につきましては、箇所ごとに白線の引き直しや舗装修繕のようなハード対策、交通規制及び交通安全教育のようなソフト対策など、必要箇所の状況に応じて具体的な内容を検討し、その実施に当たっては、円滑に進むよう道路管理者や山武警察署等に対し要望を行うなど、関係機関との連携を図っているところでございます。

また、危険箇所や対策内容につきましては、児童、保護者、地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られるよう、町ホームページに公表することとしております。

いずれにいたしましても、今後も児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めてまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。では、通告順に再質問させていただきます。

まず、福祉関係についての車が運転できない方のための交通手段についてなんですけれども、ご答弁の中で地域公共交通の委員というふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、会議のメンバーの方はどのような方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、公共交通会議の委員についてお答えをさせていただきます。

行政といたしましては、町の都市建設課、福祉課、企画空港課、あと山武警察署交通課、山武土木事務所。また、国の出先機関であります国交省の運輸支局、また、利用者として社会福祉協議会の会長ですとか、実際に利用されている方々が2名。あと、町議会議員の方も入られておまして、あと、学識経験者としては日本大学の先生、あと、実際に公共交通を運行しているバス会社、タクシー会社の方々というような感じで、すみません、ちょっとまとまらないお答えになってしまって申し訳ございませんが、以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

ちょっとふと思ったんですが、その会議にでも結構ですし、別の機会でもいいんですけども、障害を持っている方の視点も入れていったらどうかなというふうに、そういうシステムがあるといいなというふうに感じたんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 一つ、町のほうからは福祉課長も入っておりますし、また社会福祉協議会の会長も入っておりますので、そういう面では、福祉のご意見のほうは出ているものと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

もう一点、高齢であったり障害を持っていて運転できない方のための外出支援サービスとして、ゆうあい号があるというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、やはり体が不自由な方にとってはタクシーを使う率ってすごく高いと思うんです。なので、ゆうあい号もあって、乗り合いタクシーもあるし、通常のタクシーも助成を使って使えるということで、すごく充実しているのかなとは思いますが。もちろん改善の余地はいろいろあると思うんですけども、緊急時や夜間などの行政がカバーし切れない部分は、民間の福祉施設が運営している福祉タクシーが対応してくださっているというふうに聞いています。これを聞いたときに、民間と行政がカバーし合っていて、とても安心できるなというふうに思いました。

これからいろいろ改善していかれて、さらなる進化をしていくものとは思いますが、

成田へのアクセスとか、東京にも出やすいということはいろいろアピールされているなというふうを感じるんですけども、体がなかなか思うように動かなくなったときも、こんなに充実したサービスがあって、住みやすさという面でも、もっと住みやすい町だよということを、移住・定住の観点からもアピールしていてもいいんじゃないかなというふうに感じました。きっと分担としては課が分かれているとは思いますが、福祉課と企画空港課の縦割りではなくて、横のつながりを大事にして、よりよい移動手段を考えていただけたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、福祉タクシーの上限についてなんですけれども、ご答弁いただいたとおり、他の市町村では年間トータルで使えるところもあるというふうにお伺いしています。ご検討いただけるということですので、よろしくをお願いします。

あと、これに関してはもう一点要望があったんですけども、タクシーを利用して領収書をもって、それを役場で精算してもらうために、そこでまたタクシーを使わないといけないので不便だというご意見がございました。例えば、申請をデジタル化するとか、プリペイドカード方式にするとか、いろいろ考えられると思うんですけども、利用される方がなるべく役所に行かなくても済むような方法を今後検討していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） ただいま、チケット化ですとか電子申請というお話でございました。近隣の市町でも、チケット制ということで実施しているところもございます。

内田議員言われるとおり、チケットのいい点と言えば、領収書をつけて窓口申請する手間が省けるということだと思います。その場合に、町のほうで登録したタクシー事業者での利用だけとなるということや、今現在、申請いただいている方にも旅行先ですとか、そういったところでタクシーを使った場合の領収書をお持ちいただいて申請される方もいらっしゃいます。ですので、便利な部分と、あるいは使い勝手の悪い部分と両方存在するのかなというふうに思っております。

また、タクシーの利用助成の申請につきましては、窓口へお見えいただかなくても、郵送での申請も受けておりますので、そちらもちょっとPRしていきたいなというふうに思っています。

デジタルの申請につきましては、やはり障害をお持ちの方だとか、あるいは高齢の方とか分かりやすく、より便利にしていく必要というのはあるかと思っております。そういった利便性



の向上につきましては、町にデジタル推進室というのもできましたので、そういったところとまた協議・検討を進めていきまして、可能なものからオンライン手続きできるように進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご検討よろしくお願ひいたします。

次に、ユニバーサルデザインのまちづくりについてなんですが、町長のご答弁ありがとうございます。今後、北口開発事業でもユニバーサルデザインの視点を持って開発に当たっていただけるとのこと、よろしくお願ひします。

実は、南口駅前広場の開発に関して、全盲の方、全く目が見えない方からこんなご意見があったんですけども、横芝駅を出て真っすぐ海側に進むと交差点があると思うんです。4方向に横断歩道があって、横断歩道の真ん中に凹凸がついています。これはエスコートゾーンといって、目の不自由な方が白杖で辿って歩くためのものなんですけれども、これがこんな小さな町に設置されているということは、すごく誇れることだよというふうにおっしゃっていました。私がつくったわけではないんですけども、すごく誇らしい気分になりましたので、お伝えしておきます。

ただ、その先、横断歩道を渡って、その先を歩くときに点字ブロックがあるんですが、点字ブロックが終わった先の道が開発で変わってしまったので、そこで歩きづらくなってしまったんだというふうにおっしゃっていました。いつも歩いている道が変わったので、歩きづらくなるのは当然のことだとも思うんですけども、実際、私も一緒に歩いてみたんです。確かに縁石に沿って歩いていくと、電柱があったりだとかで歩きづらかったです。もちろん、その方のお家の前まで点字ブロックは敷けないですし、開発する際には土地を所有している方の都合とかもございますので、仕方ない面もありますが、開発する際にいろんな立場の方がいるんだという視点をしっかりと持っていただきたいなというふうに思います。その方たちを巻き込んで参加してもらって、一緒にまちづくりをしていくような仕組みがあったらいいなというふうに思いました。いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） これから横芝駅の北口について開発を進めていくわけでございますけれども、その中で設計または計画段階から、そういった高齢者ですとか、そういう意見を取り入れてやっている事例もありますので、そういう先進事例を参考にしながら整備していきたいと今考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。今後よろしくお願ひいたします。

次の4つ目のひきこもり支援についてなんですけれども、ご答弁にもありましたが、国は都道府県にひきこもり地域支援センターというひきこもりに特化した専門窓口を設置しています。千葉県にも令和3年度までに設置済みです。令和4年度からは、より住民に身近なところで相談できるといいのではないかとということで、相談窓口の設置主体を市町村に広げているそうです。小規模市町村に対しては財政支援ですとか、支援手法の継承を行うような事業も行っているとのことなので、今回、横芝光町ではどういうふうな窓口があるのかなと思って質問させていただきました。

一応、不登校の相談窓口に関しては何となく形になっているような気がするんですけども、義務教育を終えたときに進学できる心の状態じゃなかったりですとか、高校や大学、またはその後の就職の後で引き籠もる人もいらっしゃるの、そうなったときに、ここに行けば相談に乗ってもらえるという場所が確立していることは大事なことだというふうに思っております。恐らく、既にリンクさんがそのような事業を広域で展開されていると思いますので、ホッとステーション事業もその一つだと思いますし、そこと町が連携していただいて、相談窓口の周知ですとか、個々のタイミングでのアウトリーチもそうですし、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して過ごせる居場所づくりですとか案内とかを、広域と連携して町からも発信していただけたらなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） そうですね、中核地域センター、さんネットというところですが、こちら山武郡市の広域的な福祉全般の相談支援窓口となっております。これは千葉県の事業で委託されている事業になります。先ほどの居場所づくり、こちらさんネットのほうが声かけをしまして、内田議員にもご協力、ご理解いただいているところです。大変ありがたいと思っております。

このような居場所づくり、どこか1か所に箱詰めにして皆さんいてもらうんじゃなくて、それこそ分け隔てなく、障害のある方も健常の方も、安心してほっと一息つけるような居場所というのを、今後も連携しながら増やしていきたいというふうに考えております。

また、ホッとステーション事業につきましては、昨年12月の町の広報紙にも、特集で総務課のほうで載せさせていただいておりますので、今後も周知につきましては積極的にしてい

きたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 今後ともよろしく願いいたします。

次に、こども基本法についてなんですけれども、丁寧なご答弁ありがとうございます。

少しだけ補足しますと、国連が子ども権利条約を採択した後、日本はこれを批准したわけなんですけれども、日本政府としては、教育基本法ですとか児童福祉法などの現行の法律で、子供の権利は十分に守られているというスタンスだったんです。なので、こども基本法のような子供の権利を主体とするような法律は当時整備しませんでした。

ですが、国連から再三、日本では子供の権利がきちんと守られていないのではないかとという指摘がされています。そういう指摘があったこともあって、今回基本法ができたんですけれども、国連からの指摘の一部を今から少し読み上げるので聞いてみてください。

では、いきます。日本の教育システムがあまりに競争的なため、子供たちから遊ぶ時間やゆっくり休む時間を奪ってしまっていて、子供たちが強いストレスを感じている。それが身体的・精神的健康に悪影響を与えているのではないかと。また、カリキュラムや校則に柔軟性がない。子供たちが学校の運営に関わっていない。学校で子供たちの意見が尊重されていない。自殺をする子供や不登校の子供が多いことも、教育システムの生み出すストレスと関係があるのではないかとという指摘です。

このような国連からの指摘を聞いてどのようにお感じになるか、教育長のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 内田議員のご質問にお答えいたします。

こども基本法というのが、それについて私はどう考えるかというところが一番基本かなというふうに思いますけれども、先ほど健康こども課長のご説明がありましたけれども、やはり今までの児童福祉法から始まって、大人サイドの法律であって、子供主体ではなかったというところがやっぱり一番の問題ではなかったかと思います。

それで、今この世の中ですけれども、本当に学校の中では、先ほどお話あったようにいじめや、それから不登校、それから児童虐待等いろんな問題に併せて、このコロナ禍で子供の行動制限というのがものすごくあり、社会の目まぐるしい変化に何かこう環境がとても深刻化している、子供たちを取り巻く社会が非常に深刻化している中で、やはり子供の視点に立った法律がここでできてきたかと思います。

その施行が本年、令和5年4月1日ということで、先ほど町のほうの条例はできていますかということでしたけれども、町のほうでは今これについての条例はできておりませんが、こども基本法について、国のほうはこの検討を5年をスパンにして、めどとして、そしてこの基本理念にのっとった子供施策の一層の推進を図っていくということですので、この基本法については、教育委員会のほうとしましても、情勢を考えながら進めていきたいと思っております。

私は、本町の教育委員会としては、実際に教育現場で、このこども基本法をどの程度知っているのかなというところがすごく疑問です、実際のところ。ちょっと資料のほう見ますと、全国でもやっぱり20%ぐらいしか理解をしていない。実際に実施しているかどうかは別なんですけれども。そういう意味で、やはり教育委員会としては、町の校長会をはじめ、各研修会等でこのことについての資料を提示し、そして周知していくことがとても大切であるというふうに考えております。

また、その周知したものを、各学校では校内の教職員のほうに校内研修等で実施をしていくということも必要であり、さらにはもう少し先に行きますと、それを子供を通して保護者にも知らせていくことが大事であるというふうに考えております。

やはり主体性の発揮ということについては、自分の意思、それから判断というのを子供たち自身が持てるような行動をもってできる、そういう常日頃から指導というか、支援をしていくというようなことを現場のほうには伝えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員、残り時間あと僅かでございます。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。教育長のお考え、すごく子供主体というところに気づかれています、本当にほっとしました。大人である私たちが、自分たちの都合で一方的に制度をつくり上げて、そこに子供を当てはめるのではなくて、子供の意見を聞いて、子供の最善の利益を中心に置きながら、子供と一緒に新しいシステムをつくっていくことが私も大切だと思っております。

不登校に関しても、子供を学校に適応させるために支援するのではなくて、学校や教育システム自体を子供のニーズに合うように変えていく支援が必要なのではないかというふうに私は思います。

ちょっと時間もないので、通学路の危険箇所については山崎議員にお願いし、私は最後に子供の自殺対策についてお話ししたいと思います。

たくさんの取組をされているということが伝わってきました。このような情報がたくさんの方に届くといいなというふうに思います。私も相談事業をやっている関係から、悩んでいる方とお会いする機会が多いので、町の情報もその方たちにたくさんお伝えできたらなというふうに思いますし、まだ相談に行き着いていない方たちにどう届けられるのかということ、行政の皆様と一緒に真剣に考えていきたいなというふうに思いました。

あと、ちょっと飛ばしますが、不登校になった後に自殺対策の計画の中でちょっとだけ気になったんですけれども、行動目標として、外で元気に遊んだりスポーツをしますという目標が書いてあったんですが、運動すれば健康になるだろうということなんだと思うんですけれども、これ子供の個性を全く考えていない行動目標だなというふうに感じました。外遊びが好きな子もいれば、部屋の中で遊ぶことが好きな子もいるので、一人一人が心地よく過ごすことが元気になる秘訣じゃないかなというふうに思いました。

あと、早寝・早起き・朝ご飯を心がけますというのも、これ悩んでいないときはもちろん大事なんですけれども、心にエネルギーがたまっていない子は、これを目標にされちゃうものすごくきついです、追い詰められます。よく不登校になった後に、せめて生活リズムだけは崩さないように朝起こすようにしてくださいねという先生や相談支援の方が結構な割合でいるんですけれども、そんなのできたら本当にとっくにやっているんです。生活リズムが崩れてしまうくらい日常生活がまともに送れなくなる、子供はそれぐらい苦しんでいるんだということ、そこの気持ちに寄り添っていただきたいなというのと、あと親も、せめて生活リズムだけは整えてほしいと思って一生懸命やっているんですけれども、どうにもならなくて苦しんでいるので。これは恐らく健康増進目標であって、自殺対策の目標ではないと思うんですけれども、自殺防止という観点から言わせていただくと、自殺を防ぐのであれば、そういう苦しさに寄り添える視点が大事だなというふうに思いますので、ちょっと述べさせていただきます。

ちょっと時間もないので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で内田美穂議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は2時ちょうどでお願いします。

（午後 1時50分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

---

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔10番議員 山崎義貞君登壇〕

○10番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

9月8日、台風の影響で千葉県も南部を中心に集中豪雨となり、大きな被害が繰り返されることとなってしまいました。被災され、大変な思いをされている方々にお見舞いを申し上げます。

そして福島第一原発にたまる汚染水を、8月24日から海洋放出を地元漁民の納得が得られない中で放出を始めました。第一原発は溶け落ちた核燃料の冷却水と地下水が混じり、汚染水が増え続けています。他の原発の処理水とは根本的に違い、専門家の科学者も海洋放出には反対しているし、福島県民だけではなく、関係する漁業関係者などの反対意見を無視した行為は許されません。原発事故の責任は東電にあるはずなのに、東電は会見もしないし、国と東電の行為は許されません。

それでは、通告順に一般質問を行います。

大綱1点目、農業問題について質問します。

人・農地プランが地域計画となり、法定化されました。高齢化や人口減少により農地が適切に利用されなくなる危機的状況が懸念されることから、各自治体では将来の農地利用の姿を明確化することが求められています。日本の食料自給率は38%、危機的な状況になっています。この現状打開なくして日本農業の再生はない、この認識を共有したく質問いたします。

旧農業基本法ができて60年、新基本法ができて20年ですが、食料自給率向上には歴史的総括と検証が必要だと思います。日本農業が弱体化した大本には、戦後のアメリカの余剰農産物の処分場化と言われています。1954年、パンとミルクの学校給食制度、1961年、アメリカで余っている小麦や大豆、飼料穀物は日本では作らないというアメリカの食糧戦略に屈服し続けた60年が、先進国では最低の食料自給率38%なのではないでしょうか。食料自給率、カロリーベースで38%は砂上の楼閣であり、それは穀物自給率29%、肥料は1%、種子は10%、石油類などのエネルギーは11%の自給率から考慮すると、食料自給率は10%あるかないかに

なってしまいます。

海外からの物流が停止したら、世界で最も餓死者が集中する国が日本だとアメリカの大学も試算しています。今は食料を好きなだけ輸入できる時代は終わったと言ってもよいのではないのでしょうか。食の危機は始まっています。食べたくても食べられない人々の増加で民間の食糧支援参加者は増え続け、子ども食堂も増加しています。

米価暴落の原因は食べたくても食べられない人々の増加に原因があり、国が買い上げて食糧支援に回すことが当たり前で、この食糧支援制度そのものがないことが大問題なんです。食料自給率向上は政府が責任を持って政策を進める、自給率向上は政府の義務としなければ進みません。余剰となっている米や牛乳、乳製品を政府が買い上げて食糧支援に回す、学校給食を無償化することは、生活困窮者支援、採算割れになっている農家に対する支援にもなります。農産物総輸入化で生産費を大きく下回る米価や乳価で離農が進んでいます。担い手、後継者不足などを打開する上で、生産コストを償う価格、所得の実現です。

全国農協中央会中家前会長は、再生可能な価格の実現は今回の基本法見直しの最重点事項と言っています。2021年の調査で稲作農家の時給は10円、生産コストを割ったままでは農業生産は続けられません。農業予算の増額で、欧米では当たり前の価格保障制度が必要です。そして生態系を守り、その力を活用する農業と食をつくる運動がアグロエコロジーの考えと実践が広がっています。世界の農業生産の中心は家族農業です。

それでは、地域計画について質問します。

高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなっています。農地が利用しやすいように、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、農地の集約等を進め、人の確保、育成を図る措置を講ずることが必要とし、地域計画作成を自治体に求めています。国から2024年度までに作成するように求められている地域計画とは何か、策定計画に当たり、町の基本的な考えを伺います。

次に、地域の生態系を保全・活用する生物多様性の取組や考え方について質問します。

2018年4月、EUでは、爬虫類などへの環境影響が認められるとしてネオニコチノイド系農薬の代表格イミダクロプリド、チアメトキサム、クロチアニジンの屋外使用を永続禁止にしました。日本では規制の動きはなく、残留基準の緩和などが進んでいます。

ネオニコ系農薬は水に溶けやすく、植物に吸収されて全体に行き渡り、殺虫効果を発揮します。殺虫剤としても頼もしい性能を持っているのですが、洗っても落ちないという特徴もあります。水に溶けやすい性質から、容易に河川や地下水に移行します。農業その他の用途

で広がった結果、日本ではもはや検出されない河川を見つけることが難しいと言われるほどに水系汚染が進み、生態系の崩壊を加速させています。

さらに近年の研究で懸念されているのが人体への安全性です。人には比較的安全と言われてきましたが、人を含む哺乳類の神経伝達や成長途上の神経の発達にも影響を及ぼすことが解明され始めています。田んぼの水路にドジョウやザリガニ、蛍など、見つけることが困難になってしまいました。地域の生態系を保全する取組や支援も必要です。生物多様性の取組はどのように考えるのかを伺います。

大綱 2 点目、福祉行政について質問します。

初めに、高齢者の補聴器助成制度を求めることについて質問します。

日本補聴器工業会の調べによると、聞こえにくさを自覚している人のうち補聴器を所有している人の割合は15.2%で、先進16か国中で15位でした。EU各国の所有率は3割から5割で、日本の低さは際立っています。

ロンドン大学の調査では、45歳から65歳で難聴がある場合とない場合とでは、認知症になる確率が1.9倍に上昇するとイギリスの医学誌で報告されました。アメリカの50歳以上の2,040人を対象にした別の調査では、補聴器を使用すると認知障害が抑えられたとの報告もあります。

デンマーク、ノルウェー、イギリスは100%、ドイツ、スイス、イタリアは7万円から10万円の補助、フランスは1万4,000円ですが、完全補助を目指すとしています。アメリカと日本は、ほとんど100%自己負担です。補聴器は3万円から20万円と高く、保険適用もなく、諸外国から比べ国の補助体制が極めて不十分であることです。高齢者の難聴は鬱や認知症のリスクを高めることにつながるので、全国の自治体で急速に補助制度が広がっています。調査・研究をし、高齢者への補聴器購入の支援を求めるものですが、町の見解を伺います。

次に、健康診断による聴力検査実施を求めることについて質問します。

町の住民健診では聴力検査は実施されていませんが、聴力は50歳前後から徐々に声の聞こえが悪くなると言われています。難聴の早期発見で認知症の予防にもつながるのではないのでしょうか。耳の聞こえづらさが認知症と誤解されている例がかなりあると専門家も指摘されています。社会参加が抑制されれば本当に認知症が進行します。健康診断による聴力検査ができないのかを伺います。

大綱 3 点、LGBT理解増進法についてです。

性的マイノリティーに対する理解を広めるための法律ですが、当事者や支援団体からは批



判の声が上がっています。この法律は、性的指向、性自認の多様性に関する施策の推進に向け、基本理念や国、地方公共団体の役割を定めたもので罰則はありません。

この法律の一番の問題は、差別の禁止ではなく、性的マイノリティーの人々の存在が国民の安心を脅かすかのように法律に明記されたこと、全ての国民が安心して生活できるよう留意するとの文言には強い憤りを感じます。しかし、この理解増進法の基本理念に従って、同性カップルについて正しく理解が進むことも重要です。そこで、パートナーシップ条例制定について質問をします。

日本におけるLGBTの割合は人口の5%から8%とされています。年々増えている傾向ではありますが、LGBTに対する理解が進んだことによるものという見方もあるようです。SOGI、性的指向と性自認に対する認識も広がってきました。日本は同性婚が認められていませんが、自治体レベルで家族関係を法的に認めて証明書を発行するパートナーシップ、ファミリーシップ制度が広がり、全国の328自治体、人口普及率では70.9%まで広がってきています。千葉県も7自治体で宣誓されています。多様な生き方を認め合うことが制度の目的ではないでしょうか。一昨年3月議会の一般質問の私の答弁で、調査・研究していくと答弁されました。再度質問します。お答えください。

最後に、中学生の制服について選択肢を増やすことについて質問します。

ジェンダーレス化の流れが加速している中で、制服における性差をなくす動きが広がっています。都市部では6割から7割の学校でジェンダーレスの制服に変わってきています。また、学校ごとではなく市町村ごとに同じ制服を導入する傾向があります。

文部科学省が2015年に、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等を発表しています。自分が意識している性別の制服や衣服の着用を認める、着替え時は保健室や多目的トイレの利用を認めるなどとなっています。横芝小学校の仮設校舎の1、2階に多目的トイレが追加され、新たな校舎にはみんなのトイレが設置されると聞いています。制服の選択肢を増やすことも時代が求めていることではないでしょうか。どのように考えるのかを伺って、壇上からの質問といたします。

〔10番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 實川睦子君登壇〕

○教育長（實川睦子君） 山崎義貞議員のご質問にお答えします。

なお、私からは、大綱3点目、LGBT理解増進法についてのうち中学生の制服について選択肢を増やすことについてにお答えし、その他のご質問については担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

児童生徒は、様々なことに思い悩みながら日々成長しております。そうした中、悩みが芽生えた場合は、窓口として養護教諭、スクールカウンセラーや心の教室相談員、学級担任、教頭等、相談するよう窓口として広く周知しています。また、対面しなくても児童生徒の悩みを汲み上げるため、教育相談アンケートも利用しているところです。

中学校では、児童生徒、保護者には制服について具体的な例を挙げ、説明をしていますが、男女それぞれの制服について提示しており、入学説明会でも生活の目安に倣って準備するよう勧めております。これまでジェンダーアイデンティティを理由に制服について問合せや相談があった事例は確認されていませんが、今後このような事案があった場合には柔軟に対応をしたいと考えています。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 實川睦子君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

〔産業課長 加瀬淳一君登壇〕

○産業課長（加瀬淳一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、1、農業問題についてお答えいたします。

初めに、「地域計画」とは何か、この計画に関する町の基本的な考え方についてですが、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題を解決すべく旧小学校区域ごとの7地区で人・農地プランを作成し、その後幾度かの見直しを経て現在に至っております。

令和4年5月の農業経営基盤強化促進法改正により、人・農地プランが地域計画として法定化され、令和6年度末までに作成をすることとされました。人・農地プランは、地域農業の将来の在り方や中心となる経営体を定めた地域農業が目指すべき将来像であり、これに加えて地域計画では、農地1筆ごとに将来の耕作者を特定する目標地図を備えることとされています。この法改正に合わせて、地域計画における主要な農業者への農地の集積や集約は、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して行うものとされました。

地域計画に対する町の基本的な考え方ではありますが、農業従事者の減少と耕作放棄地の増加は喫緊の課題であり、より耕作をしやすいよう農地の集積や集約化を推進するとともに、

これまで地域農業を支えてこられた農業者の意向を尊重しつつ、一方では農業経営の法人化、組織化を支援し、認定農業者などの担い手の育成及び確保、さらには多様な農業者を確保していくよう対処する必要があるとございます。このため千葉県や農業委員会など関係機関と協力体制を取り、農協や土地改良区などの農業関連団体と連携しながら各地区ごとに検討会を開催し、関係者による丁寧な話し合いを重ね、地域計画を作成してまいります。

また、計画推進のためには機構集積協力金や農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討してまいります。これらに伴い農地中間管理機構を通じた農地の貸借の事務量や予算額が大幅に増えると見込まれますので、円滑に対応できるよう、農地中間管理機構の強化を要望してまいりたいと考えております。

次に、地域の生態系を保全・活用する生物多様性への取り組みや考え方についてですが、現代において、いかに環境への負荷を減らし持続的な食糧生産をするかということは重要な課題となっており、有機農業に対する関心も高まってきております。

そうした中、国においても令和3年5月12日に、持続的な食料システムの構築に向けた中長期的な方針としてみどりの食料システム戦略を策定し、モデル地区創出のための交付金や戦略実現のために環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、いわゆるみどりの食料システム法が令和4年7月1日に施行されております。

この法律は、環境と調和の取れた食料システムの確立に向けて、環境負荷の低減に取り組む農林漁業者の事業計画を認定し、認定を受けた事業者に対して、税制、金融等の支援措置を講じるものです。

千葉県においては、令和5年3月30日に、千葉県と県内53市町村の共同により千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を策定し、2030年を目標年次として、農林水産業における環境負荷低減に資する事業活動及びその促進に関する基本的な事項を定めました。

環境負荷の低減の取組例としましては、化学肥料や農薬の使用を減らすこと、ガソリンなどの燃油の使用を減らすこと、温室効果ガスの排出削減、農業用プラスチックの削減などがあり、取組を行う者があらかじめ都道府県知事から事業計画の認定を受けていれば、所得税や法人税の特例措置や国庫補助金の採択での優遇が受けられます。

いわゆる慣行農業が中心である当町ではありますが、近隣自治体や町内でも有機農業に取り組む生産者もおりますので、事例を研究し、山武農業事務所などとも連携しながら環境負

荷低減に向けての情報発信や必要に応じて研修会を開催し、地域の生態系を保全・活用した農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

〔産業課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、福祉行政についての高齢者の補聴器補助制度を求めることについてお答えします。

高齢者の補聴器購入の補助につきましては、令和4年6月議会定例会の一般質問で、加齢性難聴を含む加齢に伴う身体機能の衰えに対しては、予防方法等の普及啓発に努めていく考えであることから補助制度の創設を考慮しておりませんと回答をさせていただきました。

県内では、船橋市、浦安市、印西市、鎌ヶ谷市が補聴器購入費用助成事業を実施しています。船橋市、印西市、鎌ヶ谷市は2万円を上限に、浦安市は3万5,000円を上限に、いずれも1回限りの助成で、医師による補聴器の使用が必要であることの証明書が必要です。また、船橋市では世帯分離をしている家族を含め所得税が非課税世帯であること、浦安市と鎌ヶ谷市では住民税が非課税の方が対象者の要件となっております。

補聴器は、1台当たり10万円程度のものもあれば50万円前後のものもあります。雑音やハウリングを抑える機能、聞こえの調整機能の違いによって高性能なものは価格も高くなります。このため、助成を受けた場合であっても、なお経済的な負担は大きいと思います。また、補聴器の耐用年数は一般的に5年とされています。

近年では、スマートフォンの補聴器アプリなど、新しい技術の普及により耳の聞こえを補完する選択肢も広がっていることを含め、国や県、近隣市町の制度化の動向を見た上で助成事業の実施については検討する必要があると考えております。

以上のことから、現時点におきましても補聴器補助制度の創設は考えておりません。しかしながら、加齢性難聴によって会話や人とのつながりが減るということは認知症のリスクになり得ると思いますので、高齢者が孤立することのないよう関係機関等とも連携し、高齢者の社会参加の機会創出や活動を推進し、生活支援に有効な情報の発信と普及啓発に努めてまいります。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、福祉行政についてのうち健康診断による聴力検査の実施を求めることについてにお答えいたします。

現在、町で実施しております特定健康診査及び後期高齢者健康診査、結核・肺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診等の住民健診は、高齢者の医療の確保に関する法律をはじめ、がん検診は健康増進法、結核検診は感染症法に基づき、集団健康診査を専門医療機関へ委託し各種健（検）診を実施していることから、聴力検査は検査項目には含まれておりません。

今後、集団健康診査に聴力検査を実施することにつきましては、雑音のない部屋の確保、検査に時間を要することから、待ち時間が増え健（検）診会場の滞在時間が長くなること、検査後のフォロー体制の構築が必要であることから、現時点では聴力検査を導入することは難しい状況です。

一方、健康こども課としては、随時の健康相談等において聴力に関する相談をお受けしております。聞こえの辛さについては、原因究明と適切な治療により改善が見込まれる場合があることから、専門医に相談することを勧めております。これにより、認知症や虚弱状態の予防につながる事が可能なため、正確な診断が可能となる耳鼻咽喉科への受診勧奨の周知啓発を考えております。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、LGBT理解増進法についてのうちパートナーシップ制度条例をつくることについてにお答えいたします。

パートナーシップ制度条例をつくることについては、令和4年3月議会定例会の一般質問で、国・県、他の市町村の動向を注視しながら調査・研究してまいりますと回答させていただきました。

5月31日現在、全国でパートナーシップ制度を導入している自治体は328団体で、千葉県内では千葉市、松戸市、浦安市、船橋市、市川市、習志野市、柏市、木更津市の8自治体となっております。

当町においてはまだ住民の理解や議論が深まっていないように思われ、行政相談や人権相談などの町の相談窓口においても相談実績はない状況であります。しかしながら、当事者の方々の様々な権利は保障されるべきであることから、先進事例を参考に、パートナーシップ

宣誓制度を導入するに当たっては、町として何ができるかを考慮しながら慎重に検討してまいります。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、順番に質問させていただきます。

初めに、地域計画についてですが、先ほど課長からの答弁で農地プランの延長でというようなことで若干細かなところがあるということではあるんですが、この地域計画ですが、各自治体の職員の事務負担というのは非常に大変なものになってくるかと思います。特に農業委員会の事務とかというようなことは、当然地域の人との相談会というようなものが組まなければならないと思いますが、どのようにこの段取りというか、そういうものを考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 人・農地プランから、これから地域計画を策定していくに当たって、地区との話し合いなどにおいてどのように進めていくかということかと思えます。人・農地プランを策定するに当たりまして、当時の職員が各地区に入ってそれぞれ話し合いを進めてきております。今回、時間外あるいは休日などの農業者の方々が集まりやすい時間などを使いながら、それぞれの地区で話し合いを進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 具体的にどのような話になられるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 地域計画を定める上で、協議事項としてマニュアル化されているものがございます。具体的に申しますと、当該区域における農業の将来の在り方、例えばどういった作物で収益を上げていくか、そういったものの検討、それから農業用の利用が行われる農用地の区域等の設定、具体的にどの地区に集積を進めていくかというようなところでございます。それから、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項として、例えば農用地の集積、集約化の方針として中心となる農業者への集積の方針、あるいは農地中間管理機構の活用の方針など、こういったものを話し合っていく必要があるというものになっております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 今、地域計画に関しては課長も先ほど言われましたが、目標地図を作る、10年後への耕作者の計画を立てていくというようなことがあろうかと思います。非常にこの計画大変だなというふうに思っているんですが、職員の増員とか、そういうものというのとはなくても成立するものでしょうか。そこのところが心配するところなので、お聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） ご心配いただきありがとうございます。確かにかなりのマンパワーがかかるところではございます。一方、町の職員全体数、そう増えるものではございませんので、会計年度任用職員、あるいは例えば県などをリタイアされた方、よい方がいらっしゃればいろいろお手伝いをしていただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。なかなか大変な作業であるかと思しますので、地域住民、農家の納得の得られるような形で進めていってほしいというふうに思います。

次に、地域の生態系を保全・活用する生物多様性についての再質問ですが、先ほど課長も言われましたみどりの食料システム戦略の報告がありました。このみどり戦略では、有機農業の農地を2050年に農地全体の25%、100万ヘクタールにするというふうに国が掲げていますが、これ消費者の健康志向に対する意識が高くなっていった有機農産品の購入も増えていきます。有機米、有機野菜の生産のためにも当町の作る有機の取組の勉強会とか研修会、そういうようなもの、やってみたい人を募ってそういうことを進めていく、こういうことも必要になってくるのかなと思いますが、そこのところはどのように考えるのか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 例えば隣の山武市などでは、かなり大きく有機農業に取り組んでいる団体もあると聞いております。年に1度、農業振興会で振興大会というのを開催しております。例えばそういった場で、今後農業者の方々からお声があれば、そういった方々のお話を伺いながら意識の啓発のほうを進めていければと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。そういう声があればということですが、まずは募る

ということが必要かなと思うんですね。

それで、当町においてもちばエコ農産品を作って生産している人、要するに減農薬とか、それから関係肥料を減らしてのちばエコ農産品作っている人もいますし、それから大規模じゃなくて小さく無農薬で作っている、そういう人たちもいます。農家もいます。調べればそれなりの人数の人が無農薬、有機農業に興味を持って作っているというふうに思っているの、ちょっとそここのところはどれくらいの農家さん含め、農家さんじゃなくてもやっている人がいるのか、ちょっとそここのところをアンケートでもいいので調査してみるとということも必要になってくるかと思いますが、そここのところはどのように考えるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 先ほど議員ご指摘いただきましたみどりの食料システム戦略の中でも、有機農業の割合を増やすというのは求められているところでございます。そういったことに対する基礎的な数値ともなってくると考えますので、何かしらの形で調査のほうを進められるようにしたいと思います。また、そのときに議員のほうでもしご存じの方がいらっしゃれば、ぜひともご協力のほういただければ幸いと考えます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ぜひ有機農業で生物多様性というものを図っていただきたい。これに関しては先ほども壇上でも言いましたが、ネオニコ系農薬のいかに危険かというようなことが今テレビ関係でも指摘、報道されています。やはり水中生物がいなくなっちゃうというのは恐ろしいこと、何らかのことがあるということなので、こここのところも併せて考えてもらって有機の推進というものを図ってってもらいたいというふうに思います。

次に、福祉行政について伺います。

健康診断の検査のことについてを先に質問させていただきます。

聴力検査に関しては健康診断ではなかなかできないと、集団検診のというようなことになりました。確かに聴力検査は大変だと思いますが、東京なんかの補聴器助成している自治体では、月に何回とか要するに日にちを決めて市で聴力検査をすると、問題があればお医者さんのほうに紹介すると、そんな形でお医者さんからの検査の結果で補聴器の助成に進むというようなところもあります。

やっぱりそういう点では健康づくりセンター「プラム」で補聴器の機械を購入して、それ



で定期的に月に何回とかでもいい、1回でもいいかとは思いますが、そういう形で聴力検査を実施することはできないものか、ちょっとそこのところをお聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 今、議員ご意見のありました補聴器の部分ですが、購入価格も含めまして、調査してできるかどうか模索してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。できるかどうか調査をしたいということなので、ぜひ調査をしていただきたいなと思います。

そして今、福祉課のほうに当然その流れで話は行くんですが、先ほど課長から千葉県でも実施している自治体、それから補助額についての報告ありました。詳しく報告されています。健康との問題でやはり知らず知らずのうちに難聴になっていくというようなことがある、それによって外に出たくない、私壇上でも言いましたが、鬱にもなりやすいし認知症にもなっていく、そういうふうに進んでいきやすいというようなことを言いましたが、やはりぜひこれは健康こども課とも連携して難聴問題、補聴器助成問題というものは、加齢性難聴者の問題をちょっと考えてもらいたいというふうに思いますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） もちろん健康こども課のほうとは連携していろいろ事業を進めております。

また、耳の聞こえの問題に関してでも、耳の聞こえの衰えというのは原因様々でして、老化やストレス、不摂生や睡眠不足などいろいろ考えられるわけでございます。その中で、やはり平均寿命が延びてきている中で健康な寿命も伸ばしていくということで、耳の聞こえにつきましては耳の中の有毛細胞という細胞が障害が起きるということで耳の聞こえの悪さというのは起きますが、大きな要因としては活性酸素とも言われておりますので、元気な年を重ねていただくことで耳の聞こえの不調も改善できるんじゃないかというふうにも考えておりますし、先ほど健康こども課長のほうでおっしゃいました検討していく聞こえの調査といえますか診断が実施できるものであれば、併せてその辺の事業につきましても同時に連携しながら考えていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） どんどん高齢化になって、活躍する高齢者が増えてきているのかなと思います。そんな中で、そのような元気な高齢者を聞こえの問題によって家の中に閉じ込

めることがないように、そういう方向でぜひ補助金の問題も考えていってほしいというふう  
に思います。

最後に、LGBTの理解増進法についてを伺います。

一昨年度の私の質問に対してのことでまた同じような調査・研究という形なっていますが、  
このパートナーシップ、ファミリーシップ制度ですよね、これつくることによって何か町が  
不利益というか、あまりよくないとかというようなことがあるのかどうなのか、ちょっとそ  
このところを伺います。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） パートナーシップ制度導入に関して、町にとって特に不利益はな  
いものと考えております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうですね、パートナーシップ制度をつくることに関して町が何  
ら不利益になるようなことはなく、性的少数者のLGBTQの人たちが受ける恩恵が受けら  
れないということのほうが多いと思うんですね。なので、これは条例じゃなくても要綱でで  
きえると思うんですね。町がこの要綱をつくって、いい要綱にしてもらってつくれば、この制  
度はすぐ制度としてできると思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） パフォーマンスで制度をつくっていくというようなところも何かちょ  
っと散見されるような気がしてならないんですけれども、まだまだもう少し時間的な部分も  
必要なのかなと思いますし、どういう形で最終的なものが出来上がるかについてはまだちょ  
っと予測もできていない状況の中で、あまり積極的にこの行動を起こすというのは今のとこ  
ろ考えてはおりません。状況を見させていただいているという状況でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ちょっと私が何かパフォーマンスで言っているみたいな形で、町長、  
私のことを捉えているみたいなので、非常に私、それに関しては憤慨して、壇上でも言いま  
したが、LGBTQの性的マイノリティーの人の人数というのは8%くらいいると、日本国  
内に。ただ、これはカミングアウトしないと分からないところというのはある。だから、こ  
れカミングアウトするということは非常に大変なことなんです。

だから、今度6月に成立した法律も、結局差別することの権利がないがしろにされる、要  
するに罰則規定がなくなってしまったというところに非常に大きな差別がある、要するにカ

ミングアウトしづらくしちゃっているというところがあるわけです。だから、都会のほうにこういう人たちがいる、田舎にはいないということじゃないんです。全国で同じくらいの割合の人がいるはずなんです。だから、カミングアウトできないから、相談に来られないからいないではないんです。そここのところはどのように思いますか。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） 今、議員おっしゃられたとおり、先ほど答弁の中では相談はないという答弁をいたしました。相談がないことイコールそういった当事者の方がいないということと捉えているわけではありませんので、今後その辺も含めまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 相談がないという話ですが、どのような形で相談体制を取っていますか。窓口ですか。どのような形で取っていますか、教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） 当町で行っている相談事業の中にはLGBTに関する専門の窓口はありませんが、先ほども答弁させていただいた中で行政相談、こちらは一般行政上の問題、苦情についての相談窓口、あと人権相談といたしまして人権の侵害に関する問題についての相談窓口、こういったものあるんですけれども、こちらは対面形式の相談になっておりまして、状況によってこういった相談も利用できるのではないかと思います。どちらも対面の方式を取っている相談事業でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 対面での相談なんですよね。やっぱりこの対面じゃなくて、今SNSじゃないけれども、いろんな対面しなくても相談できる、そういうツールがいっぱいあるので、そここのところもやっぱり配慮、こういうことに関してはね。対面でなければ相談できないことももちろんありますが、こういうことに関してはそういうようなことで考えていかなければならないのかなとは思っています。

先ほども言いましたが、カミングアウトをすることというのは非常に大変なんです。カミングアウトしたことによって、自殺まで追い込まれたって大学生もいました。社会問題にもなりました。やっぱりこういうことがあるから制度をつくっておくということが非常に大事

だというふうに私は思います。

町長がやっていこうというふうになれば、これは要綱でできるはずなんですね。ちょっとそのところは検討していただきたいというふうに思いますが、町長、いかがですか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、先ほどパフォーマンスと言ったのは、それをつくること自体がそういう傾向があるんじゃないかという意味であって、それをおっしゃっていることがパフォーマンスだということではないので、そこだけはまずちょっと誤解を解かさせていただきたいと思いますし、またそういう中で非常にデリケートな問題でもありますし、これをだから私がそういうことを要綱ですとか条例ですとか、そういうものをつくっていこうということになったとすること自体が、ちょっと私にとってもまだまだ理解が足りない部分がたくさんあるのかなと思いつつも、私のみだけでなくその辺の理解をもうちょっと醸成する必要がある、時間が必要なのかなというふうな思いでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。それこそ住民課長、十分に研究していただいてこれは検討していきたいと。コロナの関係もあって、住民課窓口、いろいろ大変だったとは思いますが。このところの検討する時間がなかった、なぜというふうに言われれば確かにそうだったかもしれないんだけど、ちょっとコロナも落ちついてきましたし、この問題やはりよく調査をして進めてもらいたいというふうに思います。お願いします。

最後に、中学生の制服のことです。中学生の制服を変えるということは校則変えるということになるかと思えます。これは各学校、中学校それぞれが変えるということになるんでしょうか、もし変えるとすれば。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 山崎義貞議員のご質問についてお答えします。

中学生の制服についての選択肢ということで、先ほど現状についてお話をさせていただきましたが、柔軟な対応を進めていくということで、例えば横芝中学校ですと、紺色のセーラー服、スカートというのが一応校則のほうに入っております。それで、やはり今のところありませんけれども、もし相談があれば合理的な配慮をしながら対応をしていきたいと思っております。

それから、制服の変更につきましては、一応教育委員会の権限ではなく、中学校が生徒や

あと保護者の意見をよく聞いて行うということ、それから制服を変える場合には、この先長くかかるわけですので、そこら辺の変更についてはやはりよほど長期間にわたって使用するということも考えながら、もし変えるとすれば今後の課題として研究の余地はあるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。あと1分でございます。

○10番（山崎義貞君） はい、分かりました。

ありがとうございます、教育長。なかなか先ほどの住民課長との質問の中で、カミングアウトのことを私、度々言いました。カミングアウト大変ではないか、やはり性的マイノリティーの人というのはクラスには1人いる計算にはなるわけですよ、大体。そうなってくると、やっぱり知人や親戚にもどっかではいるはずなんです。だから、やっぱり校則を変える、制服を変えるというのは大変なことだし、トップダウンじゃなくて下からのボトムアップでというような、そういうようなみんなの意見でそういうふうに変えていくというようなことが確かに必要だと思いますが、何らかのいい方法で相談体制を取ってほしいということを教育長にちょっとお願いしたいんですが。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 相談体制ということで今お話ありましたけれども、やはりこの多様性というんでしょうか、この多様性を尊重するためにはやはり学校としては教員の一人一人の人権意識というんでしょうか、人権が大事だということの意識改革と、あと正しい知識、大人——私もそうですけれども、やっぱり正しい知識を理解していないと間違った判断にもなるかというふうに考えております。

ですので、あと先ほどカミングアウトというお話してはいますけれども、その当事者の心情をやはり深く考えてあげるといって、1人、2人当事者が表われると、変わったことによって逆に差別をされてしまう。だから、先ほど町長がお話ししたように非常にデリケートな問題ですので、慎重に対応し、やはり教育委員会としては安心して相談できる学校環境づくりをしていくことが大切であるというふうに感じております。

以上です。

〔10番議員「ありがとうございます。質問を終わります」

と発言〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は3時10分といたします。

(午後 3時01分)

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

---

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） 改めまして、皆様、こんにちは。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今なお続く人口減少、少子高齢化、経済再生、安全保障、地球温暖化の加速、多発する自然災害、そして新たなデジタル化の進展など、幾つもの難題に直面する中でありますが、今まで以上に庶民、大衆の願望や期待、いわゆる衆望を担い、生命、生活、生存を最大に尊重する一人として当局に見解を求めてまいります。明快で親切なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、安全で安心なまちづくりについて、2点お伺いいたします。

1点目として、地球温暖化対策の自治体における実行計画の推進について伺います。

今年に入り、世界各地の気温上昇の傾向は一層拍車がかかっており、各国が温暖化の防止に本気で取り組まなければ取り返しがつかなくなるおそれがあると言われております。地球温暖化対策を進めるため、国はGXの推進として官民合わせて150兆円の投資を促し、再生可能エネルギーの普及拡大を目指しています。

日本では、2012年7月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度を開始しました。この買取りに要する費用負担は、電気を利用する国民全員から再生可能エネルギー発電促進賦課金、いわゆる再エネ賦課金という形で収集されてきました。これからさらに賦課金は増えていきます。全ての国民が費用なく、再エネ賦課金という形で地球温暖化対策に関わっていく中、地方公共団体として地球温暖化対策を推し進めるのは当然であり、むしろ率先して取り組むべき課題であろうかと思えます。そこで、本町においては既に取り組まれている事務事業編の進捗状況をお聞かせください。

2点目として、水害における被災家屋認定調査の官民連携の推進による迅速な認定について伺います。

例えばハザードマップの警戒区域で水災害が起きたと想定して、罹災証明書の交付のために行う被災認定調査の実施体制についてであります。本町では被災認定調査にどのくらいの期間を要することになるのでしょうか。

三井住友海上火災保険では、2021年から自治体向けサービスとして、水害時の保険金支払いのために調査した被災家屋の写真や被害状況を、契約者の同意の上、罹災証明書発行の資料として無償提供する協定を45市町村と結び、サービスを導入しています。同社によると、損害保険は調査から支払いまで最短3日で完了するとしており、自治体によっては発行申請も同社経由で可能とし、被災者による自治体への手続は不要になるケースもあるそうです。官民連携のこのような取組を自治体として評価し、導入を検討するべきと考えますが、ご見解を伺います。

第2に、若者が夢と希望を持って生きられる環境づくりについて、2点お伺いいたします。

1点目として、学校等における、てんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について伺います。

てんかんは発作を繰り返す脳の病気で、年齢、性別、人種の関係なく発病すると言われております。世界保健機構、WHOでは、てんかんは脳の慢性疾患で、脳の神経細胞、ニューロンに突然発生する激しい電気的な興奮により繰り返す発作を特徴とし、それに様々な臨床症状や検査での異常が伴う病気と定義されております。てんかんは乳幼児期から老年期までに幅広く見られ、人口100人のうち0.5人から1人が発症すると言われております。発症年齢は3歳以下が最も多く、成人になると減るそうです。この小児てんかんの患者さんの一部は成人になる前に治ることもありますが、ほとんどは治療を継続することが多いとのことでありませぬ。

てんかんの児童生徒が学校内で実際にてんかん発作が起こった場合は、30分以内に発作を抑えなければ脳に重い障害を残す可能性があると言われております。てんかんの持病を持つ児童が学校内でそのような最悪な状態にさせないために、発作が発生した場合、迅速な抑える薬の投与が必要で、このてんかん発作に対し、このたび口腔用の液薬、ブコラムが薬事承認され、令和4年7月19日付で内閣府、文部科学省及び厚生労働省、関係各部署などの関係各省庁の事務連絡において、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について」が発出されました。

文部科学省では、学校などで児童生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静させるための治療薬、ブコラム、口腔用液を投与できることを関係者に知らせる事務連絡を発出し周知を呼びかけておりますが、各学校にどのように伝達されているのか、お聞かせ願います。

2点目として、「奨学金返還支援制度」の推進について伺います。

公明党は、今までも学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。

そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構によると、現在大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実してきました。しかし、そんな中でも、卒業後、横芝光町に戻ってきた若者の皆さんからよく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。実は2019年度末の返還延滞者数は32万7,000人で、延滞債権は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されております。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2022年6月現在で、全国615市町村が導入しております。自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートいたしましたが、公明党がこの制度の拡充を青年政策2020の一つとして当時の安倍首相に政策提言し、2020年6月に制度が拡充をされました。それにより市町村については基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から上限がありますが、全額まで拡大されました。

そこで、奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から若者の地方定住を促す本制度を我が横芝光町でも実施することが必要であると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

第3に、優しさあふれる健康行政について、2点お伺いいたします。

1点目として、孫育ての指針となる「祖父母手帳」の発行について伺います。

子育て世代にとって、祖父母世代のサポートは何よりも心強いものであり、祖父母世代が大切なお孫さんの健やかな成長を見守り、お孫さんとの楽しい時間を共有できるようにと祖父母手帳を作成し、配布している自治体が多数ございます。住民の方に大変喜ばれているとのことでもあります。



この手帳の内容は、一緒に考えよう、祖父母と父母のよい関係、ここが変わった子育ての昔と今、昔と変わらない遊び、楽しく過ごす孫との時間帯がイラスト入りで分かりやすく書かれているそうです。本町においてもこのような祖父母手帳の配布を行ってはいかがでしょうか。当局のご所見をお聞かせ願います。

2点目として、更なる「骨粗しょう症」対策強化のための検診促進について伺います。

最近、大腿骨骨折後につえ歩行、要介護となってしまう方や、腰や背骨の変形、身長が低くなってしまう高齢の女性を多く見かけますが、その原因のほとんどが骨粗鬆症だということが分かりました。50歳以上の女性の4人に1人が骨粗鬆症で、腰をかがめるときに背骨や腰に痛みがあると骨粗鬆症のサインと言われております。

健康増進法の実施要領では、40歳から70歳まで5歳刻みで骨粗しょう症検診を推奨しておりますが、骨粗鬆症自体に自覚症状がなく検診への理解が進んでないため、検診の実施自治体においても受診は低調のようであります。

骨粗鬆症財団の調査によりますと、21年度の受診率は全国平均で僅か5.3%でありました。また、検診実施自治体でも、対象年齢や自己負担の有無、個別受診勧奨の有無、検査方法も様々のようです。

こうした課題を踏まえ、政府は24年度から35年度までの次期国民健康づくり計画、健康日本21（第三次）を5月31日に発表いたしました。その中で、女性に関する項目を新設し、骨粗鬆症の検診受診率を現状より10ポイント引き上げ、15%まで向上させる目標を明記しております。

国は全国の骨粗鬆症検診受診率が5%、実施自治体も6割とのことで、健康寿命の延伸を目指し、健康増進事業実施要領の見直しを検討するとの報道もございました。健康寿命を延ばすためにも、フレイルや介護予防に向けてもさらなる骨粗鬆症検診の充実に取り組んでみてはいかがでしょうか。本町の実情と当局のご見解をお聞かせください。

第4に、活気あふれるまちづくりについて、2点お伺いいたします。

1点目として、デフリンピック支援と共生社会の推進（インクルーシブ遊具設置公園等）について伺います。

聴覚障害者の五輪と呼ばれるデフリンピックの大会が、2025年に日本においては初めて開催されます。オリンピック同様に4年に1度、世界的規模で行われる聴覚障害者のためのスポーツ競技大会で、1924年の第1回大会から数えて100周年に当たる節目の大会となります。

昨年、2022年、ブラジルで行われたデフリンピックでは、コロナ禍でありながらも73か国、

2,412人が参加をいたしました。日本選手は陸上や水泳などを含め、過去最多のメダル30個、金が12個、銀が8個、銅が10個を獲得しております。これは全日本ろうあ連盟のホームページよりの報告です。

開催計画では、音が聞こえる人とそうでない人が協働して大会開催を実現していくことで、例えばスタートの合図や審判の声などを目で見て分かる、視覚的に工夫をするなど、コミュニケーションや情報のバリアフリーを推進し、一歩進んだ共生社会の姿を示していくとしております。しかしながら、デフリンピック自体の認知度は低く、2021年に日本財団が調べたデフリンピックの認知度は16.3%、同じ調査でパラリンピックは97.9%です。パラリンピックでアスリートが挑戦する姿は私たちに多くの感動を与え、スポーツがこれほどまでに心を動かすのかと再認識させてくれました。

そこで、デフリンピックが日本で開催されることを機に、デフスポーツやデフアスリートとつながり知ることによって障害に対する理解をより身近に考えることになり、多様性のある社会、共生社会をつくり上げていく機運醸成になると考えます。

我が党でも、2025年東京デフリンピック大会推進本部が設置されております。障害の有無や種類を問わず参加できるスポーツやイベントを増やしていく機運は、地域の共生や多様性を深めていくと考えます。本町では、聴覚障害をはじめ、障害者がスポーツや文化・芸術に取り組む環境や基盤整備としてどのような取組をしているのでしょうか。

また、昨年5月、国では障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。本町でも障害があるなしにかかわらず、暮らしやすく活躍できるまちづくりのためには、飲食店や公園、施設など、多くの町民が利用する場所においてもあらゆる情報のバリアフリーを推進していく積極的な取組が重要と考えますが、現状の取組とデフリンピックを見据えた今後の取組、特にインクルーシブ遊具設置公園等について伺います。

2点目として、横芝光インター周辺における「道の駅」や「複合施設」の推進について伺います。

道の駅が創設されて30年がたち、今年2月の時点で全国で1,204か所が登録されております。国土交通省では、地方創生の核となる特に優れた取組を展開する道の駅に対して、予算などの支援を強化する全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」の指定を2014年から実施しておりますが、本町の今後の道の駅のご所見と具体的な取組があればお聞かせください。

道の駅の設置においては、登録条件のハードルを下げて、トイレがあり、24時間オープンし、駐車スペースが十分にあり、情報提供機能があれば登録できることになっております。

そこでは農業を強くするために、農林水産省として道の駅への販売所設置に補助金を出しており、国交省と農水省の省庁横断の連携プロジェクトとなっております。加えて、地域の商店との連携には経済産業省も関わっております。一部事例ですが、函館市では博物館を併設し、文部科学省との連携もございます。我が町の地域活性化に資する地域の特徴を生かした道の駅を推進することが大事だと思いますが、当局のご見解を伺います。

また、コロナ禍を経て、観光の在り方も見直され、現在キャンプが人気となっております。道の駅に隣接するRVパークの設置も進んでおります。自治体として、道の駅の拡充とともに、新たな観光の呼び水としてのRVパークの設置への取組についてもご見解を伺います。

道の駅は防災機能も併せ持ち、観光資源としても注目されております。日本の地方に目を向けている訪日外国人観光客を取り込むには、周辺の観光施設などと連携させて観光ルートに入れることや、多言語対応やキャッシュレスなどの基本サービスの充実が必要となります。観光資源としての取組についても伺います。

道の駅とはいえ、昨今では夢と希望あふれる複合施設としてあらゆる世代が活躍することができる舞台となる地域センターの視点もあり、地域の未来を開く様々な可能性を道の駅は持っております。子育て支援施設の併設や生活の足となる自動運転サービスのターミナルとするなど、あらゆる世代が活用できる環境をつくることが大事であり、本町もそのような視点で道の駅の活用に取り組んでみてはいかがでしょうか。当局のご所見をお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱1点目、安全で安心なまちづくりについてのうち地球温暖化対策の自治体における実行計画の推進についてにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

令和5年3月議会定例会において、ゼロカーボンシティよこしばひかり宣言を行いました。町では宣言に先立ち、令和4年3月に横芝光町地球温暖化対策実行計画を改訂し、その計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間としており、町事業における省エネ・省資源対策の推進に努めております。

本計画による対象範囲は、町が電気料と燃料費を管理している各施設となっております。主な取組といたしましては、町事務事業における省エネ・省資源対策の推進を行っており、これまでクールビズやウォームビズの実施、冷暖房の温度設定、防犯灯や公共施設照明のLED化に加え、庁用車として電気自動車を導入するなど、町事務事業による脱炭素化に取り組んでおります。

そのほか町民への補助事業といたしましては、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を従来の住宅用蓄電池、電気自動車、V2H充放電設備に加えプラグインハイブリッド車を新たに加える等、補助対象の拡大を図っております。引き続き2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、温室効果ガスの排出抑制に努めてまいります。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 税務課長。

〔税務課長 佐久間真一君登壇〕

○税務課長（佐久間真一君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、安全で安心なまちづくりについてのうち水害における被災家屋認定調査の官民連携の推進による迅速な認定についてにお答えいたします。

初めに、被災家屋認定調査でございますが、水害に限らず地震や風水害などの自然災害により被害のあった住宅について、国が定める災害の被害認定基準等に基づき、全壊、半壊など被害の程度を認定する調査であると認識しております。また、被災家屋の把握につきましては、町災害対策本部などへ寄せられた被害報告や被災者からの罹災証明願の受理により把握をしているところでございます。

なお、実際の認定調査は、被災者の立会いの下、町職員が敷地及び住宅に立ち入り、外観や内装、建具などの損傷の把握を行い、国の災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき全壊や半壊などの判定を行い、最終的に罹災証明書を交付しております。しかしながら、大規模災害の際にはマンパワーが不足し、町職員のみでは迅速な対応ができないため、千葉県や民間機関と連携し、対応をしているところでございます。具体的には、平成28年8月に千葉県土地家屋調査士会と災害時における家屋被害認定調査等に関する協定を取り交わし、町からの協力要請により千葉県土地家屋調査士会の会員を派遣していただくことになっております。

実績といたしましては、令和元年台風15号による災害において、千葉県土地家屋調査士会

から派遣された会員により1棟、千葉県から派遣された職員により18棟の被災家屋認定調査を実施しております。参考といたしまして、令和元年台風15号及び台風19号による罹災証明書発行件数は1,545件で、罹災証明願の受理から罹災証明書の交付までに要した期間はおおむね1週間程度でございます。

ご質問の水害における被災家屋認定調査の官民連携の推進による迅速な認定についてであります。当町のマンパワー不足を補うため、町からの協力要請による千葉県土地家屋調査士会会員の派遣のほか民間企業が保有する情報管理ツールなどを活用することは、認定調査及び罹災証明書の交付に係る業務を迅速に進めるための有効な手段であると認識をしております。

官民の連携を具体的に進める方法として災害時における協定の締結が考えられますが、その協定の締結に当たりましては、当町の地域性を踏まえ、被害認定業務に関し、他自治体などの官民連携、取組事例を参考に、環境防災課をはじめ関係課と調整し、取り組んでまいります。

〔税務課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、若者が夢と希望を持って生きられる環境づくりについてのうち学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与についてお答えいたします。

令和4年12月9日に千葉県教育庁教育振興部保健体育課から、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について」の情報提供があり、これを受けて当町では各小中学校に通知したところでございます。

通知以降、町内小中学校で保護者等からブコラムを預かった件数は0件であり、令和5年6月の同課からの令和4年度の通知以降、学校での使用案件があるかの調査では当該事例の報告はありませんでした。

慢性疾患のある児童生徒の薬の管理は原則として児童生徒本人の所持となりますが、食物アレルギーのアナフィラキシーショック時に使用するアドレナリン自己注射、エピペンと同様に、てんかん発作時の口腔用液、ブコラムにつきましても、保護者から申出があれば各小中学校で預かり、投与したいと考えております。

なお、このような児童生徒の命に関わる投薬等につきましては、養護教諭への研修を必須

として行うとともに、その扱いについては全教職員に周知し、万が一の事態に備えているところでございます。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、若者が夢と希望を持って生きられる環境づくりについてのうち「奨学金返還支援制度」の推進についてと、大綱4点目、活力あふれるまちづくりについてのうち横芝光インター周辺における「道の駅」や「複合施設」の推進についてお答えします。

初めに、奨学金返還支援制度の推進についてでございますが、この制度は進学や就職における若い世代の転出の抑制と、町外からの若者の流入を促進し定着を図るとともに、地域経済の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促すことを目的に国が進めているものであり、自治体で定める要件に合致する奨学金返還者に対して一定期間返還に係る資金を支援していく制度です。若者の流出に悩む各自治体において、支援策を展開している団体があることを承知しています。

この件については、令和元年9月議会定例会の一般質問で町長より答弁させていただいた経緯から、令和2年3月の第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時において、奨学金返還支援も含め様々な事業検討をし、事業実施に向けて勉強させていただきましたが、当時国の奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置について、当時の措置率は0.3であったことを勘案して、総合戦略の目的である人口減少抑制と地域活性化を推進していくため、若い世代の定住について住宅取得奨励金事業、居住地拠点創出事業等を優先的に取り入れたところでございます。国では、令和4年度から改めて本支援事業について見直しを図っておりますが、当町の措置率は変わらないということから、若い世代の定住に向けた新しい取組について、本支援制度を含め引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、横芝光インター周辺における「道の駅」や「複合施設」の推進についてでございますが、交通の結節点となる横芝光インターチェンジ周辺の土地利用につきましては、今年3月に策定した産業用地整備基本計画において、「サステイナブルインターチェンジ横芝光～人やモノや地域がつながる持続可能な産業拠点づくり～」を基本方針に掲げ、「交通ポテンシャルを活かす」「地域の資源を活かす」「活力の拠点をつくる」「賑わいの場をつくる」

という4つのコンセプトで土地利用を検討しております。

インターチェンジ出入口周辺に配置した第1期事業区域の複合施設用地には、買物や食事ができる商業施設、宿泊施設、温浴施設など賑わいをもたらす観光関連企業の誘致を目指しており、今年度10月頃に募集を開始する事業化検討パートナーと協力して企業誘致を進めたいと考えております。

また、道の駅につきましても、先ほど述べた土地利用のコンセプトに適合した施設であるため、道の駅機能を有する民間施設の誘致を検討してまいります。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、優しさあふれる健康行政についてにお答えいたします。

初めに、孫育ての指針となる「祖父母手帳」の発行についてですが、現在共働き世帯の増加などで祖父母に子供の面倒を見てもらう孫育てに頼る親が増えています。祖父母が子育てをしていた昭和、平成の情報と現在の令和の情報が違うこともあり、子育てについての意見が衝突するケースも少なくないと言われております。

現在は情報があふれる社会となっており、何を信じたらいいのかと悩む親もいるため、全国の自治体の間では孫育ての指針となる祖父母手帳を発行し、トラブルの回避を図る動きがあります。県内では、習志野市がならしの孫子育てハンドブックとして発行されている事例を紹介した新聞記事を拝見し、承知はしております。

町では、子育て世代包括支援センターにおきまして随時の相談を受け付けるなど、子育てに関する相談体制を整えてはおりますが、中には祖父母に頼る家庭が少なくないと感じております。祖父母手帳につきましては、相談者の子育て支援を取り巻く家庭環境や家族構成等の状況を把握するとともに、ニーズ調査も含めて今後研究してまいります。引き続き子育てする親と孫育てする祖父母の双方に寄り添えるよう、心がけてまいります。

次に、更なる「骨粗しょう症」対策強化のための検診促進についてですが、骨粗しょう症検診は健康増進法に基づき40歳から70歳までの女性に5歳刻みで実施することとしており、がん検診等とは違い病気を見つける検診ではなく、自身の骨量を知って減らさないように日頃から食事や運動などの生活習慣で予防していただくための検診となります。骨量は短期間に大きく増減することはまれですので、対象年齢時には積極的に受診いただくことを進めて

おります。また、受診結果により生活習慣の改善が必要な方には、ぜひとも健康相談等をご利用いただき、5年後に改めて骨量の確認をしていただくようお願いしております。

なお、町の骨粗しょう症検診の受診率は20%前後です。検診は予約制で、対象の方には個別に問診票を送付しているほか、広報よこしばひかりや町ホームページ等でも周知しておりますが、受診率は横ばいで伸び悩んでおります。

骨粗鬆症は自覚症状がないことが多く、患者自ら病気に気づくことが難しいため、早期に予防や治療に取り組むための検診となりますので、今後も対象の方が積極的に受診できる体制の構築に努めてまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 平野和美君登壇〕

○社会文化課長（平野和美君） 川島富士子議員ご質問の大綱4点目、活気あふれるまちづくりについてのうちデフリンピック支援と共生社会の推進（インクルーシブ遊具設置公園等）についてお答えいたします。

デフリンピックは、オリンピックと同様に4年に1度、夏季大会と冬季大会が開催される聴覚障害者による国際スポーツ大会です。その認知度は10%台と低いものとなっています。

このデフリンピック夏季大会が、日本では初めて2025年11月に東京で開催されることが決定しており、100周年の記念大会となります。東京2020オリンピック・パラリンピックで多くの感動があったように、デフアスリートの活躍を通して聴覚障害者を理解する機会となるよう、デフリンピックを周知し機運が醸成されるよう、協力してまいりたいと考えております。

次に、共生社会の推進（インクルーシブ遊具設置公園等）についてであります。障害の有無にかかわらず誰もが一緒に遊べるインクルーシブ遊具は、町内公園施設には現在設置されておられません。今後、遊具の更新や増設等の際には、より多くの住民が分け隔てなく利用できるよう、インクルーシブ遊具設置等を調査・研究してまいりたいと考えております。

〔社会文化課長 平野和美君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。時間が少ないので、早口になりますことをお許してください。

まず、地球温暖化でありますけれども、昨今大雨が降りましたけれども、今回避難所の開



設がどこの自治体よりも近隣自治体の中で非常に早かったというふうに私は思っておりますし、担当職員の皆さんには心からお礼を言いたいと思います。

まず最初に、区域施策編の策定に向けた取組、また検討状況があれば教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、川島富士子議員の質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化対策実行計画区域施策編でございますけれども、これにつきましては地球温暖化対策の推進に関する法律において、県や政令指定都市及び中核市については作成が義務づけられております。

環境省の調べでございますけれども、令和4年12月1日時点で、千葉県で54市町村のうち16市町が作成されております。当町におきましても官民一体となって推進が必要と考えられますので、今後の国・県の動向を注視しつつ、県内の情報収集など調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） どうかよろしくお願ひしたいと思います。また進捗を伺っていきたいというふうに思います。

最初に、町長から本年3月議会でゼロカーボンシティよこしばひかり宣言をしていただいたわけでございますけれども、それこそ役所の中で町長はじめ職員、また議員だけがこの取組しているということではいかなものかなというふうに思います。

国も脱炭素化へ国民運動の愛称を決められました。環境省が7月13日に、2050年までの温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素国民運動の愛称ということで募集をかけてデコ活というふうに決まったわけですが、デコ活ですね。この周知を町民の皆さんにさせていただくのと同時に、ゼロカーボンシティ横芝光町民会議をぜひ開催して、町民、事業者、行政と協働する仕組みや取組を今後考えていく必要があるんじゃないかというふうに、ただ宣言だけではなかなか実質計画に向けて動き出すという、町民と協働のこのデコ活運動をしていくべきだというふうに思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくそういうような理想に向けての行動というのは非常に重要だというふうに考えております。しかし、今年の夏のこの本当の猛暑は、やはりこれにちよっ

とくぎを刺してしまったのかなという思いは否めない部分がありまして、本当にこの暑さを乗り切るために必死になってしまって、これについてゼロカーボンシティ宣言の本質については多少忘れがちになってしまった傾向も、これは本当にもう反省しなきゃならない部分があるんですけども、それと併せて今議員おっしゃられたように、しっかりとこれについても政府自らがこの2050年までにはゼロカーボンを成し遂げるんだというような総理大臣自らのお話もございますので、それに向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひ町民会議、開催する方向で、町民、事業者、行政と一体となった取組ができるように、仕組みづくりができるようお願いしたいというふうに思います。

罹災証明書なんですけれども、これは私事前に取り上げていなかったもので、一応また後ほど伺えればなというふうに思うんですけども、罹災証明書のオンライン申請の今後のご予定があるかどうか。また、コンビニでの受取を可能にするクラウド型被災者支援システムを積極的に活用してはいかがかと思いますが、今後ご検討いただきたいと思います。

何よりもこの罹災証明書の発行が早い、被災者にとっては喉から手が出るほど本当に急いでほしいことだと思いますし、今三井住友海上火災保険なども無償提供しているということで最短3日間で完了する、いろいろな全国まだ45市町村ですけれども、もう既にサービスを導入しているということでもありますので、課長がさっきおっしゃったように調査・研究をぜひ、これは有益かと思っておりますのでしていただきたいというふうに思います。

次に、てんかん発作の口腔用液、ブコラムなんですけれども、本町のてんかんをお持ちの児童生徒の数、差し支えなければ教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えいたします。

てんかんをお持ちになっている児童生徒の数ですが、小学校で5名、中学校で6名、合計11名でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 分かりました。いずれにしてもゼロではないということをよくよく皆さんで共通認識をいただきながら、エピペンもそうですけれども、このブコラムも薬事承認なったということで、ぜひ緊急事態のときに……。

全国で飛び抜けていい事例をしているところが愛媛県、なかんずく松山市です。松山市が行政が作った生活区分表を保護者の方がお医者さんへ持って行って、お医者さんに学校で必要で先生方が聞きたいという適切ないろんな項目に対して先生が書いてくれて、それを保護者がもらったのをまた学校へ届けて、その指示表に従って先生がうまく取り組めるといういい事例が愛媛県下全域に広がったというお話もありますので、ぜひ参考にされてはいかかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、奨学金でありますけれども、また前向きにご検討いただければと思います。一番ここで私が今回感じたのは、文書通知が教育委員会ルートではなくて総務省ルートのために共有されるのが遅かったのではないかという、そういうようなお話を伺いました。導入に国負担が50%になったということと基金の設置は不要、全ての自治体で利用可能、全国で奨学金返還支援制度の導入が加速、または人材不足の深刻さから実施する企業が増加ということで、とにかく企業にとっては法人税上の損金算入、いわゆる控除ができるようになったということで、あと要件がすごく緩和されて、地方創生、対象者増ということで、定住する意思のある者に対して幅広くハードルが低くなって、若者の負担軽減につながったということであり

ます。

特に今、町長に私はお訴えさせていただきたいと思います。町長のインパクトのある政治アピールになるのではないかというふうに思います。次期町長選にもし町長がお考えであるならば、本町は若者を全面的に応援する、本町に住んでくれる若者には奨学金の全額肩代わりを行う、このくらいのことを町長、ぜひアピールしていただければなというふうに思います。返還額平均例えば20万円とすれば、その2分の1、1人10万円、よくよく考えてみると、これ大変予算効果が高い事業だというふうに思いますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

祖父母手帳の発行でございますけれども、昔はなかった祖父母手帳ですけれども、私と同じ昭和生まれのおじいちゃまでいらっしゃる町長、ご見解いかがですか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も今、祖父という立場にもございますけれども、ちょっと目の前にいないものでなかなか難しい部分もあるのですが、先ほど健康こども課長が答弁させてもらったとおり、今のいろんな情報がいっぱいあって、それに惑わされている若い親、両親もいるような状況もあって、なかなかそれに的確な、私個人のスキルの問題なんだろうとは思いますが、それができているかどうかについては定かではありませんけれども、そこについて

はちょっとしっかり私自身も勉強していかなければならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 無理やりお答えさせてしまったようで、ありがとうございます。

いつまでも大事な親孝行だというふうに思っております。米沢藩の中興の祖、上杉鷹山いわく「父母の恩は、山よりも高く、海よりも深い」と言われております。いつの時代であれ、忘れてはいけない親への感謝と尊敬の念というふうに思いますので、それこそおじいちゃん、おばあちゃんが若い人たちと手を取り合って、相互関係がいい形で見守りできるような形を取っていただければと思います。

そして骨粗鬆症でありますけれども、20%前後ということで、もう低いんですけれども全国平均より高い、これはいかに担当課がお声をかけたり、ふだん努力をされているかというふうに思いますけれども、やはり実際骨粗鬆症、要介護状態に陥るリスクが高くなるということで、町内にも大腿骨骨折の経験者は少なくないというふうに思います。そのとき初めて骨密度の低さを知った方もいらっしゃると思いますので、今後なお一層の周知、5年に1度ですけれども、その5年に1度の骨密度の低さに驚いて慌てて栄養取ったり日光に当たったり運動したり、そういう人もまだまだ予防的にフレイルの前で間に合うと思いますので、ぜひ積極的にもっと検診率上がるように、また町民の意識向上が上がるようにお力添えをお願いしたいと思います。

そしてデフリンピックのところで、特に私が申し上げたいのがインクルーシブ遊具の設置なんです。町内には1か所もないということでありましたけれども、本町ではインクルーシブ公園はないということですが、近年インクルーシブ遊具が非常に注目をされております。例えば車椅子のまま遊べる砂場、通常よりも低い滑り台と安全に配慮した地面にクッション性のあるゴムチップ舗装の施し、利用者が向かい合って座れるオムニスピナーという回転遊具、寝ながら乗ることができる円盤型ブランコなどなどたくさんまだございます。

遊具ではありませんけれども、例えば車椅子でも使いやすい水飲み場もございますし、これらのものからも多様性を認め合う豊かな人間性を育む重要性を改めて学ぶこともできると思いますので、ぜひ——インクルーシブって英語で包み込むという意味だそうです。障害者と健常者が分け隔てのないインクルーシブな社会にし、誰も取り残さず優しく包み込む地域の実現に向けてご尽力を賜ればと強く切望するところでございますので、よろしくお願

たします。

そしてあとデフリンピックですが、既に鳥取県ではデフリンピック応援宣言を行っている  
そうであります。国際大会が日本で行われ、世界各国から多くの人を訪れることにより地域  
経済の活性化に寄与するということも期待できるということで、本町もデフリンピックを  
応援する取組やホストタウンに積極的に参加してはと考えますが、町長、一言お願いいたしま  
す。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 恥ずかしながらデフリンピックについては何の情報も持ち合わせませ  
んで、今回の川島富士子議員の質問で分かったことが本当にありがたく思っております。

今はなくなったんですけれども、横芝光町では聴覚障害をお持ちの方もいらっしゃいまし  
て、積極的な活動をしておったと伺っています。それは山武郡全体での活動になっている状  
況もございますので、何か私個人的にも、また行政でもお手伝いできることがあれば積極的  
にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

福祉課長も、以前にも私、感激して聞いておりましたけれども、障害の方をお迎えしたと  
きに手話でお迎えして、手話でご苦労さまってやるのをよく覚えていますが、だから  
そういう気持ちを福祉課長だけでなく、もう全庁の職員の皆さんがそういう思いであれば必  
ず心って伝わると思っていますので、町長もぜひ手話を覚えていただいて取り組みいただければ  
というふうに思います。私も頑張りますので、すみません。

道の駅でありますけれども、もう既にインターチェンジ周辺、またはこどもの国の跡地等、  
町は一生懸命前向きに取り組んでいただいているわけでありまして、これから進める  
に当たって、私からは言うまでもないんですけれども、ぜひ防災拠点の一助にもなるような、  
そういう場所にも考えていただきたいというふうに思います。

すみません、時間がないので。

あと、南条小の跡地にキャンプ場ができておりますけれども、RVパーク、ぜひまたすぐ  
そばなので何か連携してできないものかなというのがありますし、ここのところもぜひ勉強  
していただきたいなというふうに思います。

あと、どうしても今後、非常にいろんな面で運営に財政や低賃金による人手不足が課題と

なってくるというふうに思いますけれども、財政面での支援拡充ということで、今非常に私自身注目しているのが女性と高齢者と外国人の雇用であります。本当に当局、企画空港課のほうで女性活躍ということで、早速もうセミナーのご予定組んでいただいて、テレワークできるような、そういったこれからセミナーの指導とかがあると思いますけれども、ぜひそういうところにも力を入れていただいて、今から人材不足に対応できるようなそういう町の取組って非常に大事ではないかというふうに思います。

最後になりましたけれども、猛暑に加え、台風や局地的な豪雨に伴う災害への嚴重警戒も必要です。異常気象をもたらす要因の一つ、地球温暖化の抑制は待ったなしであります。地球規模で加速する気候変動に国連のグテーレス事務総長は、本年7月27日に、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと指摘しております。

今こそ本気で防止策を実施せねばなりません。化石燃料による地球温暖化など、人類が大きな影響を与えてきたのは紛れもない事実であります。今を生きる人類として未来を考える契機とし、罪のないたくさんの子供たちを思うとき、未来を諦めて放棄することは決してできません。今日よりはまたできることから始めていこうではありませんか。そしてさらなる寄り添うまちづくりに全力を挙げていただくことを切に切にお願いし、私の質問を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

---

### ◎休会の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月13日から9月14日までは、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月13日から9月14日までは休会と決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月15日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時06分)

9 月 定 例 会

(第 3 号)



## 令和5年9月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和5年9月15日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第10号ないし議案第12号について(町長、提案理由説明)
- 日程第 2 議案第1号審議(質疑・討論・採決)  
令和5年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 3 議案第2号審議(質疑・討論・採決)  
令和5年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 4 議案第3号審議(質疑・討論・採決)  
令和4年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第4号審議(質疑・討論・採決)  
令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第5号審議(質疑・討論・採決)  
令和4年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第6号審議(質疑・討論・採決)  
令和4年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第7号審議(質疑・討論・採決)  
令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第8号審議(質疑・討論・採決)  
令和4年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第9号審議(質疑・討論・採決)  
令和4年度横芝光町病院事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第10号審議(質疑・討論・採決)  
和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第12 議案第11号審議(質疑・討論・採決)  
令和5年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第12号審議(質疑・討論・採決)

横芝小学校改築機械設備工事請負契約の締結について

日程第14 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1番	森	大地	君	2番	内	田	美	穂	君			
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君		
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業	君	
7番	森	川	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫	君	
9番	宮	菌	博	香	君	10番	山	崎	義	貞	君	
11番	鈴	木	和	彦	君	12番	鈴	木	輝	男	君	
13番	川	島		仁	君	14番	川	島	富	士	子	君
15番	鈴	木	克	征	君	16番	鈴	木	唯	夫	君	

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	晴彦	君	副町長	山田	智志	君
総務課長	及川	雅一	君	企画空港課長	平山	貴之	君	
財政課長	向後	和彦	君	環境防災課長	北田	勝也	君	
税務課長	佐久間	真一	君	住民課長	小川	健二	君	
産業課長	加瀬	淳一	君	都市建設課長	若梅	吉伸	君	
福祉課長	古作	健二	君	健康こども課長	野村	浩光	君	
食肉センター長	郡司	勇	君	東陽病院事務長	越川	直樹	君	
会計管理者	石田	賢一	君	教育長	實川	睦子	君	
教育課長	鈴木	正広	君	社会文化課長	平野	和美	君	

---

職務のため出席した者の職氏名

局 長 渡 邊 獎 書 記 椎 名 悦 子

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木和彦君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、町長から追加議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

---

### ◎議案第10号ないし議案第12号の上程、説明

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第10号ないし議案第12号について。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日、追加議案を提出させていただきましたので、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、令和5年9月横芝光町議会定例会追加提案理由説明書をご覧ください。

議案第10号 和解及び損害賠償額の決定についてであります。本案は、東陽病院で外来診療業務を委託していた非常勤医師との労働紛争において、相手方と和解し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第11号 令和5年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、東陽病院で外来診療業務を委託していた非常勤医師との労働紛争において、損害賠償金及び法律相談に要する費用に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の支出を322万2,000円増額し、支出総額を18億2,722万2,000円とすべく提案したものでございます。

議案第12号 横芝小学校改築機械設備工事請負契約の締結についてであります。本案は、

横芝小学校改築機械設備工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第10号及び議案第11号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 議案第10号 和解及び損害賠償額の決定について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の追加議案つづり、1ページをご覧ください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、東陽病院で外来診療業務を委託していた非常勤医師との労働紛争に係る和解及び損害賠償額の決定についてで、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

3ページをご覧ください。こちらは、和解内容及び損害賠償額でございます。

1、相手方は東京都大田区の方です。

2、概要ですが、東陽病院において、人材紹介会社のあっせんで外来診療業務を委託していた非常勤医師へ、令和4年1月に同年3月までと期間満了を告げたところ、当初、人材紹介会社を通じて示した条件通知書に誤った記載がされていたため、当初の条件と相違しており、受け入れられないとの申出があったものでございます。

非常勤医師への外来診療業務の委託ということについてでございますが、地方公務員法の改正により、令和2年度の臨時職員の会計年度任用職員の移行が行われました。しかし、会計年度任用職員の給与設定額と、実際の医師の1日当たりの報酬額に大きな乖離があり、会計年度任用職員として医師を確保することが難しいことから、医師個人との業務委託契約方式を取っている公立病院が多くあります。

東陽病院でも医師個人との業務委託契約としているところですが、今回、当院が人材紹介会社を通じて示した条件通知書に、契約は年度ごとに更新する旨の記載が漏れていたため、無条件に期間の定めがないと思わせる契約としてしまったことが要因でございます。

町としては、病院側の瑕疵を認め謝罪した上で、条件通知書の記載誤りについて説明及び訂正をし、契約期間を1年延長した令和5年3月31日までとする条件通知書を改めて相手方に通知いたしましたが、納得していただかず、期間満了後、令和5年4月17日付で代理人弁護士を通じ、変更は一方的で不当であるとの通知がありました。その後、町の顧問弁護士を通じて対応してまいりましたが、相手方弁護士から和解の可能性について提案があり、交渉をしたところ、次のとおり合意に至ったものでございます。

3が和解の内容となります。

(1)は、本件の委託契約が令和5年3月31日をもって終了したことの確認。

(2)は損害賠償額で、町は解決金として300万円を相手に支払うこと。

(3)は、解決金の支払い期限と支払い方法及び振込手数料についてで、支払い期限は、議会の承認をいただきましたら、来月10月13日までに相手方の指定する口座へ振り込むことになっております。

なお、振込手数料については、記載はございますが、指定金融機関で公金扱いとなるためかかりません。

(4)から(8)は、本件に関し、合意した以外の請求の放棄などについての確認となっております。

今後は、このようなことがないよう細心の注意を払ってまいります。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第11号 令和5年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第11号の補正予算書をお願いいたします。

1ページですが、第1条は総則でございます。第2条は収益的収入及び支出の補正で、支出の1款3項医業外費用、補正前の額4,714万8,000円に322万2,000円を補正し、合計額を5,037万円とするものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。2ページ下段の補正予算説明書をご覧ください。

収益的収入及び支出の支出であります。1款3項7目2節その他雑損失の322万2,000円の補正は、議案第10号で説明させていただきました労働紛争の和解に係る賠償金300万円と、労働紛争の交渉に係る顧問弁護士の報償金として、法律相談費用22万2,000円です。

法律相談費用につきましては、先日の議会全員協議会では、損害賠償金の支払いに係る補

正予算を提出させていただきますとの話のみでしたが、詳細についてここで説明させていただきます。

報酬の計算方法については、相手方からの請求額480万円から交渉で合意した300万円を差し引いた額180万円を経済的利益として、成功報酬としてそこに16%を乗じ、顧問先割引として30%を差し引いた額が20万1,600円で、そこに消費税率を乗じた額22万1,760円でございます。

なお、このほかの費用として着手金20万円がありますが、顧問弁護士に依頼する際に必要でありましたので、現計予算の中で支出をさせていただきました。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第12号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第12号につきまして、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の追加議案つづり、3ページをお願いいたします。

横芝小学校改築機械設備工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、横芝小学校改築機械設備工事。

契約の方法は、価格その他の条件が本町にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とする総合評価落札方式による一般競争入札で、去る8月3日、税抜きの予定価格を6億5,120万円、税抜きの低入札調査基準価格を5億9,910万4,000円とし、事前公表した上で電子入札を行ったところ、4共同企業体からの応札がありました。

落札者については、町建設工事等入札参加者選定審査委員会の審査及び学識経験者への意見聴取による落札者決定基準に基づき、事前に事業者から提出のある技術資料を採点する技術評価点を入札金額で除した評価値により決定するものでありますが、4共同企業体のうち、評価値2.1699の第1順位者及び評価値2.0640の第2順位者が低入札調査基準価格を下回っていたことから、低入札価格調査を実施しました。

この結果、第1順位者は失格、第2順位者は無効となり、入札金額5億9,910万4,000円で応札のあった評価値1.9969の第3順位者を落札者とするもので、契約金額に消費税を加えた6億5,901万4,400円を契約金額とし、契約の相手方をヤマト・京葉特定建設工事共同企業体として請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議

会の議決を求めるものであります。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で提案理由説明を終わります。

---

### ◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 2点について質問いたします。

13ページです。4、広報広聴費の町ホームページ運用事業の中で、会話で自動応答するチャットボットという説明でございました。もう少しよく伺いしておけばよかったんですけども、一般的にスマートフォンなんかでサイトとか見ても、チャットボットというのが出てきますが、どのようなイメージのものなのか。当町は高齢化率、もう大分高まっておりますし、約4割ということなので、使いにくいものにならないかというところが懸念されますけれども、最終的にはオペレーターといいますか、職員の案内のようなつながりになるのか。

また、これを導入することによっての費用対効果が算出できていれば、お願いいたします。

そのままページの最下段にまいりまして、DX推進事業のここは音声議事録のご説明だったと思うんですけども、私も全て熟知しているわけではないですが、どのような会議の中でも、どのような議会とかの中でも全てに対応できるような会議録の作成を考えていらっしゃるのか。

また、これ今、議会においては外部委託して会議録を作成しておるかと思っておりますけれども、こういったところの費用対効果が算出されていると思うんですが、お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） それでは、チャットボットについてお答えさせていただきます。



AIチャットボットとは、チャット、要は対話形式で、ボットというのはロボットAI、人工知能が質問に回答するシステムでございます。インターネット上で入力された住民の皆様からの質問に対して、対話形式で自動応答し回答するものでございます。

回答につきましては、AIがあらかじめ整備されていた質問に対する想定の手紙ですか、それをあらかじめ入れておきまして、それで質問に対して回答するようなシステムになっておりますので、実質使うとなりますと、やはりメインとしてはスマホを使っていただく形になります。

それと、費用対効果につきましては、ちょっと金額的なもので今試算してはいないんですが、このチャットボットを入れることによって、質問に対してチャットボットが回答してくれますので、職員の作業効率とかが軽減されたり、あと、それに対してチャットボット、365日24時間回答してくれますので、その中で職員が対応する時間を日常業務の中で軽減されるというふうなところで、費用対効果、金額では表せないんですが、一応そのような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、13ページ最下段のDX推進事業の中で、ライセンス使用料あるいは備品購入費で要求をお願いしてございます音声議事録の関係です。

これにつきましては、会議を録音すると同時に自動文字起こしをしていただけるということで、イメージとして、例えば、今まで会議をやって文字を起こすのに3時間かかっていたものが、かなり正確に出てきますので、30分程度で済むようなイメージではないかなと思っております。ということで、かなり人件費の削減に寄与すると思います。具体的な金額は申し訳ございません、ちょっと算出してございません。

それと、あと外注している部分との関係ですけれども、取りあえずは併用いたしまして、随時、こちらの音声議事録のほうに業務移行するようになると思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 分かりました。町ホームページのほうは取りあえず、よりユーザーに対して便利になるような感覚で認識しておけばよろしいですかね。やっぱりこういうものを使っていても、意図した答えが返ってこなかったり、その精度の問題とかになってまいりますので、そういったものは実質しっかり試験運用した中で、いいものを登載といいますか、

していただきたいかなとは思いますが。

音声議事録については併用していくということなので、私も当然使ったことあるんですけども、まだまだ、結局見直さなければならないというところも、私も一般質問というのは全部データ化していますから、結局聞いたほうが早いという場合も中にはありますので。そういったところをしっかりと加味しながら、精度の高いものをつくっていただいて、またそれが費用対効果につながればよいかなと思いましたが質問させていただきました。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 今、秋鹿議員のところの説明で私ちょっとよく理解できないので、追加で質問させていただきます。

チャットボット、要するに課長の説明だと、町の職員がこのホームページの運用に関して楽になるというような、私そう取ったんですが、一般の人がホームページを見て、音声で検索したいということができると、そういうことではないんですよね。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） すみません、ちょっと説明の仕方が悪かったのかも分かりませんが、チャットボットにつきましては、ホームページ上にシステムをアップしまして、その中で問合せをしていただきますので、職員というよりも、町民の方がホームページ上でいろいろな質問をしていただけるようなシステムになります。電話よりもチャットボット、機械ですが、気軽に問合せができて、また知りたいことをホームページ上のその中でいろいろ探せるようなシステムになりますので、活用しやすいというふうに……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（及川雅一君） 入力につきましては、持っているスマホの中で文章で入力をしていただく形になります。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） すみません、ちょっと私も細かなことをよく理解し切れなかったんですが、そうしますと、スマホ、パソコンで入力して、答えが返ってくるのが音声で返ってくるというようなことになるんですか。

すみません、今3回なので、ほかの質問をさせていただきます。

22ページの商工費のところの横芝光 I C 周辺開発事業のところ、横芝光 I C 周辺産業用地整備支援業務委託料なんですけど、要するにこれ追加で委託料が増えるということだったと

と思いますが、それでよろしいのでしょうか。その2点を確認します。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、22ページの横芝光IC周辺開発事業の委託料のことですけれども、そのとおりでございます。この件については、8月29日の全員協議会のほうでご説明させていただいてございます県営かんがい事業の受益から除くための変更の資料作成だとか、農振除外の協議をするための資料作成の経費でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） チャットボットの回答ですが、文章による文字入力で質問をしていただき、文章による回答になります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） すみません、何回も何回も同じようなところで。

課長、そうしますと、文章で入力して文章で返ってくると。音声では、どのように音声は使われるということになるのでしょうか。最後の質問です、すみません。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） 先ほど対話形式というところ辺が音声ということ、私のほうの説明の仕方が悪かったかもしれませんが、文章によって入力をしていただいて、回答もチャットボットから文章により回答をしてくれるという流れになります。

以上です。

〔10番議員「分かりました。ありがとうございます」と発言〕

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません、説明のときに聞き漏らしたのかもしれないので、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

10ページの就学前教育・保育施設整備交付金、さらにこれ歳出もでございます。歳出は19ページ、就学前教育・保育施設整備補助金、この事業の詳細をもう一度教えていただきたいと思います。

そして、歳入、10ページ、真ん中の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業補助金、令和4年度決算で4団体でありましたけれども、この増額の部分というのは団体数が増える

のか、どういう意味なのかちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、18ページの横芝保育所運営事業。おむつの処理、いよいよ始まるのかなというふうに予算を見て思いましたけれども、横芝保育所、公立1園だけなんではないでしょうか。あと残りの私立保育園は今後どのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） ただいま川島議員からご質問のありました歳入の10ページ、15款2項2目就学前教育・保育施設整備交付金及び19ページ、歳出ですね。こちらのほうの同じような就学前教育・保育施設整備補助金でございますが、こちらにつきましては、光町中央保育園の園舎が経年劣化により雨漏りが発生している状況でございますので、総額の工事費2,926万円のうち、国2分の1、こちらの財源を充てまして歳入を計上させていただいております。

歳出につきましては、同じく工事費のうち、事業主4分の1を除いた残りの4分の3を補助金として支出するものでございます。

続きまして、横芝保育所のおむつの関係でございます。今回補正で計上させていただいた部分につきましては、横芝保育所、公立保育所のおむつの処理でございます。

私立保育園につきましては、今現在、処理方法、処理・運搬方法等を調整してございますので、調整が整いましたら、改めてまた補正予算にて計上させていただく予定でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは私からは、16款2項3目2節ですけれども、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等推進事業補助金についてでございますけれども、これにつきましては、千葉県から令和5年4月20日に交付決定が来ておりますので、それによりまして補助金のほうを計上させていただきました。

頭数につきましては、雄10頭の6,000円、雌20頭の1万円ということで、計30頭の見込みでございます。歳出のほうは変わりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。ということは、団体数は変わりなしということよろしいでしょうか。

それと、健康こども課長、すみません。事前に言っていないので、もし資料がなかったら後ほど結構ですけれども、10ページの18款寄附金の中の保育寄附金、これは町1本になっ

たということで、大総保育所、上堺保育所、横芝保育所、今までの保護者会からの寄附金だ  
というふうに思うんですけれども、それぞれの金額がもし分かれば教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） それでは、園単位で申し上げさせていただきます。公立保  
育所の通園バスの運営委員会の寄附金でございます。

まず、旧大総保育所分につきましては113万5,720円、横芝保育所分が229万8,453円、上堺  
保育所分が235万4,326円で、合計しますと578万8,508円で、収入については1,000円単位で  
まとめさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、大変失礼しました。団体数でございますけれども、  
今回のこの補助金につきましては、不妊・去勢手術の補助金ということで、先ほど示させて  
もらった頭数での補助金で、団体数というのはこれから申請がある団体、地域猫活動を行っ  
ていただける団体の中でということになりますので、団体数につきましては特にありません  
ので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） なんかよく分かっていなくて質問して申し訳ないんですけれども、  
雌、雄に対する補助金、県からの補助金ということは分かりました。

例えば、令和4年度4団体あったのが、令和5年度の申請で、4団体でも申請が減るとい  
うこともあり得るという解釈でよろしいですか。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） ご質問にお答えします。

団体数ですけれども、その年に新たにできる団体等あると思います。また、なくなる団体  
もあろうかと思っておりますので、今現在は4団体ということで認識しております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第3、議案第2号 令和5年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第4、議案第3号 令和4年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、私のほうから何点かお伺いしたいと思います。

最初に、令和4年度決算状況速報値、いわゆる決算カードによる財政力指数は0.45となり、前年度と比較して0.01%下がっていますが、要因としてはどのようなことが考えられるのか、

町長にお伺いいたします。

同じく2点目、令和4年度決算状況速報によると、当町の標準財政規模は68億3,430万2,000円と示されておりますが、歳出の決算額は124億7,721万3,091円という状況になっております。なぜこのような莫大な決算になってしまったのか、その要因について町長にお伺いいたします。

次、3点目であります。同じく令和4年度決算状況速報版によると、当町の経常収支比率は88.9%となり、昨年の84.8%よりも悪くなっておりますが、その要因について町長にお伺いいたします。

次に4点目であります。令和4年度決算状況速報版によると、当町の積立金現在高、家庭でいう貯金は44億7,276万7,000円ですが、財政調整基金、各家庭で一般的に使える貯金は17億8,404万3,000円しかありません。一方で、地方債現在高、各家庭でいう借金であります。98億6,091万8,000円あります。これらも将来的な負担になってくるわけでありまして、次代の負担にならないようにしていかなければならないと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書4ページの扶助費18億7,623万3,000円は、前年度の21億6,800万1,000円と比較すると、2億9,176万8,000円減額となっております。その主な要因についてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 何点か、お答えをさせていただきます。

まず、財政力指数0.45に落ちてしまった要因ということでございますけれども、日本全国1,700あまりの自治体がある中で、やはりこのコロナ禍の中の収入の減、そしてまた物価の高騰等の問題もあって、このように若干ではありますけれども、落ちてしまっている現状にあるというふうに認識をしております。

それと、標準規模の件でございますけれども、この横芝光町、V-1の分類の中に入っております。この分類につきましては県内にはございませんで、例えば茨城県の境町等と同じような規模の中で、基準財政規模と実際の一般会計予算については、大体1.8倍ぐらいが平均だというふうに認識をしておりますので、この横芝光町が特に大きな基準を逸脱しているとの認識は持ってございません。

それと、経常収支比率の88.9%につきましては、その年々によって当然前後があるわけで

ございますけれども、一般的には10%以上を投資的経費に使えるということは、ある意味、健全な財政状況にあるというふうに認識をしております。

それと、基金と財調の件でございますけれども、ご承知のように総務省のほうは、財政調整基金をあまり多くすると、地方交付税の減額要因にもするような話も聞き及んでおる中で、今現在は目的基金に移して、しっかりその部分を将来に向けて蓄えるというふうに考えておりますし、また起債の関係につきましては、最近、起債を起こさせていただいている部分につきましては、極めて低利もしくは利息のかからない部分にシフトしておりますので、その部分につきましては、それも一般的な財政運営の基準の中で進められているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） それでは、扶助費の減額した理由でございますが、主なものとしては、子育て世帯への臨時特別給付事業の終了による減額が2億8,000万円ほど、そして住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金といったものが約1億3,500万円ほど減額している、こういったことから減額となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮藺博香議員。

○9番（宮藺博香君） いろいろご答弁いただきまして、ありがとうございます。

町長は、あまりこういう細かい数字、気にしてないかもしれませんが、まず1点目の財政力指数の関係ですけれども、多分、合併当初の財政力指数は0.5ぐらいだったかなというふうに記憶しています。ここまで落ち込んでいるということは、現在に至るまで財源確保を図るための施策を行ってこなかったということでもありますので、この状況を真摯に受け止めていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、2点目を財政標準規模の関係ですけれども、1.8倍ぐらいで一般的だと言われましたが、標準財政規模とは地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すものであり、その数値は実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や健全化指標の分母となるために、大きな意味を有していると言われていますが、これらのことを踏まえているのか、再度お伺いしたいと思います。

それと、あと財政調整基金の関係については、県の主導で交付税が減額されるのであまり多く持てないというようなことでありましたが、やっぱり各家庭においてもそうなんです。



借金と基金の問題というのは、当然これはあつていくべきかと思ひます。それで、借金は多くなればなるほど、やっぱり次代にその負担をしょわせるといふことになりまふので、町長は長く行政を担当しておられますので、その辺までを考えた中で、やっぱり行政運営といふのはしていく必要があるかなといふふうにおもつておられますので、その辺についてお伺ひいたします。

次の扶助費については、減額になつたといふことはよろしいことかと思ひますけれども、特別な事情があつて、町のほうで努力して減つていふような状況ではないといふふうにおもひましたので、それらを踏まえて再度もう一度、町長のお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、0.45の財政力指数が減つていつてしまつていふ状況の中で、やはり一番の問題は人口減少にあるのかなといふふうにおもひます。そこにつきましては今、まち・ひと・しごと創生戦略の中で、これから成田空港の容量拡大に伴う人口増をしっかりと構築していくことによつて、この財政力指数を元に戻し、それをまた今まで以上の0.5を上回るような状況にしていきたいといふふうにおもひます。

私も、細かい数字とおっしゃいますけれども、実際のところは、宮園議員おっしゃるとおり、極めて重要な指針でございますので、そこについては常にチェックをしていふつもりでございます。

また、今後、以前にも10年間の財政推計をお示しさせていただきましたけれども、その中で令和3年には、今まで10年後の基金の残高がマイナスになってしまう状況でありました。それが去年、令和4年度からは、今年度も含めて、一応その部分は、10年後についてもまだ黒字であるといふ部分については評価をいただければありがたいなと思つていふところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮園博香議員。

○9番（宮園博香君） それでは、くどく言つていふてもしようがありませんので、最後になりますけれども、町長は長年にわたり町発展のために尽力してきたと思われまふが、数字的に見ると、厳しい状況になってしまいました。空港周辺対策交付金が単年度で約9億円増えていることは唯一の救いでありまふ。ですから、このことによつて財政推計を何とか維持できているのかなといふふうにおもひます。

したがいまして、この状況を改善していくためには、町長の意見もありましたけれども、数年の歳月を要することになると思われまますので、各種計画、または各種事業全てにおいてきめ細かく行っていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩をします。

再開は午前11時とします。

（午前10時48分）

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

---

○議長（鈴木和彦君） 議案審議を続けます。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 何点か質問させていただきます。ちょっとすみません、まとめていないので、ページがちょっと前後してしまうことをお許し願います。

決算資料、執行残50万円以上かつ15%以上の事業一覧の1ページで、ふるさと納税推進事業の執行残率25.2%、1,185万9,496円でありますけれども、これいつ寄附金が入ってくるかわからないので難しかったかもしれませんが、こういったものは減額補正とかはできないものなのか。これ委託料ということでございますけれども、これだけ余ってしまうことを防ぐためにも、最低でも前年度同水準は達成しなければならないと考えますが、宮菌議員と森川議員、一般質問でいろいろされていましたが、あわせてまた私からも質問させていただきます。

決算書51ページ、18款1項1目の中のふるさと納税・クラウドファンディング34万2,000円、これ実績についてちょっとお伺いいたしますけれども。恐らく3月1日から31日までの1か月間であったかと認識しておりますが、1か月でこれだけ集まったのか。寄附者30人ということで記載されておりましたが、最高額が分かれば願います。

現在、このガバメントクラウドファンディングを行っているのか。恐らく探してもなかったので、実施していないかと考えておりますけれども、その辺の理由は。

決算資料に戻りまして、執行残50万円以上かつ15%の事業一覧の3ページで、4款1項6目環境美化推進事業、執行残率23.1%、81万7,731円でありますけれども、これ見込みより

処分量が少なかったとありますけれども、一日清掃の参加人数は減っているのでしょうか。

また、この現状を踏まえて、コロナ禍でのマスクのポイ捨てごみなんかはかなり見受けられるのですが、そういったものの影響があるものなのか。

そして、こういった事業につかましての啓発活動はどのように行っているのか。ポイ捨てごみが減っているのであれば、問題ない数字なのかも分かりませんが、私の知る範疇ではそのような感じがしないので、その辺の答えをお願いいたします。

あと、以前購入された防犯カメラやダミーカメラの実績。口頭でも数値でも構いません、答えをお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） それでは、ふるさと納税についてお答えをいたします。

まず、事業費の減額できないのかといったところですが、議員ご質問で言われたとおり、やっぱりいつ入ってくるかというのが分からないといったところがありました。少しでも多くといった思いがあったということで、減額せずにそのままいたといったところでございます。

それとあと、委託料がどれだけ残っているのかというところであるんですが、これにつきましては、これまで事業者の交渉またはポータルサイトの開設、これにつきましては、ANAのふるさと納税、JALふるさと納税、また今年度には楽天ふるさと納税といったものを開設しました。

それと、このほかポータルホームページを改良しました。また、フリーペーパーやニュースアプリへの掲載。また、今年度につきましては、さとふるのトップページに自治体掲載額というのがございまして、そこにも横芝光町を掲載していただいたといったこともございます。

そういった努力をしているところではありますので、何とか寄附金を増額するように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、秋鹿議員のご質問にお答えいたします。

決算書の51ページ、ふるさと納税・クラウドファンディングでございますけれども、これ34万2,000円ということで、おっしゃるとおり募集期間、令和5年3月1日から3月31日の1か月間で30人の方から寄附がありました。最高額でございますけれども、5万円というこ

とで、金額的には約2,000円から5万円ということで、皆さん寄附を頂いているところでございます。

現在、募集は行っておりません。令和4年度、年度末でございましたので、今は試行ということでそのときやらせてもらっているのですが、今は検証しているところでございます。これからクラウドファンディングのほうもやっていきたいなという方向で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、決算資料のほうでございますけれども、執行残の50万円以上かつ15%以上の事業でございますけれども、3ページの環境美化推進事業につきましては、一日清掃のごみ処理関係ですけれども、実際この金額が減額になったというところは、一日清掃で北清水地先に木の枝とか、そういうものの処理がありました。この数量が前年度に比べて大分少なかったということで、額のほうが減額となっております。実際に令和3年ですけれども、その木・枝等の処理が6,160キロあったものが、令和4年度ですと1,990キログラムということで、大分減っております。その関係上、金額のほうが減額となっております。

また、一日清掃の参加人数でございますけれども、令和3年度が6,839人、令和4年度ですと7,639人で800人増えております。

あと、マスクのポイ捨て状況ですけれども、私も見ていて、駐車場だとか道路の路肩に落ちているケースが多々ありますので、コロナ禍においてのポイ捨てなのかなと思っております。

また、啓発の活動なんですけれども、これにつきましては、不法投棄監視員と月1回パトロールしてございますので、そのときにも啓発してございます。また、ポイ捨ての看板等もございますので、捨てられるところにつきましてはポイ捨ての看板を設置するなど、啓発しているところでございます。

また、防犯カメラ、ダミーカメラにつきましては、不法投棄をされた箇所でございますけれども、そういうところに機械を取り付けて抑制を図っているところなんですけれども、実際カメラの台数は、通常のカメラで3台、ダミーカメラで6台ございますので。例えば、集会所のところのごみ収集置場から資源ごみ、例えば衣類だとか、そういうものをそこから持ち運んで道路にばらまくというような状況もありましたので、そういうところについてはカメラ等を設置して監視しているところでございます。

このカメラですけれども、実績のほうはその都度ですので、今、実際に現地で設置されているのが、ダミーカメラにつきましては4件、通常のカメラですが、これについては1か所

つけているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

私が言いたいことは、執行残率が高くて、これだけ予算を確保したのであれば、しっかりその予算額満額ぐらまで目指してもらいたいと思うような、そういった目立つところをちょっと今質問させていただいたんですけれども。

また、ふるさと納税に関しましては、当然ながら私も頑張っていたきたいとは思っています。制度自体は早くなくなってもらいたいと思っていますけれども。

町長もおっしゃっていましたが、本年10月以降、厳格化となったところを期待したいということでしたが、私もいろいろ見てみますと、現状、人気の返礼品の還元率は、還元率をまとめたポータルサイトみたいなものもあるんですけれども、もう70%から100%の還元率。なぜそれで仕組みがまかり通るのか、ちょっと私も分からないんですが、最高還元率はもう200%を超えるものもございました。

これ、厳格化を期待するということも当然分かるんですけれども、言い方がちょっと悪いですが、何かの抜け道からこういう状況が続く可能性というのも、当然その後も考えられますので、そのようなからくりも調査しながら、うまいことやるといいますか、次の一手も多角的に考えていかなければ、結局太刀打ちできないと思うんです。制度自体がなくならない限りは負け続けちゃうと思いますから、そういったところは当然、応援しておりますので、しっかりと確保していただきたいかなと思います。そういったお考えも、今後もお持ちいただければよろしいかなと思います。

あと、このクラウドファンディングも一つの成果かなと私は思っております。以前も何度か質問させていただいて、実際に実施して1か月でこういった寄附金が頂けたと。実績も実際に伴ってきたというところは一つの功績かな、よかったことかなというふうには思いますけれども。

今現状は、これを別の事業ではやっておられないということでありましたが、また同じ事業ですとずっとやっていくというのはなかなか寄附金も集まりにくくなってきたりとか、いろいろするかもしれないんですけれども、ひとまずはこういった小さな事業でもしっかりと実績が伴ってまいりましたので、ぜひともですね。またやる方式は同じでしょうから、ほかの事業でも各課にもまたいで考えていっていただきたいなと。また、こういったところでも、自

主財源を少しでも確保していくという考え方にもつながっていくと思いますので、しっかりやっていっていただきたいと思います。その辺のお考えがあれば、お願いいたします。

環境美化推進事業のほうは、北清水地先の樹木がなくなったということでございましたが、これ過去の実績により処分量を見込んでいたということでございますから、考え方によってはちょっと見込みが甘いということなのかなと。樹木そんなに1年でどんどん伸びたりとかしないので、そういったところも調査しながら、予算を決めていっていただきたいかなと思う気持ちでございます。

参加者のほうは増えていてよかったと思います。

カメラのほうは、台数とかいろいろご説明ありましたけれども、結局それで効果があったんですか。今、衣類が捨てられているとか、そういうことをおっしゃっていましたが、そういう実績を質問していますので、それで何かお答えがあれば、お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私からも、ふるさと納税の今後の対応について一般質問等でもお答えをさせていただいています。今、秋鹿議員が還元率が200%、何なんだろうという思いもありますけれども、実際そういう中で、私どももそれなりに研究している中で、やはり行政ではなくて行政から離れた、あたかも行政のような名前の株式会社がそれを引き受けてやっているところは、結構いい成績を残しているというふうに感じています。

その辺のところは、今後10月からの厳格化の中でどのような行動に移ってくるのか、どういう戦略で来るのかについて、しっかりと検証させていただきながら、我々も研究していかなければならないというふうに思っていますので、ひとつよろしくご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） クラウドファンディングについてでございます。

クラウドファンディングにつきましては、全課の取りまとめを財政課で行っておりますので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、こういったクラウドファンディングを活用するのにふさわしい事業計画というものが出てくれば、積極的に活用できるよう、各課と協議・調整させていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、先ほど北清水の枝の件ですか、その量につきましては、過去3年間の実績の平均で予算取りをしていますので、ご理解いただければと思います。

また、防犯カメラ、ダミーカメラですか、これにつきましては設置した箇所について、例えば1か月、2か月様子を見て、置かれない状況になれば撤去しますので。皆さん、ここに防犯カメラがあるよという、それを認識していただいておりますので、抑止力になっていると思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 今ちょっと思い出したんですけれども、ふるさと納税は茨城県の境町も70%超えでお米やられていますんで、企画空港課長も視察へ行かれたということでしょうから、もし連絡を取りやすい自治体であれば、いろいろ参考にしてみてもよろしいのかなと思います。

クラウドファンディングは積極的にぜひやっていただきたいんですけれども、1つだけお伺いしたいんですが、恐らくポータルサイトを利用して寄附金集めていると思うんですけれども、そのポータルサイトの手数料だけ、分かればお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 今回のクラウドファンディングに関しての手数料につきましては、15%ということになっておりますので、34万2,000円の15%ということで、5万1,300円が手数料ということになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） それでは、何点か教えてください。

実績報告書の18ページ、3行目、子ども医療費助成事業の0歳から中学校3年生までの医療費助成では2万8,559件とありますが、中学校3年生まででは何歳くらいが一番多いのか、内訳が分かれば教えてください。

次に、実績報告書の21ページ、1行目、健康づくり事務費の健康増進計画及び自殺対策計画の策定業務委託料の自殺対策計画のほうの内容を教えてください。

次に、実績報告書の10ページ、7行目、社会福祉総務事務費の避難行動要支援者名簿更新関連業務委託料の内容を教えてください。

次に、実績報告書34ページ、5行目、町民会館維持管理事業の防犯カメラ改修工事では、会館の内外、現在何台のカメラが設置されているのか教えてください。

次に、実績報告書の36ページ、1行目、ふれあい坂田池公園一般管理事業の野球場消防設備設置工事はどのような工事か教えてください。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） それでは、小倉議員のご質問にお答えします。

決算の資料18ページ、3行目、子ども医療費助成事業の件数の主な内訳でございますが、令和4年度決算で見ますと、年齢階層で突出すべき大きな件数の差はございませんが、特に5歳、6歳の就学前の年齢階層、こちらが大体2,300件前後で多い傾向でございます。

続きまして、決算附属資料21ページ、1行目、自殺対策計画の計画内容につきましてでございますが、これにつきましては「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」、これを基本理念としまして、これまでの当町の取組を踏まえまして、3つの基本方針に基づき、5年後の当町の自殺者数をゼロ人とする目標と、併せて自殺対策における15の取組の項目に基づきまして、町自殺対策連絡協議会を中心とした関係機関との連絡及び連携の体制、それから相談事業、ゲートキーパーの養成講座などの人材育成事業、さらには普及・啓発等の具体的な事業のメニューを掲げておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 10ページ、7行目の避難行動要支援者名簿更新関連業務委託料でございますが、こちらにつきましては、避難行動要支援者名簿の関係はシステムで管理をしております、そちらのハードウェアとシステム保守の委託料となります。ランニングでかかってくる経費となりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

○社会文化課長（平野和美君） 34ページの防犯カメラ改修工事のご質問ですが、こちらにつきましては、町民会館の屋上に4台、南側の駐車場方向を撮影しています。また、建物の中の1階の玄関ロビー、廊下等で3台設置しております。

36ページの野球場消防設備設置工事になりますが、こちらにつきましては、野球場の改修に伴いまして消防のほうの検査で指摘がありまして、非常放送設備及び自動火災報知機の設備のほうを設置した工事になります。

以上です。



○議長（鈴木和彦君） 小倉弘業議員。

○6番（小倉弘業君） 医療費助成事業では5歳、6歳ということでしたが、私は小学校か中学校、そのぐらいが一番多いのかなと思いましたけれども、5歳、6歳というのはすぐ熱を出してしまったり、そっちのほうやっぱり多かったのかなと思いました。この事業、やはりお金のかかる年齢だと思うんで、いい事業だなと思います。これからもよろしく願います。

次に、町民会館維持管理事業の防犯カメラなんですけれども、これ当初設置から何年ぐらいでの交換になるのか、教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

○社会文化課長（平野和美君） 前回ついていたものについては、10年以上経過をして補修のほうが対応できなくなったということで、更新をしております。新しいものについても適正に管理をしていきまして、時期が来たら更新になる予定です。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） では、3点ほどお願いします。

決算書の249ページの特別支援教育就学奨励事業ですが、幼児期から特別支援教育は必要と理解しております。この事業に関わる対象となる年齢的なものは、何歳くらいを捉えられて事業をなさっているのかということと、その一番下の15、教育活動推進補助事業で、次のページを見てみますと、中学校教育だけで小学校のほうには記載がありませんが、どのような事業でこれは小学校の分は必要ないのかということと、同じページの19、学力向上推進計画実施事業、額はあまり多くありませんが、学力向上が一番大切な部分で、まず最初にどのような事業なのか、それから予算的には十分なのかという3点を聞きたいです。よろしく願います。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 教育課の部門で3点のご質問がございました。お答えいたします。

まず、249ページ、特別支援教育活動補助事業でございます。こちらにつきましては、小中学生を対象とさせていただいています。この事業、町内の小中学校に就学する学校基本法に規定する障害がある児童生徒と、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、経済状況に応じて就学に要する経費を支援するものでございます。

次に、このページ一番下の教育活動推進補助事業でございます。こちらにつきましては中

学生のみのも事業となります。具体的に申し上げますと、各中学校に50万円ずつの補助をさせていただいております。進路指導活動に係る調査研究費、これと部活動に係る団体等登録、大会の参加費、活動援助費に係る助成、学校への補助でございます。

この次のもう一つ、学力向上推進計画実施事業でございます。こちらにつきましては、何をしているかということでございました。こちらは、児童生徒の学力及び職員の学力指導をより高めることを目的としまして、各小中学校から学力向上モデル校を指定しまして、学力の定着及び学習能力のさらなる向上を図るということで、3年を1サイクルということで回してございます。令和4年度は光中でございました。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） では、もう一度お聞きします。

特別支援教育就学奨励事業で保護者に対する支援ということですが、具体的にどのような、金銭面なのか品物なのか。それから、保護者の収入やひとり親家庭とか、そういうことには関係あるのか。もう少し詳しく教えてください。

それから、同じところですので、もっと小さい幼児期、こちら保護者の支援でしたら、幼児期に対してのほうが保護者の心配も大きいし、もっと何か支援が要るのではないかなと思えますが、その辺の予算立てた支援等はないのでしょうか。

それから、次の中学校の教育活動事業で、部活動・進路に関して光中、横芝中50万円ずつということでしたが、部活動のほうは外部委託と進めていただきたいところなんです、そちらのほうに関しても補助がこちらのほうから出ているのかという確認。

それから、最後の学力向上推進事業ですが、3年サイクルでやはり何か目標立てていってらっしゃるのか。その辺の目標があれば、分かれば教えてください。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） まず、特別支援教育就学支援事業でございます。こちらにつきましては、やはり保護者の経済状況に応じてということで所得制限もございます。ちょっと計算が複雑ということであります。やはり所得のある方には支援はないというところでございます。

また、対象につきましては実費の2分の1でございます。内容につきましては新入学の学用品、校外活動、これは宿泊が伴うもの、伴わないものがありますが、こういうものにも補

助します。それから修学旅行費、それからオンライン通信費などがございます。

それから次に、教育活動推進補助事業でございます。こちら部活動の外部委託というお話だったと思います。こちらは、外部委託についてはまだ今後の課題ということでお願いいたします。こちら、50万円の内訳の中で部活動に関わるものというものが36万円、進路指導に関わるものが14万円という内訳での支出でございます。

もう一つ、最後に学力向上推進計画実施事業でございます。こちらの目標はというご質問でございました。まず学力の定着、学習能力のさらなる向上というところでございます。まず具体的に1年目は計画の策定、それから準備・検討の研究の立案をします。2年目については検証と中間公開ということで、公開授業を参観していただきます。3点目については研究公開ということで、これは郡内の先生方に見ていただくというようなところで、こういうような事業展開にしております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

1つ抜けていたところで、特別支援教育、幼児に対しての何か手だてがあればというところを再度と、それから最後の学力向上推進計画で、3年目には公開で郡部の教職員の方だけに公開なのか。もし差し支えなければ、民生文教委員も何人かいいよとか、希望者があれば町からもいいよとか、そういう機会を与えていただけるなら、うれしいなと思いました。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 抜け落ちてございました。申し訳ありません。

まず、一つ目の特別支援教育就学奨励事業の幼児期の支援につきまして、こちらにつきましてはちょっと教育費では、この予算では持つてはございません。申し訳ありません。

それともう一つ、学力向上推進計画実施事業につきましての郡内への先生方への公開ですが、こちらは教員の方のみとさせていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） ただいま森川貴恵議員の幼児に対する補助でございますが、保育所に通っている場合は保育料の減免ですとか、あとは給食費の補助とかをしております。

学力に関してでございますが、ひとり親家庭につきましては児童扶養手当とかの手だても

ございます。特に、学力向上のために特化したものは今のところございません。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 就学前のお子さんの支援ということで、福祉課のほうで行っている事業といたしまして、障害福祉費の予算事業の中で障害児通所支援事業というのがございます。この中で、児童発達支援、就学前の児童を対象としまして、基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活の適応訓練の実施などを行うメニューと、保育所等訪問支援の給付というのがございます。こちらは、保育所、幼稚園、認定こども園などに通う障害児に対しまして、集団生活の円滑な適応のため専門的な支援を行うメニューとなっています。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 資料の12ページ、一番下の重度心身障害者（児）医療給付費なんですけれども、今まであんまり聞いたことなかったんですが、身体障害者・児、知的障害者・児、それぞれの大人と子供の人数の内訳を教えてください。

それと、15ページ、2行目の国民健康保険なんですけど、国民健康保険の出産育児一時金はこんなに少ないのかなと改めて思ったんですけども、人数の詳細を教えてください。

その下のほうの15ページ、5行目の後期高齢者医療特別会計繰出金、これは75歳以上の後期高齢だと思えますけれども、65歳から74歳の障害の方も入ろうかと思えますが、人数が分かれば教えていただきたいと思えます。

16ページ、2行目のひとり親家庭、これも女性のひとり親、男性のひとり親、令和4年度何人ずついらっしやったか教えてください。

19ページ、1行目真ん中、ヒトパピローマウイルス、子宮頸がん予防ですけれども、接種率の状況。そして、その下の風疹の接種率の状況を教えてください。

21ページ、5行目、3歳児健診備品購入（屈折検査機器）、これ11月から導入した事業だと思えますけれども、効果・成果どのように見られているか、当局のお考えをお聞かせください。

23ページ、2行目、がん検診事業。特に、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、この5つの受診率を教えてください。

それと、24ページの2行目のがん検診、子宮がん検診（対象者21歳）ということでありまして、もう少し詳しく教えていただければと思えます。

それと、具体的なことではないんですけれども、例えば34ページ、6行目、7行目、8行目、図書館事業が載っておりますけれども、学校図書館。教育課のほうにちょっとお聞きしたいと思いますけれども、以前、教育長に答えていただいたこともありましたけれども、全ての小学校、中学校の学校図書館に新聞の設置、以前、教育長からお答えしていただいたことありましたけれども、全小学校、中学校に新聞があるのかどうか。

それと、例えば、図書館にあるのは分かっておりますけれども、この学校図書館の新聞とか、国からの補助金が普通交付税に算入されているということを伺いました。なので、うちの町は図書館事業として学校に配達をしているからとか、いろんなそういう決め事、申合せ事があるかと思しますので、この普通交付金が曖昧なので、どういうふうに使われているのか、お聞かせください。

そこまでです。お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） それでは、初めにご質問いただきました重度心身障害者（児）の医療給付事業の障害種別ごとの人数と児童の数をお答えさせていただきます。

令和4年度身体障害者の医療給付者が290名、うち児童は2名です。知的障害者が63名、うち児童が3人です。精神障害者が25名、児童はおりません。合計378人で、児童は5人となります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 川島富士子議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校図書館の中で普通交付金のほうについてですけれども、そちらのほうはちょっと詳しくは分かりませんが、新聞のほうですけれども、子供新聞につきましては、昨年度から2か年の指定を受けまして、県の指定なんですけれども、日吉小学校でN I Eの指定を受けまして、新聞を活用しながら低学年、中学年、高学年ということで、いろいろな記事に合わせた、学年の発達段階に応じた新聞を使いながら発表という形で現在、行っております。今年度を取りまとめの最終になるかと思っておりますけれども、県の指定を受けまして、それで継続して行っております。

そのほかの小学校、中学校につきましては、多分取ってはいないんじゃないかというふうに思いますので、もう一度その辺をちょっと確認させていただきながら、対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） それでは、質問にお答えいたします。

決算資料15ページの2行目、説明欄のうち出産育児一時金分の件数ですが、これは9件でございます。

続きまして、5行目、後期高齢者医療の関係で65歳から74歳までの被保険者数ですが、こちら88人でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 川島富士子議員の6点の質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。決算附属資料16ページ、2行目の町内児童等医療費等助成事業をひとり親家庭等医療費等助成の女性のひとり親及び男性のひとり親の人数でございますが、女性のひとり親に関しましては167名、男性のひとり親に関しましては9名、その他、祖父母等が養育者になっている方が1名となっております。

続きまして2点目、決算附属資料の19ページ、1行目の個別接種事業のヒトパピローマウイルス感染症の接種率等のデータでございますが、まず、令和4年度実績165名の内訳でございますが、小学6年生から高校1年生までの女子の定期接種における接種者につきましては、1回目から3回目接種の合計が延べ69名。定期接種の対象年齢を超えた、いわゆるキャッチアップ接種として、高校2年生女子から25歳到達年齢までの女性の1回目から3回目の接種の合計が延べ96名、合計165名となっております。

なお、接種率につきましては、統計処理上、1回目接種から3回目接種までの人数での報告方式となっております。国・県でも算定はしておりませんが、令和4年度におきましては、1回目接種の状況から勘案しますと、定期接種が5.9%、キャッチアップ接種が5.5%という状況でございます。

続きまして3点目、同じページ、個別接種事業の風疹の追加的対策のそれぞれの接種率についてでございます。風疹抗体検査につきましては受診者が90名、こちらにつきましては受診率が5.1%。風疹の第5期予防接種につきましては、抗体検査、この90名のうち27名が予防接種対象者となりました。そのうち26名の接種の実績がございます。したがって、接種率としましては96.3%となります。

4点目、決算附属資料21ページ、5行目の3歳児健診事業での屈折検査機器、こちらの効

果・成果でございますが、屈折検査につきましては、先ほど議員のご発言のとおり、令和4年11月から機器を導入しまして、昨年度は年度途中でございましたので、実績としては3回の実施をいたしました。62名の児童に対して検査機器を使用いたしました。その中で精密検査となった児童は2名で、うち1名は斜視の診断があり、現在治療につながっております。導入からまだ数回のため、今後もデータ収集を行いまして、今後とも効果・成果を検証してまいります。

続きまして5点目、決算附属資料23ページの2行目、がん検診事業の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、あと肺がん喀痰検診の受診率ということでございますが、こちらにつきましては、胃がん検診、こちらにつきましては集団検診と個別検診を合わせた受診率とさせていただきます。こちらが8.2%。同じく大腸がん検診につきましては、集団検診、個別検診を合わせた受診率として16.9%。子宮がん検診につきましても、集団検診、個別検診を合わせた受診率といたしまして24.3%。乳がん検診につきましても、集団検診と個別検診を合わせた受診率といたしまして36.6%。最後、肺がん喀痰検診につきましては、集団検診のみで0.8%という状況でございます。

最後6点目、24ページ、2行目のがん検診推進事業の詳細でございますが、こちらにつきましては、21歳を迎えた方に無料のクーポン券を配布し、検診を実施していただくもので、対象者としては77名でございます。実績としては、決算の附属資料にあるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 再勧奨になりましたヒトパピローマウイルス、子宮頸がんワクチンということもありますので、キャッチアップがまだ期限はあろうかと思えます。令和7年3月31日までが無料で行える期限だと思えますけれども、それこそ対象者の方が無料でしっかり受けられるように、さらなる周知をお願いしたいというふうに思えます。

それと、23ページのがん検診でありますけれども、非常に国のほうの目標が高くて、元来、国の目標が50%だったものが60%になるという、そういうふうな情報が流れておりますので、さらなる町民の健康に向けて、ご尽力をいただければというふうに思えます。

あと、教育長、ご答弁ありがとうございました。ぜひまた後ほど教えていただければというふうに思えます。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

(午前11時49分)

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

---

○議長（鈴木和彦君） 議案審議を続けます。

市原成一議員。

○4番（市原成一君） 私も将来の財政を心配している一人でございます。この気持ちは宮菌議員と何ら変わりはありません。

そこで、町長にお尋ねをしたいと思います。

今の決算額、歳出の125億というものをどのように分析をされておるか。先に私の考えを言って申し訳ないんですが、ある程度はやむを得ない事情もあると思います。コロナ対策、NAAとともに進めていくまちづくり、騒音対策、そのほかにも小学校の改築事業、積極的なまちづくりという具合に歳出が膨らむという事情はありますので、標準の財政規模に比較すれば多少大きくなるというか、何倍になるというのは、これは私も理解をしておりますが、その特殊事情を除いても節減に努めていかない限りは将来の人口減少に対応できる予算にはならないのではないかというふうに思います。

人口が減れば、当然、交付税算定の根拠となるものも減ってきます。交付金についても同じでございます。歳出変わらず、歳入のみがしぼんでいってしまうと、そういうプライマリーバランスが崩れたときにどうするかというのは、今から危機感を持って対応する必要があるのではないかというふうに思っています。そのためにも事務事業の評価、やってきたはずでございます。それらも十分に反映されているのかどうかというのもいささか疑問のところがございます。

それと、選択と集中、スクラップアンドビルド、それらの精神というのも今までの予算編成の中にはうたわれてきたものの、実際、それが実行されているのかどうかというのもちょっと疑問なところがございますので、そういう将来にわたる危機感を各職員みんなに伝えておく、今でもしているかもしれませんが、ペーパーで配るだけではなくて、各所属長が部下にしっかりとそれを伝えていくと、そういう姿勢も必要だと思います。

今、将来に向かって、町長がどのようにお考えかお尋ねをさせていただきます。



以上です。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 貴重なご意見を踏まえてのご質問ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まずもって、今この横芝光町がどのスタンスにいるかという中で、ご承知のとおり、今、成田空港の容量拡大に伴う、ある意味、施策の、言うなればんこ盛りみたいな部分も確かにございますし、ただ、現状も見渡しますと、しっかり駅周辺、または、この役場の周辺においても宅地開発がどんどん進んでいっている、これは空港の容量拡大に伴うこれからの就業者の受入れ、そしてまた、今までこの十数年やってきた横芝光町の子育て支援策は、近隣の町からも移住してきたり、こういう状況があるところの中で、やっぱり時間とタイミングの問題もあって、今ある意味、千載一遇のステップアップする大きな大きな過渡期なのかなというふうに感じております。

一方、騒音対策の問題ですとか、先週あった、ああいう台風による大雨等による災害、安全安心をどう担保していくかという開発と裏腹の部分、こういうものもございます。その辺のところはしっかり見なければならぬところだというのは重々認識しています。

あと、もう一つ危惧しているのは、人材の不足です。やはりこの人材不足というのは、今、人口が減って、子供が減っていく中で、やはりこれしっかりした優秀な職員をこの横芝光町でどのように維持できるのかというのも大きな問題の一つというふうに私は捉えています。

ご心配いただいているように、やはり財政基盤のしっかりしたにこしたことはないわけですけれども、その辺のところは、地方交付税制度、そしてまた、周辺騒音に対する成田国際空港株式会社からの周辺対策交付金を上手に利用しながら、やはりバランスの取れた、先ほど議員おっしゃられましたけれども、選択と集中、スクラップアンドビルド、当然のことながらそれをしっかりやって、また、産業においては、新たな産業のみだけではなくて、既存の農業分野に対してもこれからも投資をしていかなければならない部分があります。その辺のところをバランスよく、そして何よりも今ある財産を将来に向けての投資というようなコンセプトもあってもよろしいかと思っておりますし、それに対して、今後しっかりと、私をはじめ、職員一人一人が、今、市原議員がおっしゃられた思いの中で、今後、施策を、また、皆さんからお預かりした予算をしっかりと使わせていただくという思いの中で進めていきたいと思っております。本当に、やっぱり日々、緊張の中で、この予算を執行していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 私からは2点質問があります。

実績報告書の29ページのヨリドコロ指定管理料、ここに入るかどうかちょっと分からないんですけども、観光まちづくり協会のホームページとヨリドコロ、JPだったと思うんですけども、2種類あるのは、これは何か同じような内容がかぶっているように感じたんですけども、なぜ2種類あるのかというのと、あと、次の31ページ、これもここに入っているかどうかちょっと私のほうで分からないんですけども、31ページの3行目ですかね、住宅改修事業補助金、町営住宅の改修なのかなというのは、この事業が何なのかというのと、あと町営住宅の、今ご意見として、老朽化が進んでいるのではないかというふうに聞いたんですけども、ちょっと私、まだ詳しく調査していない段階なんですけども、今どのぐらい老朽化しているのかとか、改修が必要な部分があるのかというところを教えていただければと思います。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 内田議員ご質問いただきました、駅前ヨリドコロに関するホームページが2つあるというところでございます。

ヨリドコロ、JPと、おそらくもう一つは、観光まちづくり協会のホームページのことをおっしゃっているのではないかと思います。

それぞれ、まず観光まちづくり協会のホームページのほうが先にありまして、その後、ヨリドコロ、JPを作る中で、いろいろなものを盛り込んで作ってまいりました。

ただ、ご指摘がありましたように、重複している、二重管理が生じてしまうという部分がございますので、今後、統合を検討していくという方向ではおります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） まず、住宅改修事業補助金の関係ですけれども、こちらにつきましては、リフォーム補助金になりまして、家とか外構ですとか、そういうものを個人の方が町内の業者を使って改修した場合に出す補助金になります。

町営住宅の関係ですけれども、老朽化ということで、町営住宅につきましては、昭和40年前半から中盤にかけて建てたものが全てでございまして、詳しいことは今ちょっと覚えていないんですけども、小田部住宅と、あと栗山住宅ともに大規模改修をしております、で

すから、今の時点では、老朽化しておりますけれども、大規模改修をして長寿命化しております。

以上になります。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、何点か教えてください。

まず歳入のところなんですけど、私、決算書に基づいて質問しますので、51ページの歳入、企業版ふるさと納税15万円とあります。この寄附金なんですけど、業者さん、会社さんの名前を教えてくださいと思います。

それと、あと歳出になります。77ページ、2款1項2目のストレスチェック制度の委託料65万5,622円ですが、何人くらいの方が職員でストレスチェックを受けたのか教えてください。その下のハラスメント相談窓口業者の委託料17万6,000円、これの委託、ストレスチェックの委託先の名前と、それからハラスメント相談窓口の委託料の委託先の名前と、それからハラスメントの相談は何人あったのかというのを教えてください。

次に、87ページ、総務管理費、2款1項7目の駐車場等用地賃借料209万7,948円、役場の職員が使っている駐車場のことだと思いますが、これ何人から、地権者から借りているのか、そして、どれくらいの面積があるのか教えてください。

それと町の中に、町所有の駐車場の土地があるかどうか、あるにはあるんですけど、どれくらいあるかというのが分かれば教えていただければと思いますが、ちょっと通告してなくて申し訳ない、分かればいいです。すみません。教えてください。

それから、91ページの2款1項8目の住宅取得奨励金交付事業52件、2,880万円ですが。交付が52件なんですけど、申込みが何件あったのか。52件で終わっているんであればいいんですけど、多分、交付よりも申込みのほうが多かったんじゃないかなと思います。どれくらいあったのか教えてください。

それから、191ページにいきます。5款1項3目の飼料用米等拡大支援事業補助金2,045万7,000円ですが、これのそれぞれの面積と、それから、別々だと思うんですね。固定団地型というのが18.9平米、これの単価と、それから、その下のブロックローテーション型の83.18ヘクタール、これの単価、それから飼料用米等生産支援事業の247.9ヘクタール、これの単価、それから拡大支援型105.25ヘクタールのそれぞれの単価を教えてくださいと思います。

それと、需給調整推進対策事業費補助金ですが、3,866万1,697円、これの単価を教えてください。

ださい。197法人と個人ということになっています。この個人の人数は、これ何人の人数になっているのか教えてください。

それと、その下の水稻病虫害防除対策事業費補助金、536ヘクタール、266万9,285円ですが、これの支払われた人の人数と単価といいますかね、それを教えてください。

その次に、195ページの飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金63万3,000円ですが、これちょっとどのようななんとなくわかるんですがちょっとこれの内容を教えてください。それと、その事業者の数を教えてください。

それと、207ページの5款2項1目の森林管理事業の積立金358万2,000円とあります。この積立金の今後の利用方法を教えてください。

そして、213ページ、6款1項1目の就労相談支援事業の備品購入とあります。説明ではパソコンとたしか聞いた記憶あるんですが、これ何台パソコンを入れるのか、パソコンの設置場所も教えてください。

次に、6款1項1目の同じところの横芝光インター周辺開発事業、この基本計画の委託料、2,508万円とあります。どれくらいの基本計画が進んでいるのか、進捗状況を教えてください。

235ページ、7款5項1目の栗山団地維持管理事業、修繕費として17万2,480円ですが、私、説明を受けたときには、2棟分の除去というふうになんか記憶があるんですが、それにしてもちょっと金額的には随分低いから私の聞き間違えだと思えますが、これどのようなものなのか教えてください。

そして、239ページの8款1項3目の防災行政無線維持管理事業の施設整備工事として、光地区で23基の工事というふうになっています。どのような工事内容なのか教えてください。

以上、1回目の質問とします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） それでは、企画空港課所管のところについてお答えさせていただきます。

初めに、歳入、51ページ、企業版ふるさと納税の関係ですけれども、寄附をいただいた企業には事前に法人名と寄附金額の公開同意をいただいていますので、所在が東京都練馬区にございます本社組織ですけれども、株式会社五十嵐商会、1件でございます。

次に、91ページの住宅取得奨励金に関しまして、申込件数ということですのでけれども、これ申込件数と交付件数はイコールでございます。予算がないから支出しないということは基本

的にしませんので、そこは補正なりで対応、仮にそういうことがあったら、できる限り補正等で対応いたします。

あと、213ページ、横芝光インターチェンジ周辺開発事業の基本計画策定業務の進捗状況ですけれども、基本計画としては、策定が終わっておりまして、これに基づいて土地所有者の勉強会だとかを今年度に始めているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） それでは、山崎議員ご質問の77ページになります。ストレスチェック制度業務委託料なんですけど、東陽病院を除く、行政職、特別職、また会計年度任用職員を含む249名を対象として実施しました。回答あったのは243名で、6名、未回答があったんですけれども、この方については休職者でありましたので、243名、回答しております。実施したのは、10月に実施しております。業者につきましては、東京都にあります株式会社フィスメックというところでございます。

続きまして、ハラスメント相談窓口業務委託につきましては、これにつきましては、町職員を対象にして行っている相談窓口業務でありまして、令和2年10月から行っておりまして、委託会社につきましては、やはり株式会社フィスメックという東京にある会社でございます。過去に相談があったのは、今の時点では1件となります。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） それでは、87ページの駐車場等用地賃借料の件でございます。

何人からお借りしているかということにつきましては、4人でございます。面積につきましては、借地の面積につきましては4,098平方メートル。役場の敷地ということだったかと思えます。役場庁舎が建っているところ、体育館が建設されているところ、あと、町民会館の敷地も含まれます。これが合計しまして、およそ1万5,000平方メートルでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） ご質問いただきました件について答弁させていただきます。

まず、飼料用米等拡大支援事業補助金のうち、固定団地型の単価でございますが、10アール当たり4,000円でございます。続きまして、ブロックローテーション型、こちらの単価は10アール当たり1万1,000円でございます。続きまして、飼料用米等の単価のほうですが、

こちらのほうは500円から3,500円の間で、前年度の作付費によって変わってまいります。こちらのほうは、ちょっと口頭で言うのには難しいので、後ほど窓口などで確認いただければと思います。それから、拡大支援型のほうが10アール当たり5,000円でございます。

続きまして、需給調整推進対策事業費のこちらのほうの個人の数ですが、179人となっております。

続きまして、水稲病虫害等防除対策事業補助金のほうですが、こちらのほうが10アール当たり500円となっております。申請者数は87名です。

続きまして、195ページ、加工用米等流通加速化支援事業ですが、こちら対象者のほうは1名となっております。1名の方は、こちらフレコンの計量器のほうを導入したものでございます。

続きまして、207ページ、森林管理事業積立金のほうでございますが、今後の利用方法はということでございます。こちらのほうは、木材利用の啓発や促進、あるいは森林の育成などの事業に使用ができます。当町には森林組合がございます。そちらの方々もこの事業に対しては大変興味を持っていらっしゃいますので、協議をしながら実施の方向を検討してまいりたいと思います。

それから、213ページ、就労相談支援事業の備品購入費でございますが、パソコンのほうは1台でございます。設置場所のほうは、東庁舎の1階ロビー、農業委員会などがあるロビーの就労情報などを掲示しているブースに設置してございます。こちらのほう、金額的には少し大きいのですが、通信の設定費などを込んだ金額となっております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 決算書の235ページ、栗山団地維持管理事業の修繕料の関係ですけれども、こちらのほうは、除却は令和3年度に2棟除却しておりまして、こちらのお金は風呂場のドアの修繕ですとか、あと防犯灯のポールの修繕とか、4件の修繕料になります。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 決算書の239ページでございます。防災行政無線維持管理事業であります。この中の14の工事請負費、施設整備工事でございますけれども、行政防災無線、屋外拡声子局ということで、72時間対応改修工事を行っております。これにつきましては、停電時に、今まで24時間の対応でしたけれども、これが今度72時間という対応で、光地

域につきまして令和4年度行っております。また、残りの横芝地域につきましては、令和5年度、もう発注しております、実際に8月23日に横芝地域の20か所終わっておりますので、横芝光町全体が72時間対応になっております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

歳入のところですね、会社名を聞いたというのは、業者と、それから行政がこの企業版のふるさと納税によって癒着というか、そういうものが起きる可能性というのもしもあらずなのかな、どのような、金額的に大きい金額ではないんですが、ちょっとそここのところを心配したもので質問させていただきました。

それと、ストレスチェックに関しては、行政職の職員、それから任用職員も含めて全員されているということで安心しました。どのようなチェックになっているのかというのは本人しか知らないと思いますので、一安心というところであります。

そのような中で、ハラスメントの相談件数が1件というようなことがありました。それと、休職中の職員は6人いるというようなところで、この休職中の6人に対しても、それぞれいろいろ事情があろうかと思いますが、このようなハラスメントとか、そういうことがなくて休んでいれば問題ないんですが、ちょっとそここのところも心配になるところであります。

それから、駐車場の賃借料ですが、総務管理費のところでは200万を超えているわけですね。4人からということですが、面積としては、4,098ということは約4反歩になるかと思いますが。なかなか買うという方向では、ちょっと考えて、町のほうも、この駐車場だけじゃないんですが、借りている土地はなるべく買っていくという方向でないと、どんどん借りていけばいるだけは賃借料、払わなくちゃしょうがないので、こここのところをどのように考えているのか。私は、できるところから買っていくということが非常に必要だと、財政の面からも大事だと思いますので、ちょっとこここのところをどういうふうに考えているのか、町長に一言、質問します。

それと、住宅取得奨励金の交付事業52件で、申込みの52件、予算が足りなくなることはない、補正で追加するということの答弁だったかと思いますが。まず、ぜひ、このようなことというのは、こういういい条件は広まって、この横芝光に移転というか移住してもらえよう、そういうアピールを企画のほうでもどんどんしてほしいなというふうに思います。

それから、飼料米等の補助事業ですが、今いろいろ事業によって値段も違うということが分かりました。農家、非常に厳しい中で、飼料用米のこの金額というのも決して高い金額ではないんだと、10アール当たりのというようなことがちょっと感じました。町ができるどころというのは非常に限定されて限られているので、もっともっとどんどん増やしてくれというようなことも言いたいところなんです、なるべくそのところは、町がどのような形ができるかというのは別にして、町の産業は、農業、特に水田の米なので、このところはもっと町のほうもいろんな面で考えていってほしいなというふうに思っています。

それから、森林管理の事業の積立金ですね。これ私たちの税金から年間1,000円という形でとられているお金なんです、有効に使ってもらいたいなと思います。そのところでは、もし使うといったときには議会のほうに議決するということになるんでしょうかね。そのところはちょっと確認したいと思います。

それと、備品購入のパソコン1台ということで、これ結構な値段ですよ。こんなにやっぱり設定するのにかかるんだというのがちょっと私もびっくりしたので、これだけかかるということであれば仕方ないんですが、これ今はパソコンあると思うんですが、そのパソコンでは使えないのか、用は足さないのかどうなのかをちょっと教えてください。

それと、栗山団地の維持管理事業に関しては、令和3年度で、これ除去が終わっていると。戸建ての住宅ですよ。そうですね。あと残っている分のほかの除去に関してお金かかったというような認識でよろしいんですかね。

以上で、あとは理解しました。すみません、町長、お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今現在あるこの役場庁舎内の駐車場の借地のみならず、旧町時代からふれあい坂田池公園の周りですとか東陽病院、また図書館、また芝生広場等々、旧町時代から、当時、財政的な部分もあって買取りができないで事業を行ったというものがそのまま継続しているような状況の中でありましてけれども、その当時、お願いしてお借りして契約をさせていただいたものでございますので、ただ、部分的には、相続等の要望があって、買取りをしてくださいという部分については、何か所かもう既に入収はさせていただいておるところでございますし、また一つ付け加えさせていただきますと、この役場の4名の方の駐車場で借地をさせていただいている中で一番単価が高かったという部分の中で、もう十数年前でございましてけれども、一旦は値引きをというか、単価を低く抑えさせていただく努力をしまして、それに応じていただいたという経緯もございまして、ご報告させていただきます。



以上です。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 森林管理事業の今後の実施に関しましては、当然、予算要求をして、議会の承認を得た上で執行していくものとなりますので、その際にはご理解のほうをお願いいたします。

それから、就労支援のほうのパソコンでございます。こちらのほうは、広く一般の方々が利用されるパソコンとなります。そうしますと、どうしても役場のほうで使っているパソコンとは仕様が異なってまいりますので、別で必要となってきます。また、一般の方々が使うものでありますので、相応のセキュリティー対策のほうを施す必要がありますので、こういった値段になります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらのほうの対象となっております、こちらの整備をしたことで求職者のほうがわざわざハローワーク千葉のほうまで行かなくてもいろいろな求職のほうをできるような環境を整えることとなりました。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

説明分かったんですけどもね、課長、今パソコン、就労支援の支援事業で備品購入費82万7,200円なんですけど、パソコン1台、いろいろ設定して、町民の人が自由に使えるようなパソコンだ、セキュリティーのと言いましたが、こんなにやっぱりかかるものなんですね。パソコン1台ということでもちょっとびっくり私もしているところなんですけど、いろいろやってもらってこの値段なんだろうけれども、納得してということでしょうから、納得はいたします。

それと、最後の要望としまして、町長から今、契約に当たっての土地の借地料の、要するに見直しですよ、見直しをさせてもらったということなんですけど、代が変わったりとかということの中で、所有者が変わるとかということの中で、買ってというようなことで言われてというようなことというのは分かりますが、やはりこんなに農家が苦しいのに、これだけ年間もらっていていいよなというような、どうにかしないと、でも、それはしようがないだろう、一気にではできないけれども、少しずつは町が買い取るような、そういう努力はしていないとまずいよなという話はね、私もよく相談を受けるんですけど、そのところは、やはり町長もそのような認識でいいとは思いますが、ぜひそういう方向で努力して欲しい

なというふうに思っています。

質問は以上です。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） パソコンのほうなのですが、金額のほう、こちらの中には、5年分の保守費が入っているものになりますので、その分を先払いするという考え方でこの金額となります。よろしくお願いします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 討論の声がありますので、これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、一般会計決算に対する私は反対の討論をさせていただきます。

令和4年度一般会計決算に対する討論を行います。

初めに、歳入を見てみますと、町税で2.1%、法人町民税で3.6%、固定資産税で4.3%の自主財源の増額となっています。しかし、個人住民税の0.9%減額は、個人所得が減っているということです。新たな住宅建設の増加による税収増は、若者の転入によるところかは分かりませんが、町民の生活は、所得が上がっていない中でますます苦しくなっていることは事実です。

歳出ですが、初めに総務費です。総務管理費が前年比11.6%減です。正規職員から会計年度任用職員に置き換えて行政運営をしているということです。これは、政策立案力を弱めることにつながります。民生費は7.2%減となり、老人福祉費は34%の大幅な減額となっています、前年度ですが。利用者数の減が理由とのことですが、利用したい人が利用できないことが大きな問題ではないでしょうか。

町の基幹産業である農林水産業費の執行残が10.8%、予算の多くを占める農業費は11%の執行残があることは、農業支援が不十分ではないでしょうか。若い農業者を引きつける決算とは思えませんし、耕作放棄地の広がりをもつながっていません。町の将来像

をつくる都市計画費は前年比倍増ですが、人口減少の中で、未来の町の姿の方向性を見失わないようにしなければなりません。

最後に、基金残高の状況についてです。財政調整基金は全体の34.6%、17億8,400万3,000円で、標準財政規模の20%を超えた基金となっています。一般的には10%と考えた場合に、20%を超えてため込む自治体は少なく、ため込むのではなく、町民の福祉のために使うべきであり、それは地方自治体の本旨です。

よって、令和4年度決算については反対として討論とします。

○議長（鈴木和彦君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私は、議案第3号について賛成する立場から討論いたします。

提案されました令和4年度一般会計決算については、歳入歳出、差引き4億4,150万1,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は4億2,180万8,000円の黒字となっております。

内容を見ると、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として実施した地域経済活性化・生活者支援商品券発行事業をはじめ、農・工・商業者向け物価高騰対策応援金など、国及び町独自の施策を迅速に執行しております。また、成田空港のさらなる機能強化に伴う環境対策や地域振興策の推進、横芝光消防署や横芝小学校の改築事業、横芝光インターチェンジバス停整備などのインフラ整備のほか、企業誘致促進事業をはじめとした地方創生事業、健康づくりや子育て施策など、町民に密着した事業が計画的かつ着実に推進できたと評価をいたします。

コロナ禍の3年間を経て、人々の暮らしや価値観は一層多様化し、デジタル化が急速に進展するなど、町政を取り巻く環境に大きな変化が生じています。そうした中、今後は、子育て、教育、福祉、まちづくり、行政の在り方自体も含め、町政を時代や社会のニーズに合わせて機動的に変革し、様々な変化を捉えた施策を展開するとともに、「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向け、取り組んでいただきたいと思います。願うところでございます。

私は、町の今後の財政運営において、限りある財源を有効に活用し、より一層の住民福祉の向上に努めていただくことを望むとともに、行財政改革を進めながら事務事業の執行とその効果に大きな期待を申し上げ、令和4年度一般会計決算に賛成をいたします。

○議長（鈴木和彦君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午後2時といたします。

（午後 1時47分）

---

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

---

#### ◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第5、議案第4号 令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 1点お伺いしたいと思います。

決算資料の37ページ、短期人間ドックなんですけれども、契約外医療機関、これ12名とございますけれども、医療機関数をまず教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 住民課長。

○住民課長（小川健二君） 契約医療機関、契約外医療機関なんです、これ上にある医療機関につきましては契約しておりまして、それ以外の契約機関ということになります。

必須としている検査項目を実施できる医療機関は全て対象になるんですが、この12名に関しての幾つの医療機関でこの12名の方が受診しているかというのは、今、手元に資料がございませんので、申し訳ありません、後ほどお伝えしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） よろしくお願ひいたします。

その際に、契約外医療機関の助成金、人間ドックの助成金というのは、通常の助成金になるのか詳細も教えていただければと思います。あと、医療機関名も差し支えなかったら教えてください。後ほどで結構です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 討論の声があります。

これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、議案第4号 横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についての反対の討論を行います。

国保加入者の平均所得は、被用者保険に比べてかなり低い水準となっています。にもかかわらず、被用者保険の保険料と比べて、国保の保険料は非常に高い保険料となっているのが特徴です。国保加入者の4割近くが65歳以上75歳未満の高齢者で、医療を必要とする度合いも高く、他の公的医療保険よりも医療費が高くなる傾向の加入者です。負担能力の低い高齢者やフリーターや無職者が多いため、保険料がより高くなるという状況になっています。

必要な医療費を加入者に割り振る仕組みになっているため、国庫負担がそれなりに投入されなければ維持することはできません。国庫支出金の割合は、1980年代の約50%から、2008年度から25%になってしまい、加入者所得の低い自治体ほど高い保険税を納めることになってしまいました。国保は、国庫負担が投入され、社会保障として運営されています。社会保障としての性質から、国保加入者の高過ぎる国保税対策をしなければなりません。何ができるのか求められています。

今年度は未就学児童均等割の半額支援がありました。しかし、就学したら負担が増えることになってしまうことは、社会保障の後退を意味します。町から国に国保加入者の負担軽減を求め、町独自の負担軽減策を求め、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の反対討論としま

す。

○議長（鈴木和彦君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 私は、議案第4号について賛成する立場から討論をいたします。

本会議において、町執行部から説明があったとおり、令和4年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の実質収支は1,687万7,000円の黒字でありました。

決算の内容を見ますと、国民健康保険税では、被保険者の減少等により決算額は減少しておりますが、徴収率向上に向けた取組による被保険者の皆様のご理解もあって、現年度分の徴収率は94.3%と令和元年度より94%台を推移しております。特別交付税についても保険者の疾病予防、健康づくりなどへの取組を評価し交付される保険者努力支援分の交付額は、多少の前後はありますが、同水準を推移していることから、財源確保の努力は見られるとともに、財政運営の責任主体である千葉県と連携し、円滑な運営がされていると思われま

す。また、疾病予防と健康づくり促進等を目的として実施されている各種保健事業の特定健康診査、保健指導、短期人間ドック助成、水中ウォーキング教室、さらには、令和3年度から始まったヘルスアップ教室は、参加者数が年々増加しており、これらの事業のさらなる充実が図られることで医療費の抑制につながることを期待いたします。

今後とも、自分らしく生き生きと暮らせるまち実現のため、国民健康保険制度の健全な運営に努めていただくことをお願いして、令和4年度国民健康保険特別会計決算に賛成いたします。

○議長（鈴木和彦君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第6、議案第5号 令和4年度横芝光町後期高齢者医療特別会計  
決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第7、議案第6号 令和4年度横芝光町介護保険特別会計決算の  
認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません、基本的なことを伺うような状況ですが、よろしくお  
願いします。

決算書の433ページ、下から4行目でしょうか、通所型サービスB補助金、令和2年度か  
らスタートということでありましたけれど、もう一度、内容を教えてください。

続いて、435ページ、上から4行目、介護予防運動教室ということで、きらり若返り運動  
と伺ったのでしょうか、貯筋運動のことでしょうか。その令和4年度の人数と、元気☆はつら  
つ運動教室という紹介がありましたけれども、この人数を教えてください。

一番下から2番目の成年後見制度利用支援費、これ何件くらい令和4年度あったか教えて  
ください。

437ページ、真ん中からちょっと下のほうの認知症初期スクリーニングシステム委託料、この内容をもう一度教えてください。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 433ページ、通所型サービスBの内容から回答させていただきます。

こちらにつきましては、ボランティア主体で、通いの場を設け、体操や能力トレーニングなどの活動を行うものです。令和2年度から始まりました事業で、年間24回開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができず、団体が加入する民間保険分を補助しております。

続きまして、介護予防運動教室委託料、こちらの内容と人数ということです。

こちらの委託料は、元気☆はつらつ運動教室ということで、株式会社河合楽器に委託しております。介護予防の推進を図るため、健康運動指導士の指導によるストレッチや筋力アップのための介護予防運動教室を委託しております。こちらにつきましては、令和4年度の参加人数ですが、延べ764人ということとなっております。

成年後見制度の利用支援費ですが、こちらにつきましては、後見人の費用扶助が5件、それから診断書作成費用の扶助が1件、申立て費用の扶助が1件でございます。合計7件でございます。

認知症初期スクリーニングシステム委託料の内容等でございますが、こちら町のホームページに、簡易に認知症のチェックができるシステムといいますか、町のホームページの中に組み込んで、認知症の心配があるかどうかという判断が、選択に答えていきますと最終的に出るような形になっています。ご自身の診断をするのはもちろんなんですが、知り合いの方の選択肢を選んでいただくと、そちらの結果が表示されるようになっています。

2種類ございまして、「これって認知症？」、これはお知り合いの方ですとか家族が心配な場合に選択肢を選んでいくものになりますが、そのシステムのほうの利用者は660人いらっしゃいました。「わたしも認知症？」というのが、ご自身の認知の具合を判断するものになりますが、こちらが576人の利用でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 詳細にありがとうございました。



すみません。福祉課長、きらり若返り運動、貯筋運動、これと、河合楽器さんの元気☆はつらつ運動教室というのは、同じものなんですか。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） きらり若返り運動は、各地区で実施いただいている事業でございます。地区ごとに、福祉課、あるいは健康こども課の保健師、あるいは介護の重度化防止推進員さん、こちらのご協力をいただきまして、地区に出向きまして運動をやっているものでございます。よく百歳体操ですとか、そういったことを聞かれると思うんですが、それに似たような形で、集落に出向きましてやっている運動になりますね。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

そうすると、手を挙げている集落と全くやっていない集落と、町の中もいろいろだと思うんですけども、強制してやらせるものではないし、やってもらえるものではない、やっぱり喜んで自ら自発的に地域で声を掛け合って、そういう呼んでやっていただくのが健康につながる、まずスタートラインだというふうに思うんですけども、ぜひ町内全域に声をかければ、もしかしたら、何人か声をかけて、立ち上げてもいいんじゃないかなと思っている人も私も耳にしておりますので、ぜひ積極的に町内全域に広がるようにお力添えをお願いしたいというふうに思います。答弁は結構です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第8、議案第7号 令和4年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第9、議案第8号 令和4年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、1点。477ページです、決算書。食肉センター再編整備出資金100万円です。食肉センターの再編状況、今現在どのようになっているのかお答えください。

○議長（鈴木和彦君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司 勇君） 食肉センターの再編整備の進捗状況ということでございます。

食肉センターの再編整備を進めるに当たりましては、県内5つのと畜場が100万円ずつ出資いたしまして、令和4年6月に株式会社成田食肉流通センターを設立いたしております。センターが設立の新センターの建設候補地の調査研究を進めているところでございますが、

千葉県食肉流通協議会作業部会で合意されました2つの候補地以外にも再度、ほかに適地がないか、新会社の社長である佐藤町長が中心となって、数か所について現在検討を進めているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 今、数か所、検討しているということです。

場所どこということはちょっと今の段階では言えることではないと思いますが、なかなか候補地、決まらない一番大きな問題というのは何になりますか、候補地が決まらない大きな問題は。

○議長（鈴木和彦君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（郡司 勇君） まず土地の広さが、千葉県食肉流通協議会の作業部会では10ヘクタールというものを一つの目標としておりました。まとまった土地ということと、あとは排水の問題であったり、民家からの距離であったり、また家畜疾病の発生した際、近隣のセンターからの距離というものもございまして、それらを複合的に考えて、今検討しているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

東陽食肉センターも年々老朽化がひどくなっていく状況だと思います。もうそんなに待てる状況でもないと思いますので、ぜひ町長、本腰を入れてと言ったら怒られるかもしれませんが、本腰入れているよということだと思いますが、いや、ここのところはもう意識をちょっと危機感持って、ぜひ、町長の指導力に頼るしかないと思いますので、町長、一言お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当にこの施設が特殊な施設ということもありますし、極めて、正直、大きな問題の中でなかなか決まらない状況があるんですが、まだはっきり申し上げられる段階ではないのですけれども、可能性のある部分につきましても今、道筋ができつつありますので、それができ次第、皆様方にもご報告させていただく、そういう状況でございます。本当にもう皮一枚つながっているような東陽食肉センター、これは実際、事実でございますので、それについては、非常に危機感を持って進めていきたいとか進めておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第10、議案第9号 令和4年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第11、議案第10号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題と

します。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第12、議案第11号 令和5年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） すみません、1つ聞かせてください。

先ほど11号の説明のときに、事務長から、法律相談費用の件がありました。これで顧問先割が利いているということで、この顧問の弁護士の所属と氏名、それから年間顧問料を教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君） 町の顧問弁護士でありまして、千葉市にあります門山綜合法律事務所になります。顧問料につきましては、町の全体での顧問料になりますので、ちょっと東陽病院のほうでは把握しておりません。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） すみません、ちょっと名前が聞き取れなかったもので、もう一度。そ

れから、顧問料、分からなければ結構です、後ほどで。失礼いたします。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） 失礼しました。顧問弁護士料ですが、年間60万支払っております。

〔「名前は」と言う人あり〕

○総務課長（及川雅一君） 門山綜合法律事務所です。年間60万のお支払いをしております。

以上です。

〔「ありがとうございました」「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第13、議案第12号 横芝小学校改築機械設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 1点だけちょっとお聞きします。

この機械設備工事ですが、機械と、それから配管とか、そういうようなものは入るんでしょうか。水道とか、そういうような配管工事はこれには入ってくるんでしょうか。電気は別だと思いましたが、お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 工事内容についてお答えいたします。

まず空調換気設備、これ校舎と体育館、こちらの一式でございます。いわゆるエアコンで

すね。それと、もう一つは給排水の衛生設備です。具体的に申し上げますと、受水槽30立米、給水ポンプユニット1台、屋内消火栓ポンプ1台、電気温水器10台、洋式大便器61基、小便器36基、洗面台68基、合併浄化槽110人槽、あとは各種の制御盤、各種の配管工事となります。

以上でございます。

〔「分かりました」「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木和彦君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年9月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後　2時29分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木和彦

議員 鈴木輝男

議員 印東彦治